

小千谷市こども計画

令和7年3月

(令和8年7月一部改定)

小 千 谷 市

ごあいさつ

本市では、「小千谷市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児教育・保育の無償化、放課後児童クラブの受け皿拡大、病児病後児保育室の預かり利用料減額など、様々な子育て支援事業を拡充してまいりました。

しかしながら、こどもや若者を取り巻く状況は日々変化しており、その変化を的確に捉え、さらに多様化するニーズを把握することがますます重要となっています。

国はこのような社会背景を受けて、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を「こどもまんなか社会」と位置づけ、これまでの支援策に加え、すべてのこども・若者の健やかな育成や、困難を有するこども・若者とその家族への支援も盛り込んだ計画策定を努力義務としています。

こうした状況を踏まえ、本市としても、すべてのこどもの権利を守り、将来にわたって幸福な生活を送るための支援を総合的に推進する必要があります。

そのため、「第2期小千谷市子ども・子育て支援事業計画」の検証と課題整理を行い、必要な事業を継承しつつ、こども・若者や子育て中の皆様の意見を丁寧に聴取したうえで、「小千谷市こども計画」を策定いたしました。

こどもは、私たちの社会の未来を担う大切な存在です。彼らが成長し、夢を追い、社会で活躍できる環境を整えることは、私たち大人の責任であり、使命でもあります。「小千谷市こども計画」は、教育・福祉・保健・文化をはじめとした、こども・若者への全方位的な支援を実現するための取り組みです。こども・若者への支援を強化するだけでなく、仕事と子育ての両立支援や、こどもたちが健やかに遊べる場を提供するなど、生活の質を向上させる取り組みも進めてまいります。

また、これからのまちづくりには、こどもの笑顔と成長が欠かせません。市民総参加で市民一人ひとりが地域、団体、企業、学校、行政と協力し、互いを尊重しながらその能力を最大限に発揮することが必要です。市民の皆様には、「地域社会全体でこどもを育てる」という意識を持っていただき、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様、計画策定を審議いただきました小千谷市子ども・子育て支援会議の委員の皆様、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

小千谷市長

宮崎悦男



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の位置付け	5
3. 計画の期間	6
4. 「こども」「若者」について	6
5. 計画の策定方法	7
第2章 第2期子ども・子育て支援事業計画の振り返り	11
1. 次世代計画継承事業	13
2. 地域子ども子育て支援事業	19
第3章 小千谷市のこども・若者を取り巻く現状	21
1. 人口動態	23
2. こどもの状況	26
3. 若者の状況	33
4. 子育て世帯・保護者の状況	39
5. まとめ	50
第4章 計画の考え方	53
1. 基本理念	55
2. 基本方針	55
3. 施策体系	55
4. 成果指標	57
第5章 施策の展開	59
1. 成長過程を通じた重要事項	61
2. 成長過程別の重要事項	85
3. 子育て当事者への支援に関する重要事項	105

第6章 子ども・子育て支援事業計画	117
1. 教育・保育事業等の提供区域	119
2. 量の見込み算出の考え方	120
3. こども人口の推計	121
4. 幼児教育・保育の量の見込み及び確保の状況	122
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況	125
6. 総合的な子どもの放課後対策の推進	136
7. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進	137
8. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	138
第7章 計画の推進	139
1. 計画の推進体制	141
2. 計画の公表及び周知	141
3. 計画の評価と進行管理	141
資料編	143
1. こどもからの意見聴取結果	145
2. 小千谷市子ども・子育て支援会議	152



第 1 章

計画の策定にあたって



1. 計画策定の背景と趣旨

国や自治体等の様々な機関において、これまで、こどもに関する施策に取り組んできましたが、少子化の進行、人口の減少に歯止めがかかっていません。加えて、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は、深刻さを増しています。

従来、こどもに関する施策は、それぞれの法律に基づき、それぞれの機関において進められてきましたが、国は、こども施策の基本理念や基本事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4（2022）年に「こども基本法」を制定し、令和5（2023）年4月に施行しました。また、同年12月には、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困に関する大綱」を一元化するとともに、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

本市では、平成26（2014）年度に「第1期子ども・子育て支援事業計画（以下、第1期計画）」、令和元（2019）年度に「第2期子ども・子育て支援事業計画（以下、第2期計画）」を策定し、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指し、すべての子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組んできました。

令和6（2024）年度で、第2期計画の計画期間が満了することから、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とする新しい計画を策定しました。新しい計画は「小千谷市こども計画」とし、「こども大綱」の理念に基づき、本市においても「すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」の実現を目指し、こども施策を総合的に推進するために策定するものです。

図表 1 子ども・子育てに関する法律・制度及び小千谷市の計画策定等の経緯

	法律・制度等	内容
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て支援法 関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記 ⇒小千谷市では「第1期計画」を策定
平成 30 年 (2018 年)	子ども・子育て支援法 等の一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定、こども もの利用者負担の引き下げ
令和元年 (2019 年)	子供の貧困に関する 大綱（第2次）改定	・学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育 支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた 女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援
令和 2 年 (2020 年)	少子化社会対策大綱 （第4次）改定	・「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージ に応じた総合的な少子化対策 ・結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立 支援、地域・社会による子育て支援、経済的支援 ⇒小千谷市では「第2期計画」を策定
令和 3 年 (2021 年)	子供・若者育成支援推 進大綱（第3次）改定	・すべてのこども・若者の健やかな育成、困難を有する こども・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り 拓くこども・若者の応援、こども・若者の成長のため の社会環境の整備、こども・若者の成長を支える担い 手の養成・支援
令和 4 年 (2022 年)	こども基本法成立 （令和5年4月1日施 行）	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進して いくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、 支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の 有機的な連携の確保
令和 5 年 (2023 年)	こども大綱閣議決定 （令和5年12月22日）	・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進す るため、政府全体のこども施策の基本的な方針等 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、 子供の貧困に関する大綱の3大綱を一元化
令和 6 年 (2024 年)	こどもまんなか実行 計画決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取 組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策 推進法改正	・令和17（2035）年3月末までの時限立法に再延長
	子ども・子育て支援法 等一部改正 （令和6年6月5日）	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・すべてのこども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育での推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

2. 計画の位置付け

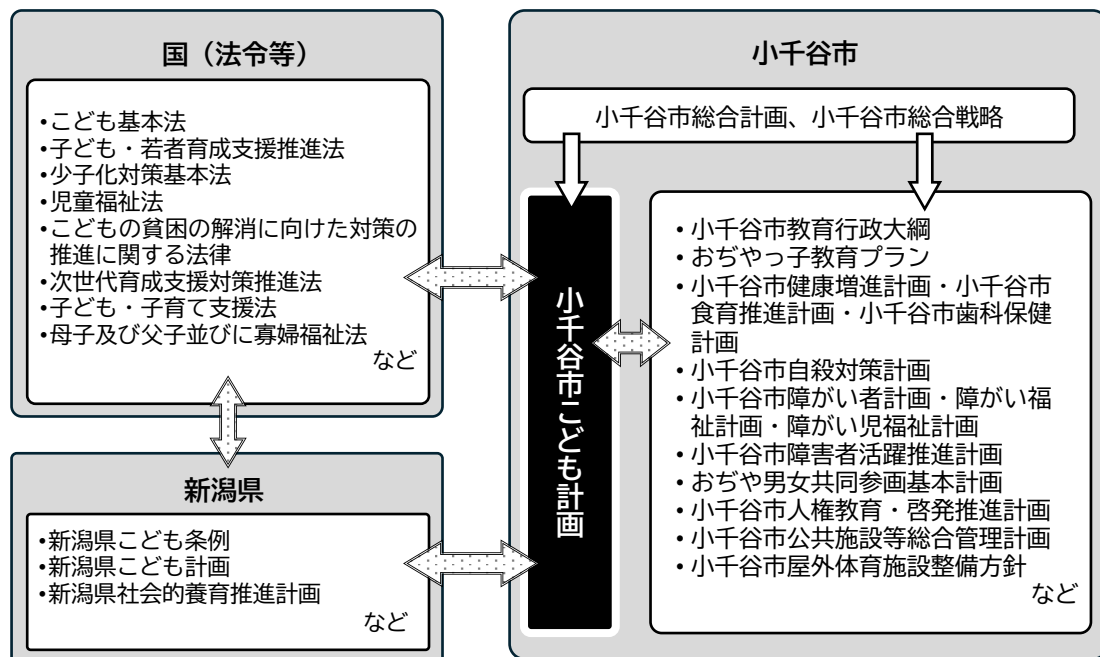
(1) 策定の根拠法令と他計画との関係

本計画は、「第2期計画」の考え方や成果を継承するとともに、「こども基本法」第10条の規定により、下記の計画を一体的に策定するものです。

- ① 「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ② 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく「市町村計画」
- ③ 「次世代育成支援対策推進法」第8条で定める「市町村行動計画」
- ④ 「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

また、本計画は、本市全体のこども施策を総合的に進めるため、上位計画である「小千谷市総合計画」をはじめ、その他関連計画との整合、連携を図ります。

図表 2 策定の根拠法令と他計画との関係



(2) SDGs との関係

SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて採択された国際目標で、平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの間に達成すべき 17 のゴール (目標) と 169 のターゲット (具体的な達成基準) から構成されています。

本計画でも、SDGs の達成につながるような取組を推進します。

図表 3 本計画に関連する SDGs



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 5 年間とします。

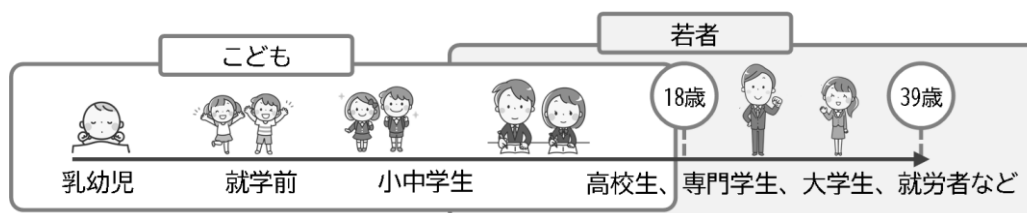
なお、期間途中で計画内容と実態に乖離が生じた場合には、柔軟に対応し、計画の実効性を高めるため、必要に応じて見直します。

4. 「こども」「若者」について

こども基本法は、社会全体でこども施策に取り組み、総合的に推進することとしており、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定めています。

これを踏まえ、本計画では 18 歳未満までの者を「こども」、思春期 (15 歳程度) 以上の者を「若者」、両者をあわせて指す場合は「こども・若者」とします。

図表 4 「こども」「若者」のイメージ



5. 計画の策定方法

幅広い分野にわたるこども施策をニーズにあわせて展開していくために、様々な立場の意見を収集し、計画を策定しました。

(1) 策定体制

1) 小千谷市子ども・子育て支援会議

小千谷市子ども・子育て支援会議設置要綱に基づき設置した本市の関係団体代表などから構成される「小千谷市子ども・子育て支援会議」において、計画内容や施策に関する事項などについて審議を行い、その結果を計画に反映しました。

(2) 市民の意向把握

本計画の策定にあたり、子育て世帯やこども・若者の意向を確認するため、アンケート調査、パブリックコメントなどを実施しました。

1) 小千谷市 子育て支援ニーズ調査

本調査は、子育て世帯のニーズ、今後のこども・子育て支援における課題を整理することを目的として実施しました。

図表 5 調査対象及び調査方法（子育て支援ニーズ調査）

調査対象者	就学前児童、小学生のいる家庭の保護者
調査期間	令和5年12月4日～令和5年12月23日
調査方法	未就園児は郵送で配布し、回収は郵送方式及びWeb回答方式で行いました。小学生、園児等は学校、保育園等を通じて配布し、回収は学校、保育園等を経由及びWeb回答方式で行いました。

図表 6 配布数、回収数（子育て支援ニーズ調査）

対象	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	900 件	692 件	692 件	76.9%
小学生	1,100 件	825 件	819 件	74.5%

2) 小千谷市 子育て世帯の生活実態調査

本調査は、子育て世帯の生活実態を把握することを目的として、小学5年生・中学2年生とその保護者を対象に実施しました。

(ア)小学5年生、中学2年生に対する調査

図表 7 調査対象及び調査方法（子育て世帯の生活実態調査（小学5年生、中学2年生））

調査対象者	小学5年生と中学2年生
調査期間	令和5年12月4日～令和5年12月23日
調査方法	学校を通じて配布し、回収は学校経由及び Web 回答方式で行いました。

図表 8 配布数、回収数（子育て世帯の生活実態調査（小学5年生、中学2年生））

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
579 件	410 件	404 件	69.8%

(イ)小学5年生、中学2年生の保護者に対する調査

図表 9 調査対象及び調査方法（子育て世帯の生活実態調査（保護者））

調査対象者	小学5年生と中学2年生の保護者
調査期間	令和5年12月4日～令和5年12月23日
調査方法	学校を通じて配布し、回収は学校経由及び Web 回答方式で行いました。

図表 10 配布数、回収数（子育て世帯の生活実態調査（保護者））

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
579 件	433 件	431 件	74.4%

3) 小千谷市子ども若者調査

子ども・若者支援施策を検討するうえでの基礎資料を得るために実施しました。

図表 11 調査対象及び調査方法（子ども若者調査）

調 査 対 象	18 歳から 39 歳までの市民
調 査 期 間	令和 5 年 12 月 4 日～令和 5 年 12 月 23 日
調 査 方 法	郵送で配布し、回収は郵送方式及び Web 回答方式で行いました。

図表 12 配布数、回収数（子ども若者調査）

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
1,000 件	383 件	382 件	38.2%

4) パブリックコメント

募集期間：令和 6 年 12 月 25 日～令和 7 年 1 月 21 日

閲覧場所：市役所（市民ホール）、市役所分庁舎、片貝総合センター、真人ふれあい交流館、東山住民センター、岩沢住民センター、川井住民センター、市民会館、ホントカ。、総合体育館、勤労青少年ホーム（ホットプラザ）、健康・子どもプラザ（あすえ〜る）、市民学習センター（楽集館）、本市ホームページ

5) こどもからの意見聴取

募集期間：令和 7 年 1 月 15 日～令和 7 年 2 月 4 日

対 象 者：小学 5 年生～中学 3 年生

実施方法：小学校、中学校経由で対象者に依頼し、GIGA 端末を活用して意見を募りました。



第2章

第2期子ども・子育て支援事業計画 の振り返り



第2期計画における事業の取組内容と今後の方向性をまとめました。

1. 次世代計画継承事業

図表 13 第2期計画における次世代計画継承事業の取組状況

No.	事業名	取組内容	今後の方向性	担当課
1	妊産婦新生児訪問指導事業	すべての妊婦・産婦・新生児を対象とし、訪問指導を実施しました。	助産師等が訪問し、妊産婦の健康状態や育児の相談、授乳指導を行います。産後、助産師等からの十分なケアを受けてもらうため、産婦・新生児訪問指導は100%を目指します。	健康・子育て応援課
2	うぶごえ教室	妊娠や出産、育児について学ぶ機会を提供するため、妊婦とその家族を対象に赤ちゃんの育児体験や座談会を実施しました。	就労している妊婦が多く、夫婦での参加も多いため、土曜日開催を継続し参加しやすい体制を維持します。	健康・子育て応援課
3	小千谷市特定不妊治療費助成事業	不妊治療または不育治療にかかる自己負担額に対して助成しました。	経済的な負担を軽減するため、該当する方に支援が行きわたるように事業の周知を強化します。	健康・子育て応援課
4	ベビー・ファースト運動	母子手帳配布時にマタニティキーホルダーを配布し、マタニティマークや事業の周知を図りました。	ベビー・ファースト運動普及のため、マタニティキーホルダーの配布を継続するとともに、広報誌やポスター掲示による事業の周知を図ります。	健康・子育て応援課
5	産後ケア	委託医療機関での宿泊や日中滞在、助産師の訪問により出産後の体の回復や育児指導を実施しました。	産後の母子が安心して子育てできるよう、医療機関や開業助産師と連携して事業の周知を図り、産婦が利用しやすい体制整備に努めます。	健康・子育て応援課
6	妊産婦医療費助成	令和5年度から妊産婦の所得制限を撤廃し、すべての妊産婦に助成しました。	対象者への周知を進め、経済的負担軽減を図ります。	健康・子育て応援課
7	学童思春期保健連絡会連携事業	生活習慣アンケートと思春期保健アンケートによって生活実態を把握し、関係機関との共有により、生活習慣の改善に役立てました。	こどもの生活習慣向上や思春期から成人期に向けた保健対策のため体と心の健康について普及啓発を行います。	健康・子育て応援課

No.	事業名	取組内容	今後の方向性	担当課
8	むし歯予防教室	歯科保健に対する意識啓発を図るため、保育園・認定こども園で園児及び保護者を対象とした教室を実施しました。	保護者及び園児に対する歯科保健教育により、効果的な仕上げみがきや生活習慣の定着を推進し、むし歯罹患率の減少を目指します。	健康・子育て応援課
9	フッ化物洗口事業	永久歯のむし歯予防のため、保育園・幼稚園・認定こども園でフッ化物洗口を実施しました。	安全で効果的なフッ化物洗口が行われるよう、関係職員の研修を実施したうえで、全園で継続実施します。	健康・子育て応援課
10	乳幼児健康診査事業・幼児歯科検診	乳幼児健康診査、幼児歯科検診を適切な時期に実施しました。	疾病の早期発見や必要な支援へつながるように、未受診者の状況を把握したうえで家庭訪問することで、関係機関と連携をとりながら、受診を促します。	健康・子育て応援課
11	予防接種事業	予防接種法に基づく接種勧奨と接種費用の助成を実施しました。	感染症と感染症による重症化予防のため、未接種者への勧奨などの対策を行います。	健康・子育て応援課
12	保育サポーター派遣事業	利用希望に対し、必要な保育サポーターを派遣しました。	講演主催の担当課と協力し、事業の周知に努めます。	健康・子育て応援課
13	子育てサークル支援	子育てサークル登録団体の公共施設使用料を免除しました。	子育て中の保護者と子どもたちが交流の場として活動する子育てサークルの負担軽減のため、公共施設使用料を免除します。	健康・子育て応援課
14	すこやか子育て教室	乳幼児の発達段階に応じた、親子のための関わり方を学ぶ教室を開催しました。	活動内容の充実により、参加人数の増加を図ります。	健康・子育て応援課
15	子ども医療費助成	令和5年10月より、高校卒業年齢相当までのこどもの入院通院費の自己負担を免除しました。	事業の周知に努め、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。	健康・子育て応援課
16	保育園等通園費補助事業	保育園・幼稚園・認定こども園に通園する児童の保護者に対し、通園費の負担軽減を図りました。	保護者の経済的負担軽減に努めます。	教育・保育課
17	乳児保育事業	全認可保育園・認定こども園において、乳児を対象とした保育を実施しました。	ニーズに応じた保育士の確保に努めます。	教育・保育課
18	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立の促進を目的とした手当を支給しました。	国の動向を注視しながら、制度の改正等に適切に対応し、手当を支給するとともに、事業の周知に努めます。	健康・子育て応援課

No.	事業名	取組内容	今後の方向性	担当課
19	児童手当支給事業	中学校修了までの児童養育者に対して、手当を支給しました。	国の動向を注視しながら、制度の改正等に適切に対応し、手当を支給するとともに事業の周知に努めます。	健康・子育て応援課
20	特別児童扶養手当	精神または身体に障がいのある児童養育者に対して、手当を支給しました。	関係機関との連携を強化し、制度の周知を図ります。	福祉課
21	障害児福祉手当	20歳未満で重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方に対して、手当を支給しました。	関係機関との連携を強化し、制度の周知を図ります。	福祉課
22	療育事業（プレイ教室）	家庭での療育を支援するため、こどもの成長や発達を促す教室を開催しました。	こどもの特性や発達に応じ、遊びやふれあいを通して成長や発達を促すとともに、保護者に寄り添い家庭における療育支援に努めます。	健康・子育て応援課
23	障がい児保育事業	障がい児の成長発達を促進するため、心身に障がいのある児童を健常児とともに保育する集団保育を実施しました。	ニーズに応じた保育士の確保に努めます。	教育・保育課
24	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の父または母及び児童等の医療費を一部助成しました。	ひとり親家庭等の経済的負担軽減を図ります。	健康・子育て応援課
25	児童補装具交付及び修理の扶助	身体機能の獲得や補助のために用いられる補装具の購入や修理に要する費用を支給しました。	関係機関との連携や事業の周知を進め、個々の成長や障がいに対応できるよう、支援に努めます。	福祉課
26	軽・中等度難聴児補聴器購入費補助事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の補聴器購入費の一部を補助しました。	関係機関との連携や事業の周知を進め、個々の成長や障がいに対応できるよう、支援に努めます。	福祉課
27	世代間交流事業（高齢者学級）	人とかかわり合いを学ぶ場や生きがいの場を提供しました。	世代間交流の効果をより引き出せるプログラムを検討します。地域において世代を超えたつながりや相互理解を深めます。	文化スポーツ課
28	地域子育て交流事業（地域子育て創生事業）	保育園を核とした地域住民との参加・交流による子育て支援活動を実施しました。	保育園を核とした地域住民間の交流促進を図ります。	教育・保育課
29	地域の見守り事業	青少年補導委員、主任児童委員及び民生委員・児童委員等により、児童生徒の見守りや支援活動を行いました。	現状にあわせて事業の見直し等を検討しつつ、関係機関との連携及び事業の周知を図り、青少年の健全育成に努めます。	文化スポーツ課

No.	事業名	取組内容	今後の方向性	担当課
30	家庭児童相談員配置	家庭児童相談員を配置し、心身の発達や障がい児の養育など、こどもに関する相談窓口を確保しました。	家庭児童相談員を中心に、関係機関と連携し、支援に努めます。	健康・子育て応援課
31	児童遊園整備事業	町内会等の管理する児童遊園の遊具等の新設・増設・修繕に対して助成しました。	児童が安心して遊ぶことのできる場所とするため、児童遊園の確保を図ります。	教育・保育課
32	子どもの遊び場作り支援事業（地域子育て創生事業）	図書館や体育施設等を利用し、発達段階に応じた遊具や遊び場を提供しました。	安心・安全な遊具の維持管理に努め、遊び場を提供していきます。	にぎわい交流課 / 文化スポーツ課
33	交通安全思想の普及徹底	認定こども園、保育園、学校での交通安全教育を実施しました。	交通安全教室が一過性にならないよう、親子行事など家族で交通安全について確認する機会を検討します。 また、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進する周知啓発に努めます。	防災安全課
34	安全教育の推進	保育園・小中学校における各種安全教育の推進及び支援並びに各種安全点検を実施しました。	不審者に対する防犯対策や地震等自然災害を考慮した施設の安全対策を進め、児童・生徒の安全確保に努めます。	教育・保育課
35	防犯運動の推進	地域ぐるみでの防犯・見守り活動に対して補助し、実施体制の維持を支援しました。	地域ぐるみでの防犯・見守り活動への補助を通じて、関係機関との連携により、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。	防災安全課
36	子ども110番の家の増加・周知	こどもが危険に遭遇したり、困りごとがあるときに安心して立ち寄れる民間協力拠点の登録件数を増やすため、制度を周知しました。	登録件数の増加に向けた周知に努めます。	教育・保育課
37	就学援助事業	就学困難と認められる学齢児童生徒への就学経費を援助しました。	就学困難と認められる学齢児童生徒への就学経費の援助に努めます。	教育・保育課
38	学校支援地域本部事業	地域ぐるみでの学校運営を補助するコーディネーターが安心して活動できるように支援しました。	コーディネーターの確保・育成を行い、地域と学校の連携を進めます。	教育・保育課
39	放課後子ども教室推進事業	放課後のこどもの居場所づくりや知識・経験の伝承の場を提供しました。	多様な体験を通じ、協調性や社会性が育まれるよう取り組みます。	教育・保育課

No.	事業名	取組内容	今後の方向性	担当課
40	子ども農村交流プロジェクトモデル事業	受入れ家庭の減少により市グリーン・ツーリズム推進協議会が解散したため、事業を廃止しました。	—	にぎわい交流課
41	教育相談員配置	相談員を1名配置し、小中学校への訪問や電話相談により、悩みや困りごとのある児童生徒やその家族等を支援しました。	長期欠席や問題行動のもとにある個の特性や生育歴、取り巻く環境等を家族や学校に理解してもらい、適切な対応ができるよう支援します。 また、児童生徒の悩みや困りごとの相談に対して適切なアドバイスをを行います。	教育・保育課
42	適応指導教室開設	学校生活にうまく適応できない児童生徒への復帰を援助しました。	関係機関と情報を共有し、役割分担を行います。通級生への指導だけでなく、家庭・家族を巻き込んだ支援に努めます。	教育・保育課
43	青少年育成センター相談事業	不登校、学校生活、進路、心身の悩みなど様々な問題を抱えた子どもや家庭を支援するため、電話・来所・メールによる相談を行いました。	青少年の多様な相談に対応するため、他機関とのさらなる連携に努めます。	文化スポーツ課
44	中学生と赤ちゃんとのふれあい交流会	中学生と赤ちゃん、その親とのふれあい交流の場を提供しました。	若い世代に対して、将来の妊娠や出産、子育てについて考える機会の提供に努めます。	健康・子育て応援課
45	子どもの学習・生活支援事業	生活保護世帯等の小学4年生～中学3年生までの児童・生徒と保護者を対象に、学習支援や養育上の悩みについての面談・助言を行いました。	貧困の連鎖防止のため、関係機関との連携や事業の周知・対象者の把握に努めます。	福祉課 / 健康・子育て応援課
46	子育て世代包括支援センターの設置	妊娠期から学童思春期まで切れ目のない支援に向けて、妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口として、「子育て世代包括支援センター」を健康・子育て応援課内に設置しました。	関係機関との連携強化や子育て応援アプリを活用した情報発信の充実を図ります。	健康・子育て応援課
47	児童虐待・DV防止ネットワーク事業	代表者会議、児童虐待防止研修会を開催し、市内の現状を共有するとともに、関係機関の連携を強化しました。	小千谷市子どもを守る地域連絡会を主体とした関係機関の連携強化に努めます。	健康・子育て応援課

No.	事業名	取組内容	今後の方向性	担当課
48	民生委員児童委員・主任児童委員による相談・支援活動	児童・青少年の健全育成を図るため、地域での相談・支援活動を行いました。	小中学校との連携を強化するとともに事業の周知に努めます。	福祉課
49	保健師訪問指導・相談事業	妊娠期から乳児期にかけて保健師による訪問指導及び臨床心理士による子育てこころの相談事業を実施しました。	訪問指導や相談事業を実施し、関係機関との連携による切れ目のない支援を目指します。	健康・子育て応援課
50	わんパーク相談事業	保育士による子育てにかかる相談窓口をわんパーク来館時や窓口相談など、複数の方法により提供しました。	保護者が相談しやすい体制を整備し、子育て世代の支援に努めます。	健康・子育て応援課
51	児童安全相談員配置	児童安全相談員を配置し、児童虐待、DVなどのこどもに関する相談に対応しました。	児童安全相談員を中心に、関係機関との連絡調整により、児童虐待対応の連携強化に努めます。	健康・子育て応援課
52	LINEによる子育て情報配信	LINEを活用し、子育て情報やわんパークでのイベントなどを随時プッシュ型で発信しました。	子育て世代へ必要な情報を随時・直接通知することで、来館したくなる環境をつくり、子育て世代の支援に努めます。	健康・子育て応援課
53	健やかに生み育てる環境づくり	アンケート調査を実施し、妊娠期、乳幼児期、学童期の生活習慣の傾向を学校や保育園などの関係機関と共有し、役立てました。	母子保健の主要な取組を提示した国のビジョンである「健やか親子21」を参考に健康目標を設定し、継続的に妊娠期から学童思春期までの状況把握に努めます。 得られた結果については、関係機関で共有し、改善に役立てます。	健康・子育て応援課

2. 地域子ども子育て支援事業

図表 14 第2期計画における地域子ども子育て支援事業の取組状況

No.	事業名	取組内容	今後の方向性	担当課
54	利用者支援事業	妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口として、「子育て世代包括支援センター」を健康・子育て応援課内に設置しました。	子育て世代への切れ目のない相談・支援の充実を図ります。	健康・子育て応援課
55	地域子育て支援拠点事業	わんパークが広く認知されるとともに、利用者数は増加し、子育ての相談窓口としての役割を担いました。	交流の場や相談窓口について周知を図り、利用促進につなげます。	健康・子育て応援課
56	妊婦健康診査事業	妊娠届出者全員に受診券を発行し、受診勧奨を行いました。	適切な週数に応じて受診できるように周知を図ります。	健康・子育て応援課
57	乳児家庭全戸訪問事業	対象者全員を訪問先とし、子育て支援に関する情報提供と養育環境等の把握を行いました。	100%の訪問を目指し、関係機関との連携を図ります。	健康・子育て応援課
58	養育支援訪問事業	支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する助言・指導を行いました。	関係機関との連携を強化するとともに、支援内容の充実を図ります。	健康・子育て応援課
59	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	関係機関による各種会議や研修会を開催し、専門性の向上を図り、連携を強化しました。	小千谷市こどもを守る地域連絡会において、各種会議や研修会を開催し、専門性の向上、関係機関の連携強化を図ります。	健康・子育て応援課
60	子育て短期支援事業	—	市内に児童養護施設等はありませんが、市外施設の利用に応じて提供体制を確保します。	健康・子育て応援課
61	ファミリー・サポート・センター事業	依頼会員からのすべての申し込みに対して、必要なサービスを提供しました。	定期的な説明会の開催や随時相談を行い、事業の周知を図ります。	健康・子育て応援課
62	一時預かり事業	すべての申し込みに対して、一時預かりサービスを提供しました。 令和5年度から認定こども園小千谷幼稚園（幼稚園型）は、県事業（私学助成）から一時預かり事業に移行しました。	子育ての負担を軽減するため、事業を周知するとともに、提供体制の確保に努めます。	健康・子育て応援課 ／ 教育・保育課

No.	事業名	取組内容	今後の方向性	担当課
63	延長保育事業	すべての申し込みに対して、保育サービスを提供しました。	提供体制の確保に努めます。 土・日曜日及び夜間については、現在の実施状況や今後のニーズを踏まえて検討します。	教育・保育課
64	病児病後児保育事業	利用者は年々増加しており、すべての申し込みに対して、保育サービスを提供しました。	「あすえ〜る」内に開設した病児病後児保育室にて、保育サービスの提供を継続します。	健康・子育て応援課
65	放課後児童クラブ	すべての申し込みに対して、保育サービスを提供しました。	事業の安定的な運営と児童への保育の質の向上に取り組み、利用する児童が心身ともに健やかに育成していくよう努めます。	教育・保育課
66	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	今後必要性を検討します。	教育・保育課
67	多様な主体が本制度に算入することを促進するための事業	—	本市では待機児童が発生していないことから実施する予定はありません。	教育・保育課





第3章

小千谷市のこども・若者を取り巻く 現状



1. 人口動態

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成26(2014)年の37,836人から令和6(2024)年には32,942人と減少が続いています。

年代別にみると64歳以下は減少し、65歳以上は増加しています。こども・若者は他の世代と比べると減少率が大きく、0～8歳、30～39歳は平成26(2014)年から30%以上減少しています。

図表 15 人口の推移

年齢	平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	平成26年を 基準とした 増減率
0～2歳	781	759	716	681	643	636	619	584	550	512	472	-39.6%
3～5歳	908	876	832	778	761	717	679	641	627	621	580	-36.1%
6～8歳	948	946	948	915	875	824	766	743	710	670	654	-31.0%
9～11歳	948	945	917	942	946	944	906	870	830	765	745	-21.4%
12～14歳	1,044	965	973	945	944	915	940	946	947	906	871	-16.6%
15～17歳	1,136	1,116	1,055	1,047	959	964	933	932	911	933	947	-16.6%
18～20歳	1,028	1,063	1,033	1,005	977	927	947	850	848	839	831	-19.2%
21～24歳	1,248	1,187	1,205	1,174	1,179	1,170	1,082	1,099	1,069	1,066	1,017	-18.5%
25～29歳	1,732	1,675	1,585	1,474	1,418	1,349	1,290	1,223	1,258	1,254	1,260	-27.3%
30～39歳	4,351	4,239	4,038	3,960	3,822	3,621	3,431	3,264	3,130	3,021	2,862	-34.2%
40～64歳	12,411	12,120	11,897	11,697	11,559	11,416	11,220	11,064	10,954	10,811	10,689	-13.9%
65～74歳	5,147	5,391	5,551	5,605	5,662	5,658	5,697	5,833	5,802	5,514	5,235	+1.7%
75歳以上	6,154	6,189	6,207	6,231	6,250	6,366	6,373	6,269	6,298	6,545	6,779	+10.2%
合計	37,836	37,471	36,957	36,454	35,995	35,507	34,883	34,318	33,934	33,457	32,942	-12.9%
年齢	平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	
0～2歳	2.1%	2.0%	1.9%	1.9%	1.8%	1.8%	1.8%	1.7%	1.6%	1.5%	1.4%	
3～5歳	2.4%	2.3%	2.3%	2.1%	2.1%	2.0%	1.9%	1.9%	1.8%	1.9%	1.8%	
6～8歳	2.5%	2.5%	2.6%	2.5%	2.4%	2.3%	2.2%	2.2%	2.1%	2.0%	2.0%	
9～11歳	2.5%	2.5%	2.5%	2.6%	2.6%	2.7%	2.6%	2.5%	2.4%	2.3%	2.3%	
12～14歳	2.8%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.7%	2.8%	2.8%	2.7%	2.6%	
15～17歳	3.0%	3.0%	2.9%	2.9%	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%	2.8%	2.9%	
18～20歳	2.7%	2.8%	2.8%	2.8%	2.7%	2.6%	2.7%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	
21～24歳	3.3%	3.2%	3.3%	3.2%	3.3%	3.3%	3.1%	3.2%	3.2%	3.2%	3.1%	
25～29歳	4.6%	4.5%	4.3%	4.0%	3.9%	3.8%	3.7%	3.6%	3.7%	3.7%	3.8%	
30～39歳	11.5%	11.3%	10.9%	10.9%	10.6%	10.2%	9.8%	9.5%	9.2%	9.0%	8.7%	
40～64歳	32.8%	32.3%	32.2%	32.1%	32.1%	32.2%	32.2%	32.2%	32.3%	32.3%	32.4%	
65～74歳	13.6%	14.4%	15.0%	15.4%	15.7%	15.9%	16.3%	17.0%	17.1%	16.5%	15.9%	
75歳以上	16.3%	16.5%	16.8%	17.1%	17.4%	17.9%	18.3%	18.3%	18.6%	19.6%	20.6%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

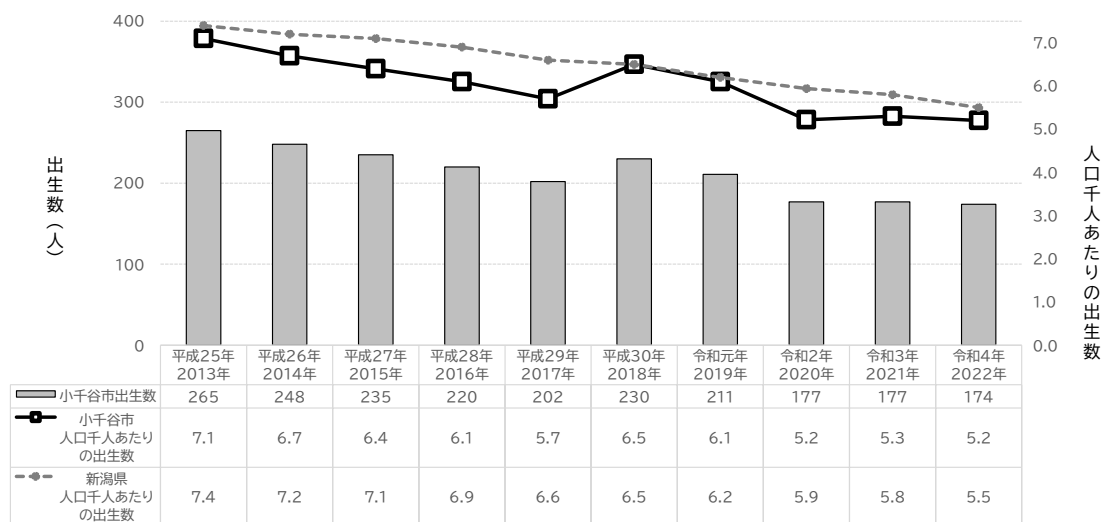
出典：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 出生数及び合計特殊出生率の推移

出生数は、平成 25（2013）年からみると減少しており、令和 4（2022）年には 174 人となっています。

本市の人口千人あたりの出生数を新潟県全体と比べると、本市はほぼ下回って推移しています。

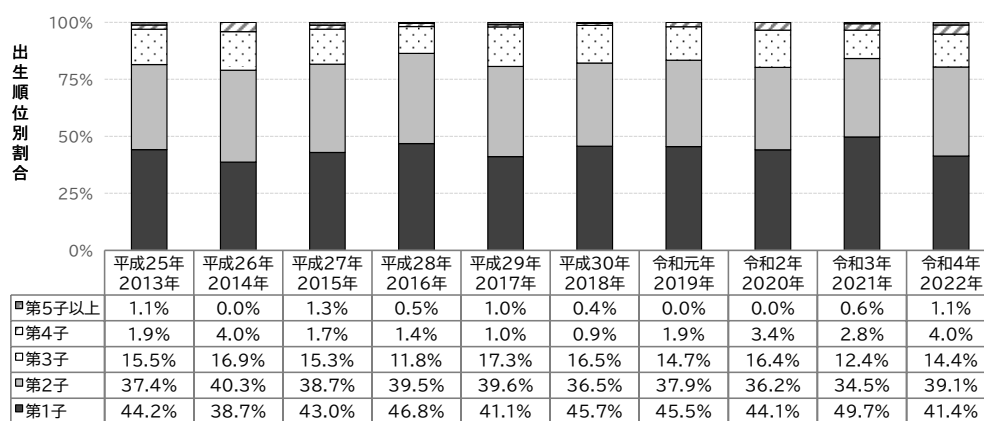
図表 16 出生数の推移



出典：新潟県福祉保健年報

出生数を出生順位別の割合でみると、平成 25（2013）年から令和 4（2022）年まで、大きな変化なく推移しています。

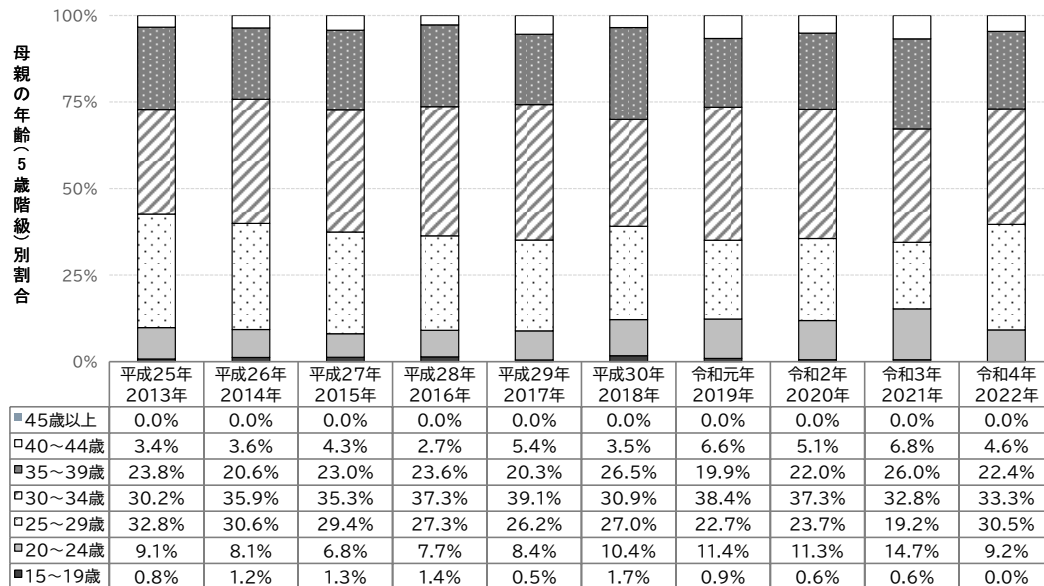
図表 17 出生順位別割合の推移



出典：新潟県福祉保健年報

5 歳階級別に母親の出産年齢の割合をみると、年によって増減はありますが、平成 25（2013）年と令和 4（2022）年の割合に大きな変化はありません。

図表 18 母親の年齢（5 歳階級）別割合の推移

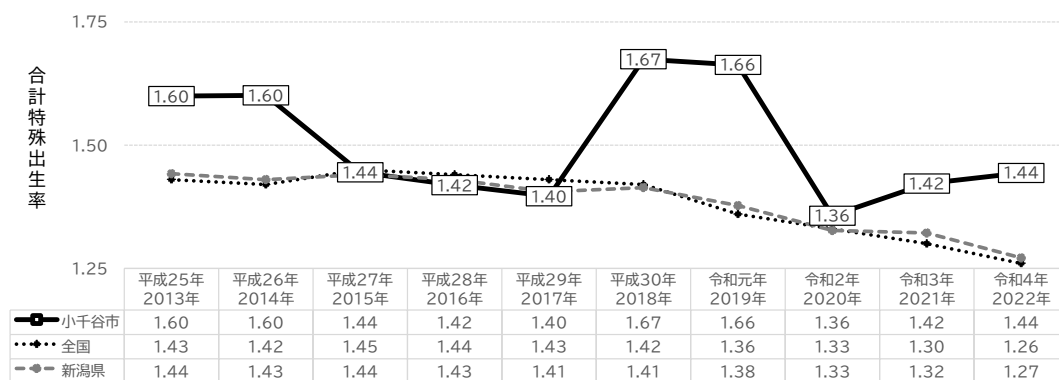


出典：新潟県福祉保健年報

合計特殊出生率は、平成 30（2018）年は 1.67 ですが、令和 4（2022）年には 1.44 となっています。

国、新潟県と比較すると、平成 28（2016）年、平成 29（2017）年は下回ったものの、平成 30（2018）年以降は上回っています。

図表 19 合計特殊出生率の推移



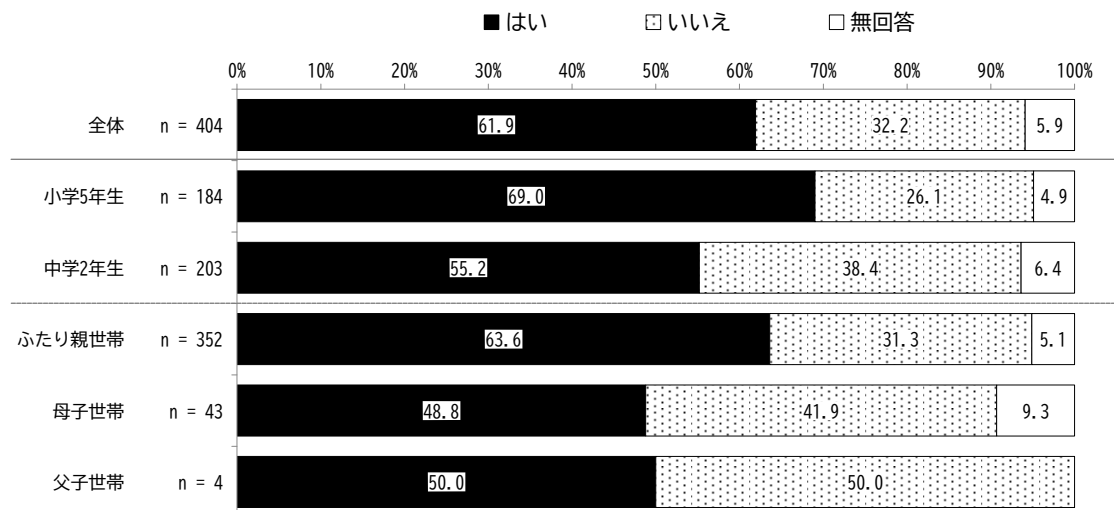
出典：新潟県福祉保健年報

2. こどもの状況

(1) こどもの自己評価

生活実態調査で、「今の自分が好きだ（「はい」）」と回答したこどもの割合は 61.9% となっています。

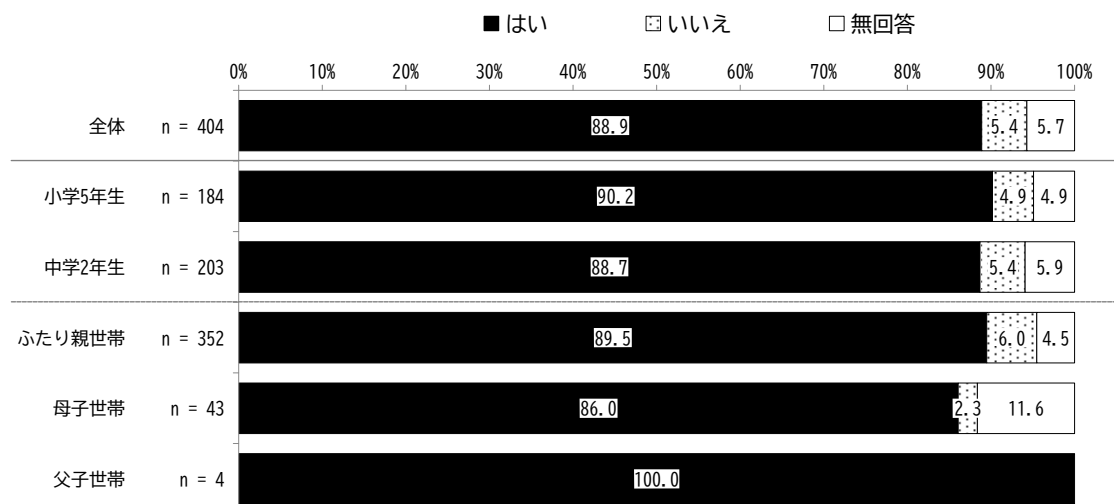
図表 20 今の自分が好きだ



出典：生活実態調査（こども本人票）

生活実態調査で、「自分の親（保護者）から愛されていると思う（「はい」）」と回答したこどもの割合は 88.9% となっています。

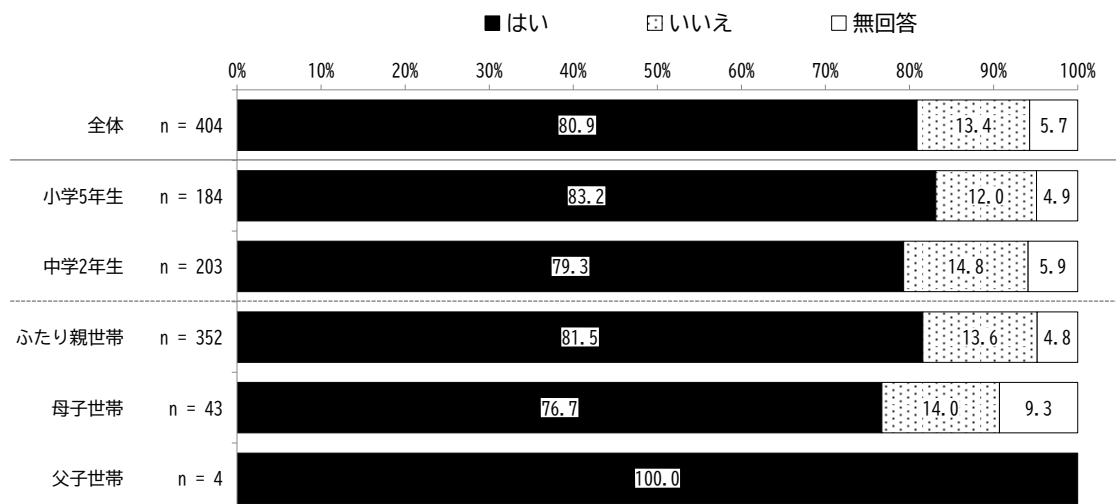
図表 21 自分の親（保護者）から愛されていると思う



出典：生活実態調査（こども本人票）

生活実態調査で、「うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む（「はい」）」と回答したこどもの割合は 80.9%となっています。

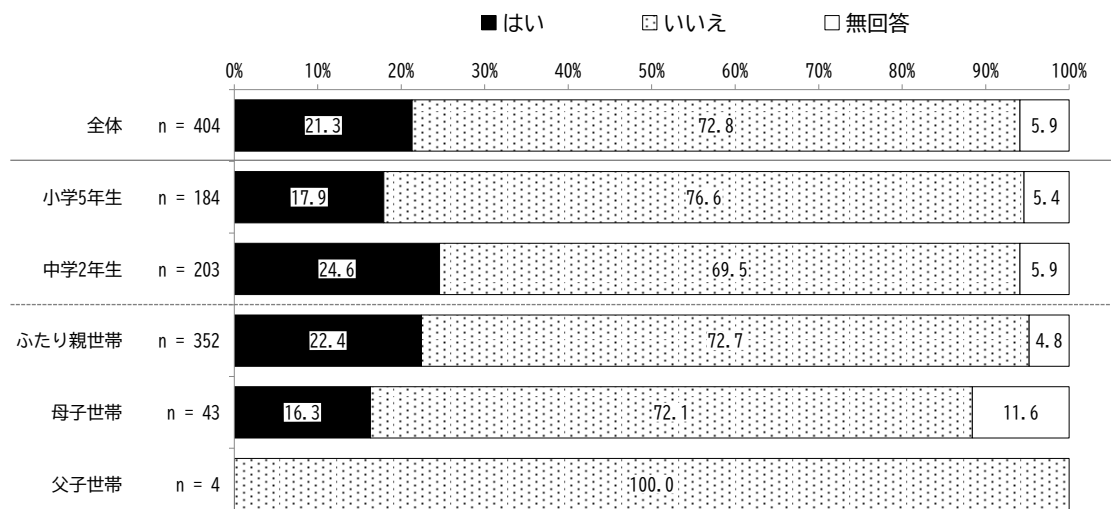
図表 22 うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む



出典：生活実態調査（こども本人票）

生活実態調査で、「自分は役に立たないと強く感じている（「はい」）」と回答したこどもの割合は 21.3%となっています。

図表 23 自分は役に立たないと強く感じる

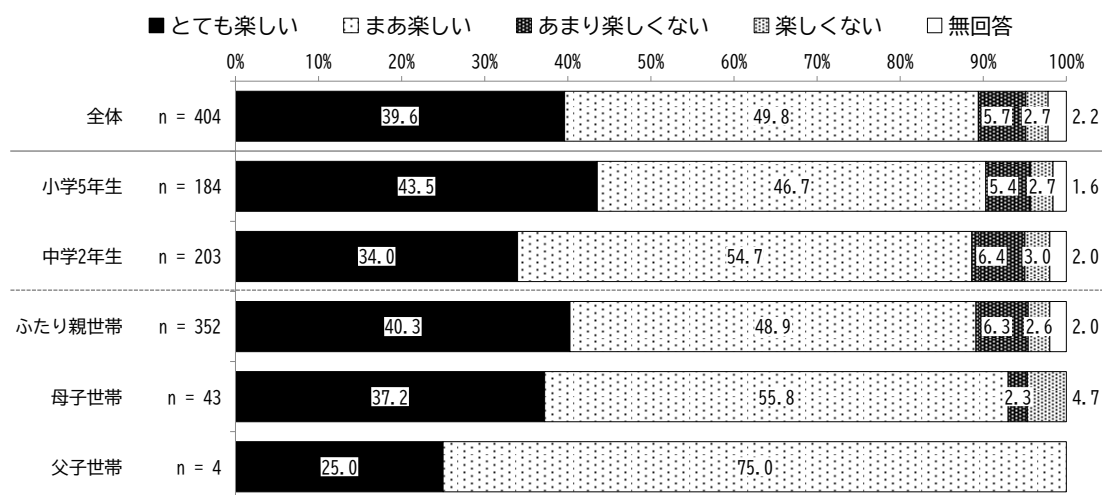


出典：生活実態調査（こども本人票）

(2) 学校

生活実態調査で、学校を「とても楽しい」「まあ楽しい」と回答したこどもの割合は89.4%となっています。一方で、「あまり楽しくない」「楽しくない」と回答したこどもの割合は8.4%となっています。

図表 24 学校に対する気持ち



出典：生活実態調査（こども本人票）

(3) 放課後や休日に一緒に過ごす人

生活実態調査で、放課後や休日に一緒に過ごす人は、「家族（おじいさん・おばあさん、親戚なども含む）」「学校の友達・先輩・後輩」が多くなっています。一方で、「ひとりである」と回答したこどもの割合は、放課後が 16.8%、休日が 12.9%となっています。

図表 25 一緒に過ごす人（放課後）

	調査数	家族（おじいさん・おばあさん、親戚なども含む）	学校の友達・先輩・後輩	学校以外の友達（地域のスポーツクラブ・近所の友達など）	その他の大人（近所の大人、塾や習い事の先生など）	学童クラブなどの施設の職員	LINE などインターネットで知り合った友だち	その他	一人でいる	無回答
全体	404	70.0	47.3	6.9	5.7	3.0	1.2	1.2	16.8	2.0
小学5年生	184	77.7	41.8	7.1	6.0	6.5	1.1	2.2	14.1	1.6
中学2年生	203	63.1	51.7	6.4	4.9	-	1.5	0.5	19.2	1.5
ふたり親世帯	352	69.3	48.6	7.1	5.4	3.1	1.1	1.1	17.3	1.7
母子世帯	43	76.7	34.9	4.7	9.3	2.3	2.3	2.3	16.3	-
父子世帯	4	100.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-

出典：生活実態調査（こども本人票）

図表 26 一緒に過ごす人（休日）

	調査数	家族（おじいさん・おばあさん、親戚なども含む）	学校の友達・先輩・後輩	学校以外の友達（地域のスポーツクラブ・近所の友達など）	その他の大人（近所の大人、塾や習い事の先生など）	LINE ネットで知り合った友だち	学童クラブなどの施設の職員	その他	一人でいる	無回答
全体	404	85.1	30.0	12.4	4.2	3.0	0.5	0.7	12.9	3.7
小学5年生	184	87.0	24.5	14.7	5.4	0.5	0.5	1.6	6.5	4.9
中学2年生	203	83.7	35.5	9.9	3.4	5.4	0.5	-	19.2	1.5
ふたり親世帯	352	84.9	29.8	13.1	4.0	2.8	0.6	0.6	13.6	3.4
母子世帯	43	88.4	32.6	7.0	7.0	4.7	-	2.3	9.3	2.3
父子世帯	4	100.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-

出典：生活実態調査（こども本人票）

(4) 悩みや不安

生活実態調査で、「いやなことや悩んでいることの有無」を確認した結果、「ない」と回答したこどもの割合は34.2%で最も多く、次いで「学校や勉強のこと」が25.0%、「進学・進路のこと」が17.1%となっています。

図表 27 悩んでいること

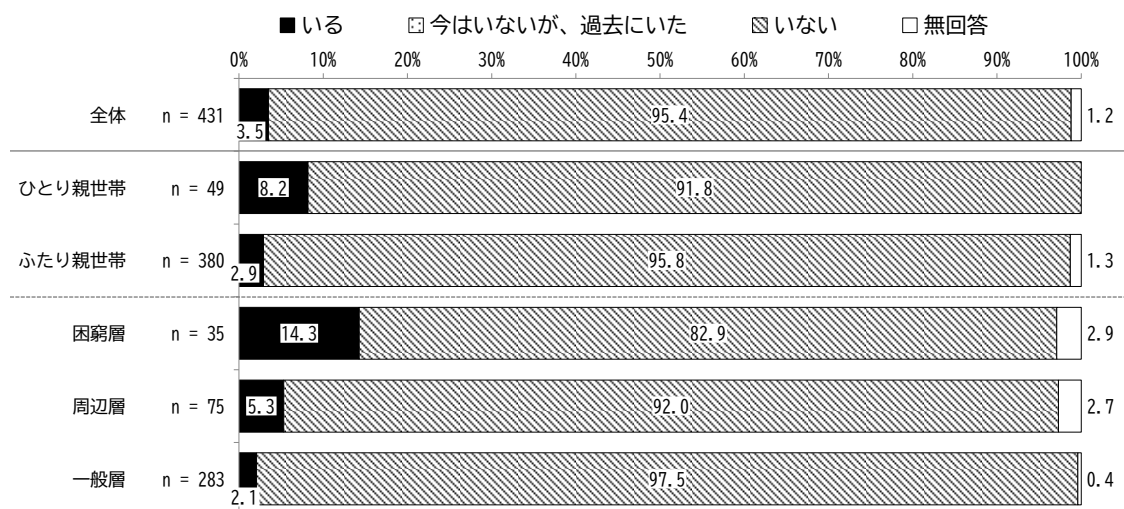
	調査数	学校や勉強のこと	進学・進路のこと	自分のこと（外見や体型など）	ともだちのこと	クラブ活動や部活動のこと	おうちのこと	好きな人のこと	その他のこと	いやなことや悩んでいることはない	わからない	無回答
全体	404	25.0	17.1	14.9	12.6	7.7	4.0	4.0	3.5	34.2	16.8	5.0
小学5年生	184	19.0	3.8	13.6	14.1	4.3	4.9	4.9	3.3	38.0	18.5	4.3
中学2年生	203	31.5	29.1	16.3	12.3	11.3	3.4	3.0	3.9	31.0	13.8	4.4
ふたり親世帯	352	23.3	15.3	14.2	13.9	6.8	4.0	4.0	3.1	36.4	17.3	4.8
母子世帯	43	44.2	32.6	23.3	4.7	14.0	4.7	4.7	7.0	16.3	11.6	2.3
父子世帯	4	-	25.0	-	-	-	-	-	-	75.0	-	-

出典：生活実態調査（こども本人票）

(5) ヤングケアラー

生活実態調査で、「家族の中にお世話をしている人の有無」を確認した結果、「いる」と回答したこどもが3.5%となっています。この中には、一般的なお手伝いをしているこどものほかに、ヤングケアラーに該当するこどもが含まれている可能性があります。

図表 28 こどもがお世話をしている家族の有無

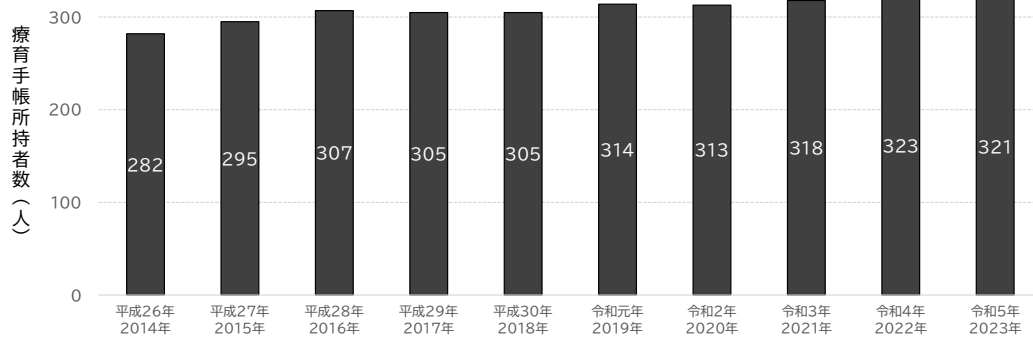


出典：生活実態調査（保護者票）

(6) 障がい児

療育手帳所持者数は、平成 26（2014）年は 282 人でしたが、令和 5（2023）年は 321 人となっています。

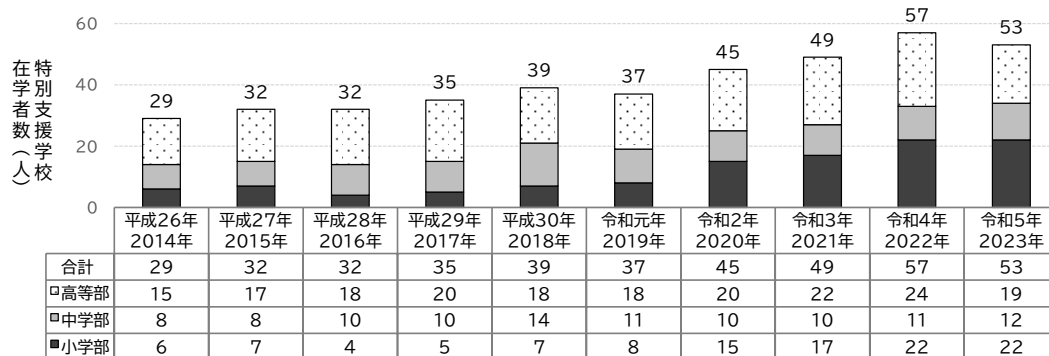
図表 29 療育手帳所持者数の推移



出典：小千谷市

特別支援学校在学者数は、平成 26（2014）年は 29 人でしたが、令和 5（2023）年は 53 人となっています。

図表 30 特別支援学校在学者数の推移

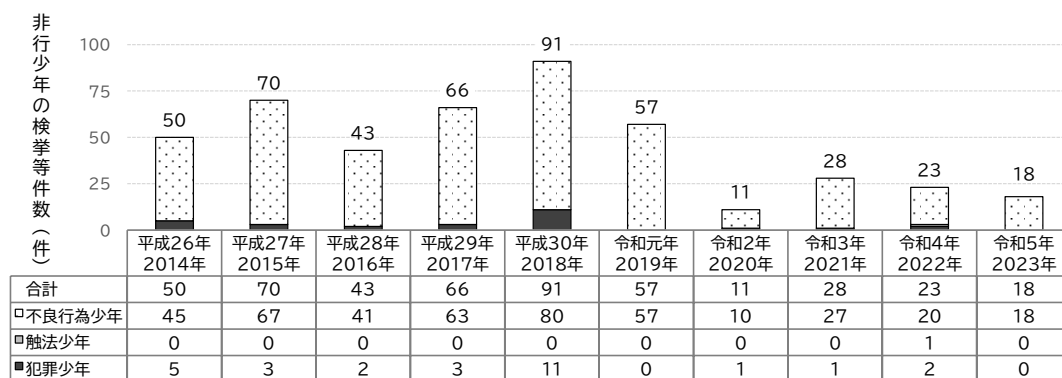


出典：学校基本調査

(7) 非行少年の検挙

平成 26（2014）年以降の非行少年の検挙数は、平成 30（2018）年の 91 件が最も多く、令和 5（2023）年は 18 件となっています。

図表 31 非行少年の検挙等件数の推移



出典：小千谷警察署

※小千谷警察署管内全体の件数のため、長岡市川口地区の件数を含みます。

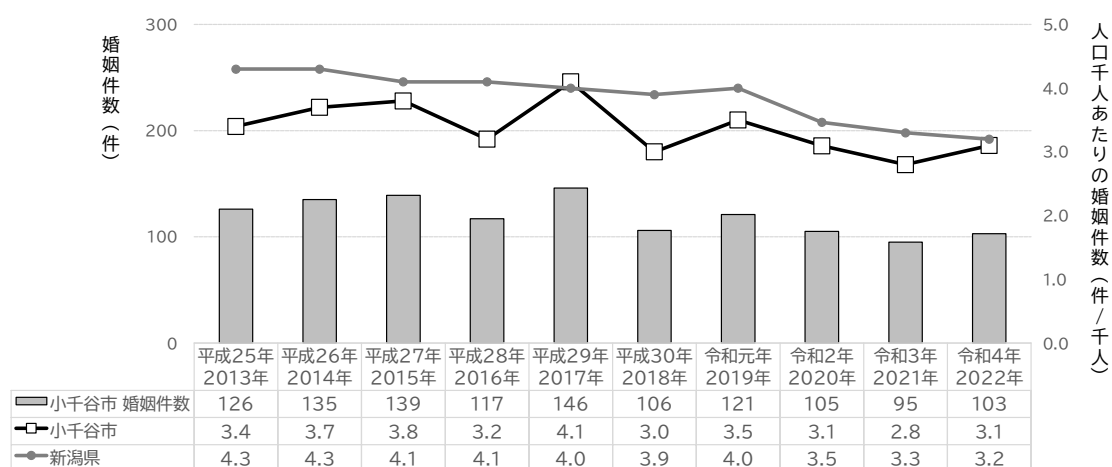
3. 若者の状況

(1) 婚姻・離婚

令和4（2022）年の婚姻件数は103件で、平成25（2013）年の126件からみると減少しています。特に、令和2（2020）年以降は、100件前後で推移しています。

本市の人口千人あたりの婚姻件数は、平成29（2017）年を除き新潟県を下回っています。

図表 32 婚姻件数の推移

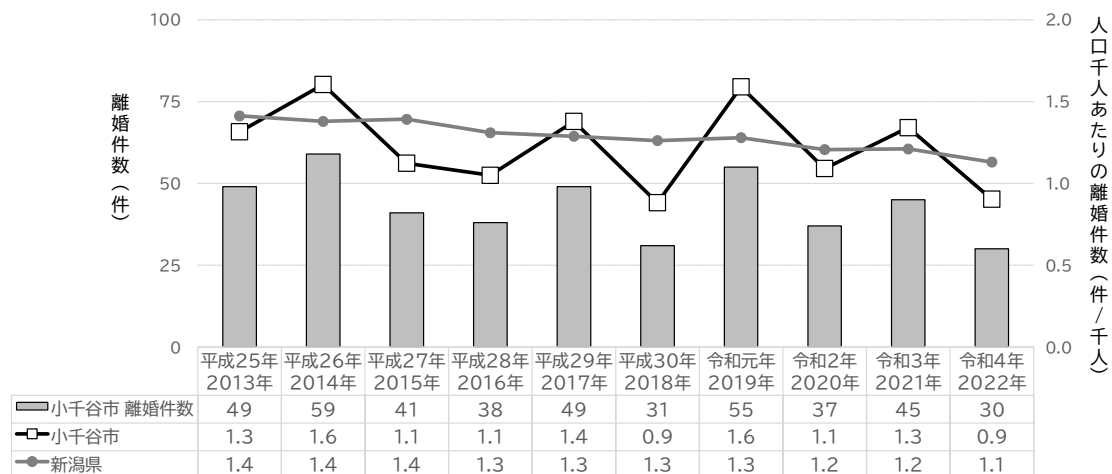


出典：新潟県福祉保健年報

令和4（2022）年の離婚件数は30件で、平成25（2013）年の49件から減少しています。

本市の人口千人あたりの離婚件数は、新潟県を上回った年があります。

図表 33 離婚件数の推移



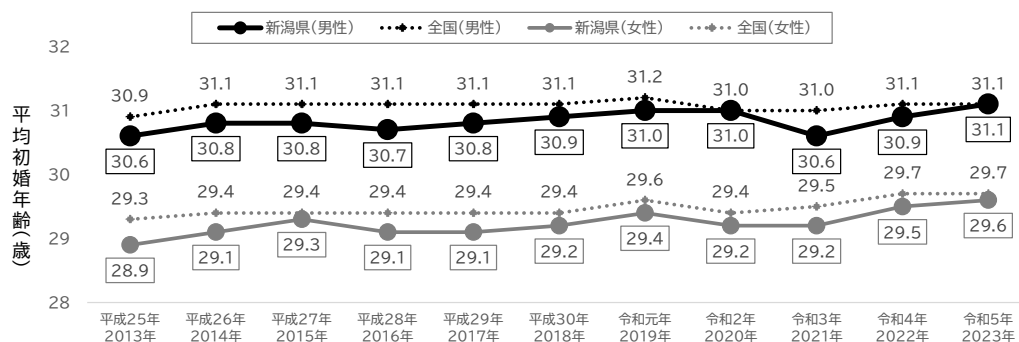
出典：新潟県福祉保健年報

第3章 小千谷市のこども・若者を取り巻く現状

新潟県における平均初婚年齢は、男女ともに上昇傾向です。

令和 4(2022)年まで、国を下回っていることが多かったのですが、令和 5(2023)年には、男女ともに国と同程度となっています。

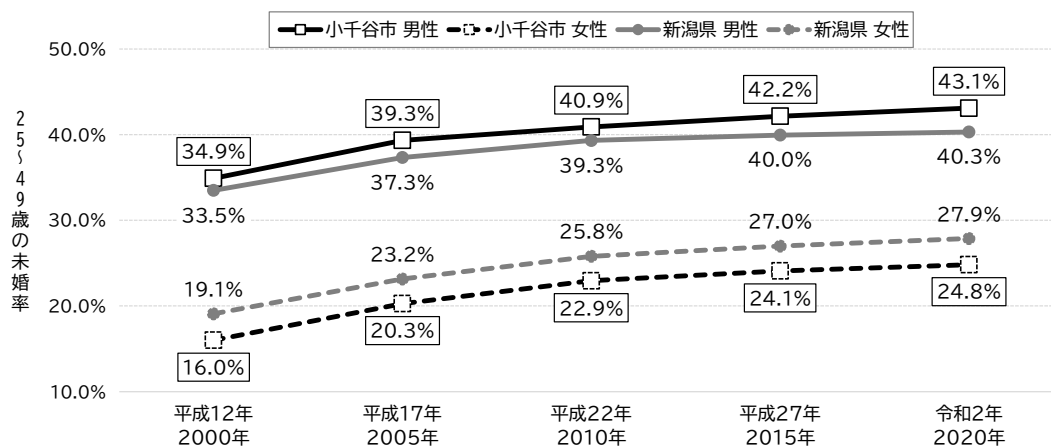
図表 34 平均初婚年齢の推移（国、新潟県）



出典：新潟県福祉保健年報

25～49歳の未婚率は、平成 12（2000）年から男女ともに上昇しています。新潟県と比べると、男性は一貫して上回っており、女性は一貫して下回っています。

図表 35 25～49歳の未婚率の推移



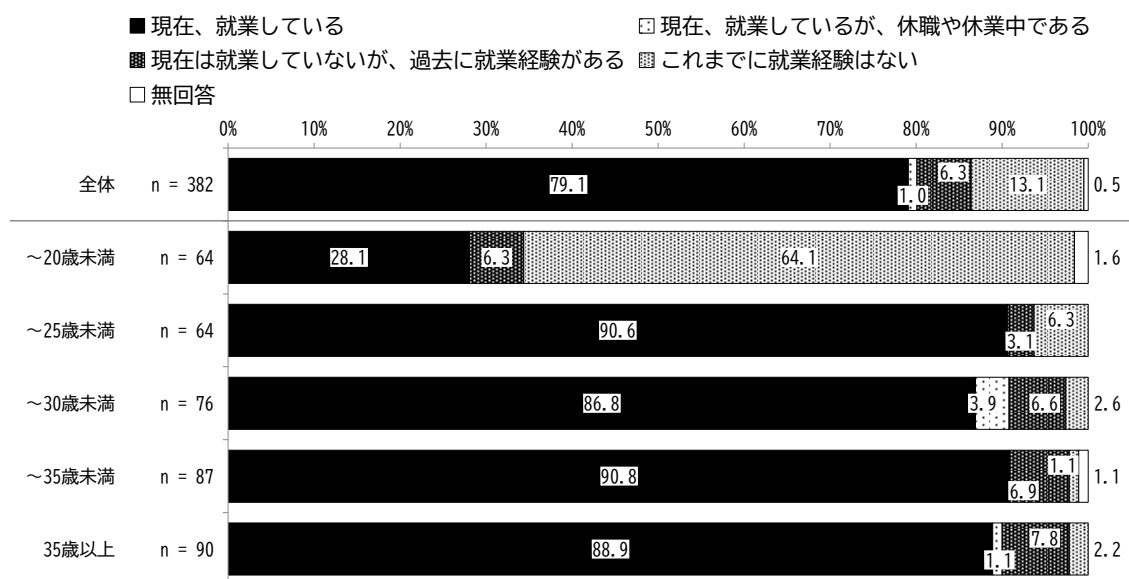
出典：国勢調査

(2) 就業経験

子ども若者調査で、就業状況を確認した結果、「現在、就業している」と回答した人の割合が79.1%、「これまでに就業経験はない」が13.1%となっています。

学生が多く含まれる20歳未満では、「これまでに就業経験はない」と回答した人の割合が64.1%と特に高くなっています。一方で、20歳以上でも「これまでに就業経験はない」若者がわずかにいます。

図表 36 就業経験の有無

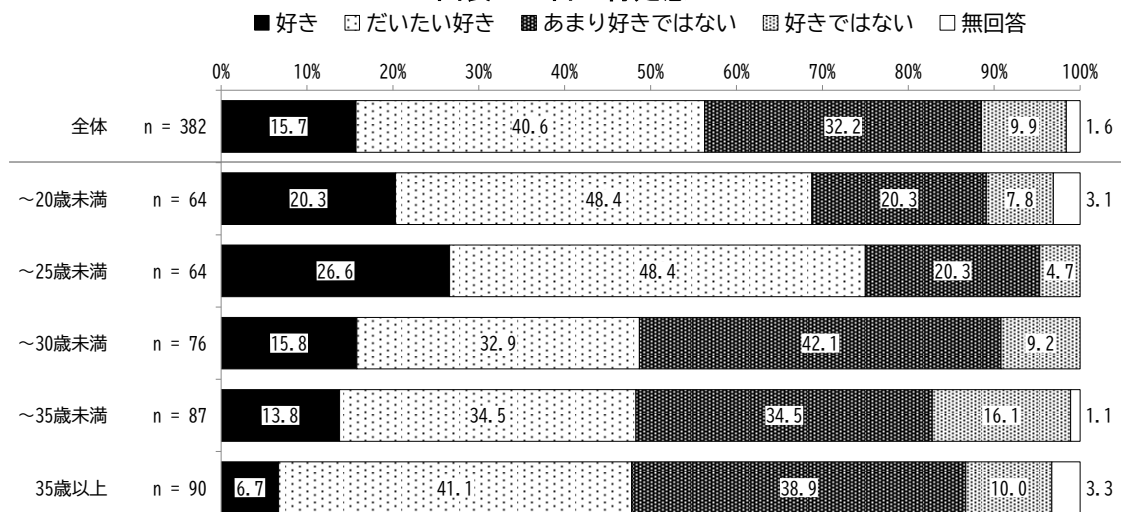


出典：子ども若者調査

(3) 自己肯定感

子ども若者調査で、自分のことが好きかを確認した結果、「好き」が15.7%、「だいたい好き」が40.6%となっています。「好き」「だいたい好き」を合わせた割合は、20歳未満と比較すると25歳未満は上昇しましたが、それ以降は年代が上がるにつれて低下し、35歳以上で47.8%となっています。

図表 37 自己肯定感



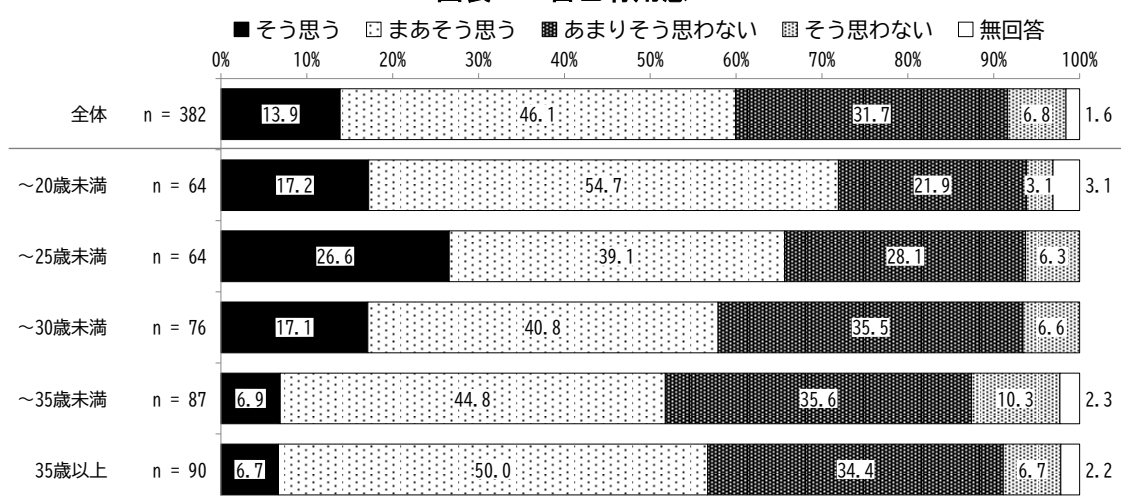
出典：子ども若者調査

(4) 自己有用感

子ども若者調査で、自分が友だちや親など周りの人の役に立っていると思うかを確認した結果、「そう思う」が13.9%、「まあそう思う」が46.1%となっています。

年代別の「そう思う」「まあそう思う」を合わせた割合は20歳未満が最も高く、30歳以上35歳未満で最も低くなっています。

図表 38 自己有用感

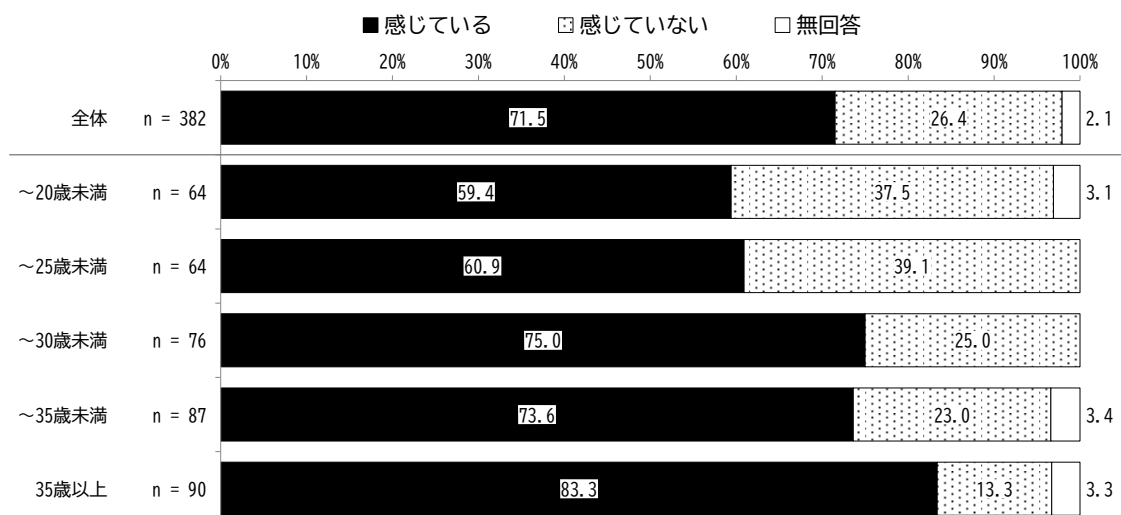


出典：子ども若者調査

(5) 将来に対する不安

子ども若者調査で、将来に対する不安の有無を確認した結果、「感じている」と回答した人の割合が71.5%、「感じていない」が26.4%となっています。年代が上がるにつれて「感じている」の割合が高い傾向にあり、35歳以上で83.3%となっています。

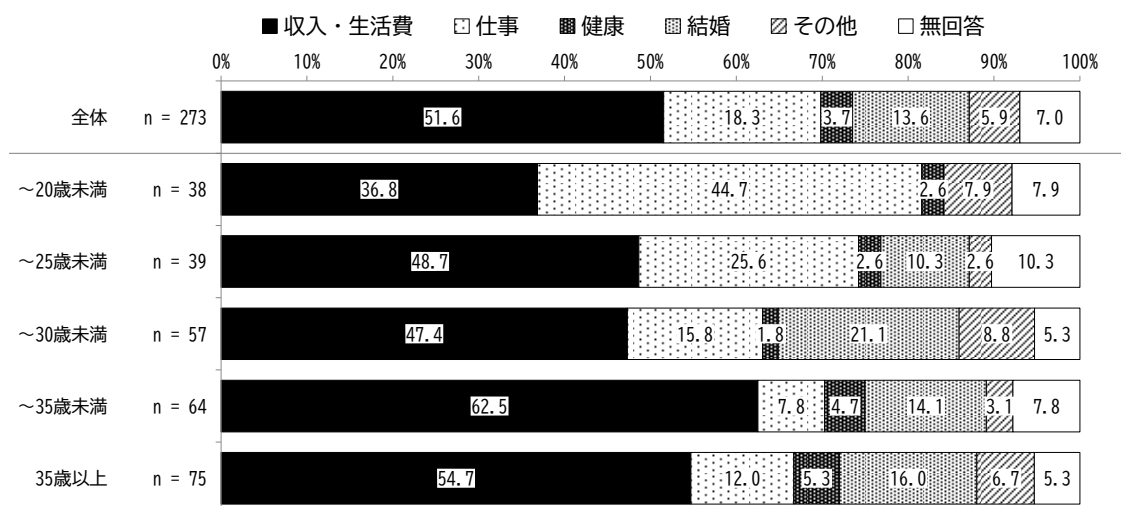
図表 39 将来に対する不安の有無



出典：子ども若者調査

不安に感じていることで多いのは「収入・生活費」が51.6%、「仕事」が18.3%、「結婚」が13.6%となっています。

図表 40 将来に対する不安の内容

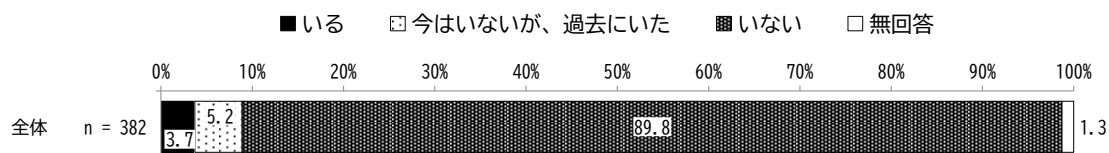


出典：子ども若者調査

(6) ヤングケアラー

子ども若者調査で、お世話をしている家族がいるか確認した結果、「いる」と回答した若者の割合は3.7%となっています。この中には、いわゆるヤングケアラーに該当する若者が含まれている可能性があります。

図表 41 お世話をしている家族の有無

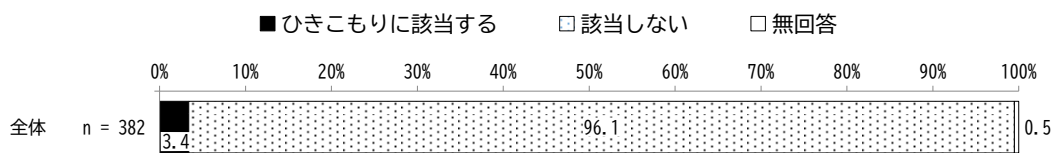


出典：子ども若者調査

(7) ひきこもりと考えられる人

子ども若者調査の回答者のうち、外出頻度等から「ひきこもりに該当する」と考えられる人は3.4%となりました¹。

図表 42 ひきこもりと考えられる人の割合



出典：子ども若者調査

¹ 厚生労働省は、ひきこもりを「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」と定義しています。

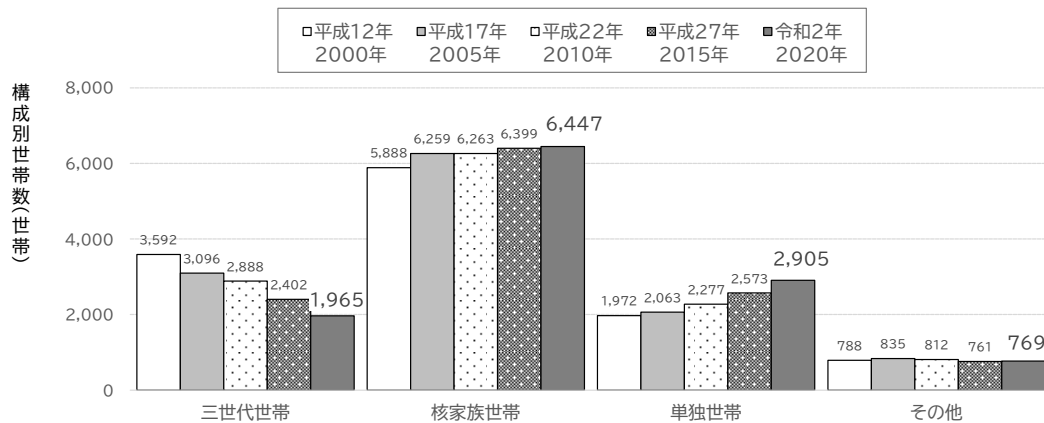
4. 子育て世帯・保護者の状況

(1) 世帯数

小千谷市の世帯数は平成12(2000)年には12,240世帯でしたが、令和2(2020)年には12,086世帯と減少しています。

世帯構成別では、三世帯世帯は減少し、核家族世帯、単独世帯が増加しています。

図表 43 構成別世帯数の推移

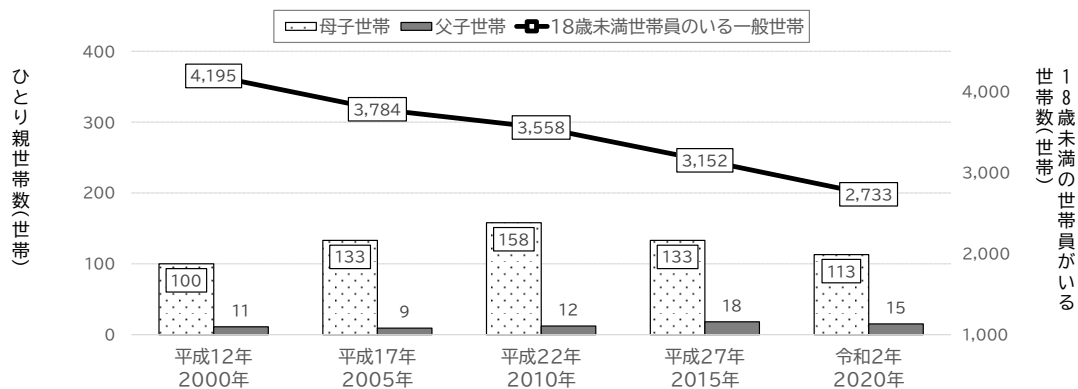


出典：国勢調査

こどもがいる世帯(18歳未満の世帯員がいる世帯)は減少が続いています。

母子家庭は、平成12(2000)年から平成22(2010)年に増加しましたが、平成27(2015)年には、減少に転じています。父子家庭は年によって増減がありますが、平成27(2015)年から令和2(2020)年はほぼ横ばいとなっています。

図表 44 こどもがいる世帯、ひとり親世帯数の推移



出典：国勢調査

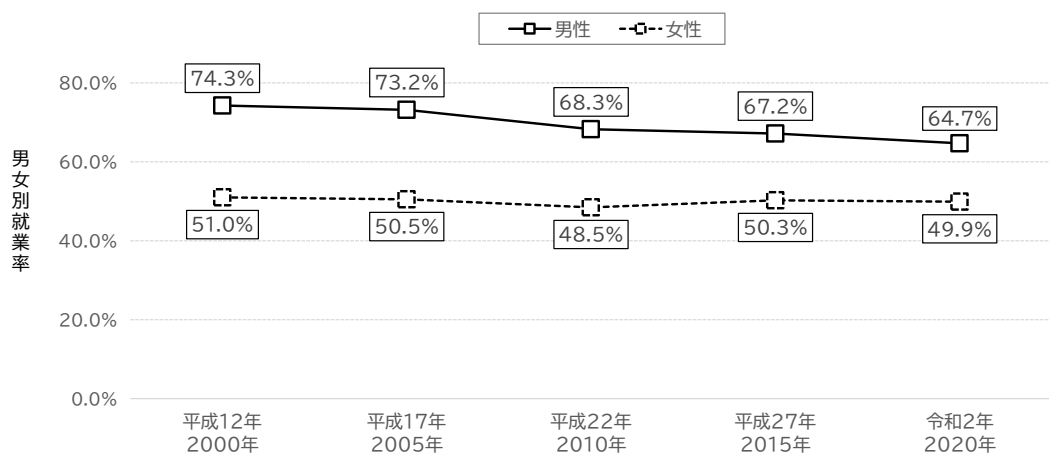
(2) 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

1) 就業率の推移

就業率は、平成 12（2000）年から比べると男性・女性ともに低下しています。

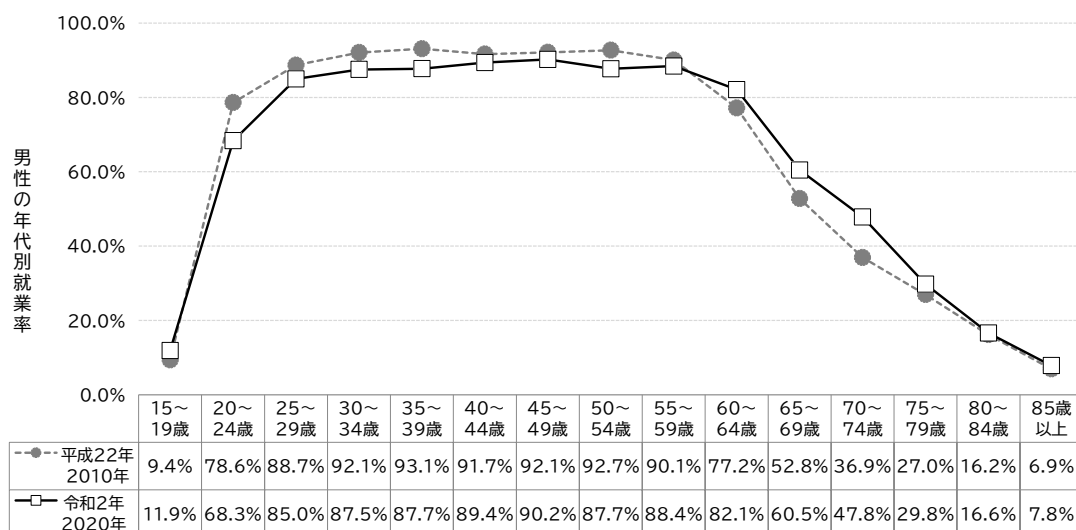
平成 22（2010）年と令和 2（2020）年を年代別に比べると、男性は 20～59 歳において就業率が低下、60 歳以上において上昇しています。女性は、55～74 歳で就業率の上昇が大きくなっています。

図表 45 男女別就業率の推移



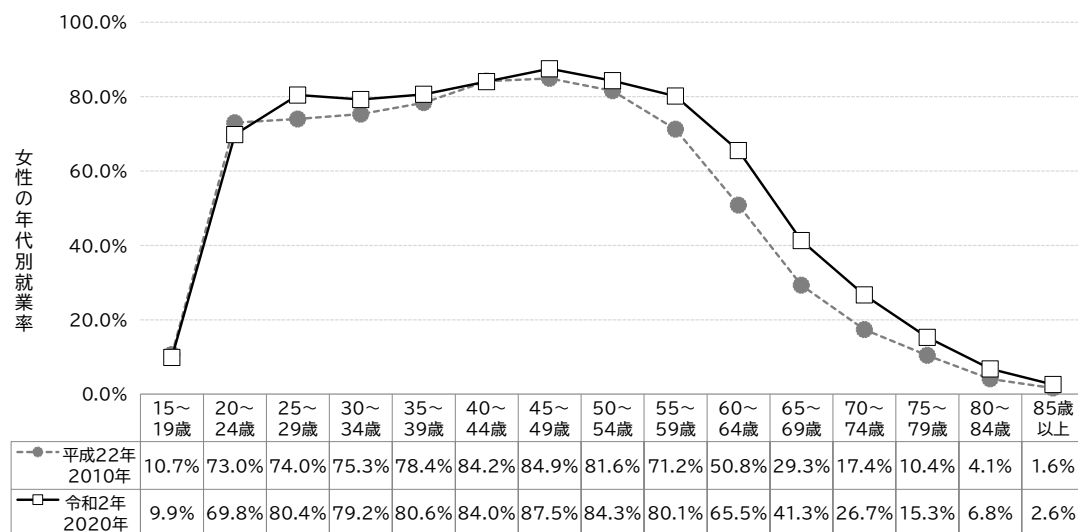
出典：国勢調査

図表 46 男性の年代別就業率（平成 22 年と令和 2 年の比較）



出典：国勢調査

図表 47 女性の年代別就業率（平成22年と令和2年の比較）

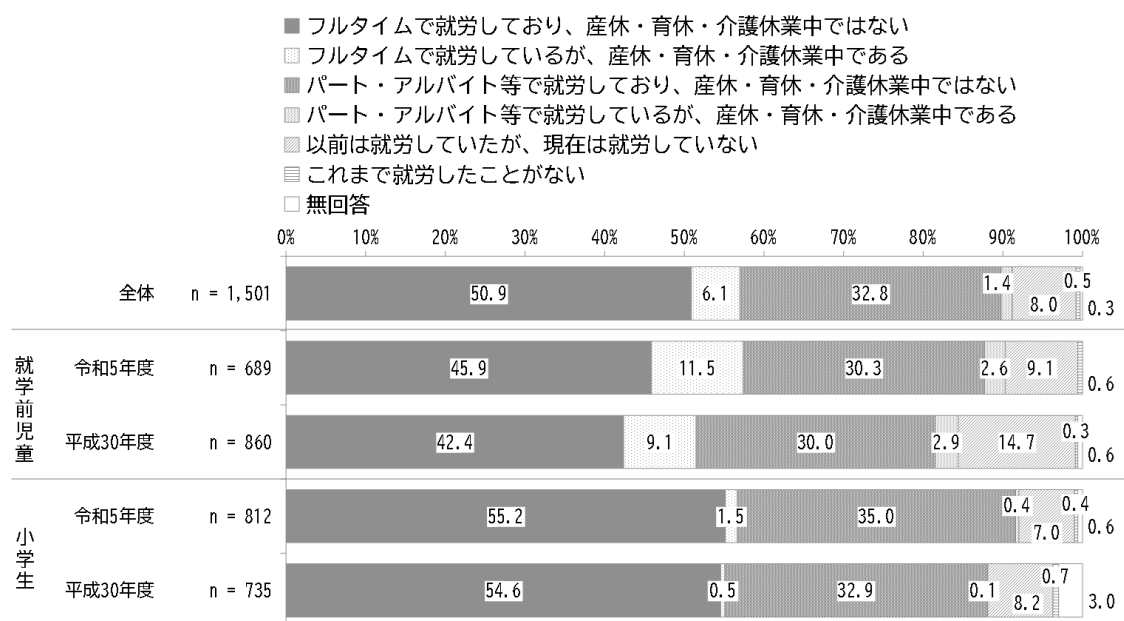


出典：国勢調査

2) 母親の就労状況

子育て支援ニーズ調査における母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が50.9%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が8.0%となっています。

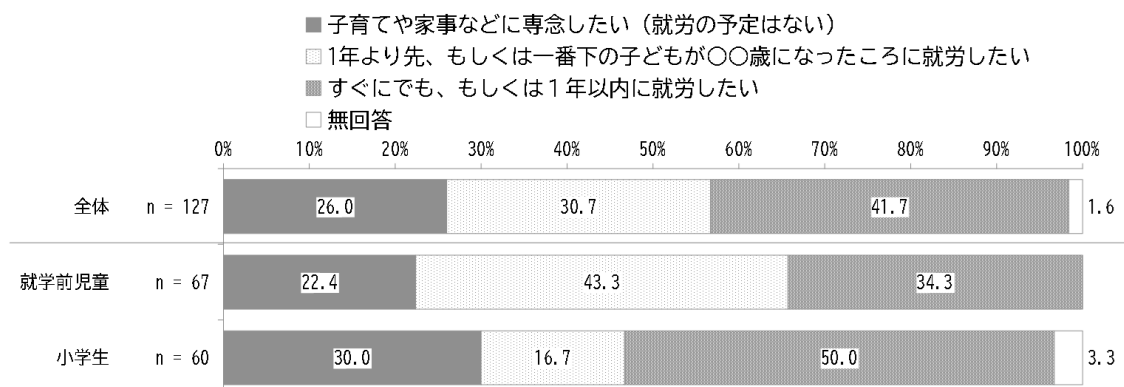
図表 48 母親の就労状況



資料：子育て支援ニーズ調査

また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」と回答した8.5%（127人）の母親のうち「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が41.7%、「1年より先、もしくは一番下の子どもが〇〇歳になったころに就労したい」が30.7%となっています。

図表 49 就労していない母親の今後の就労意向

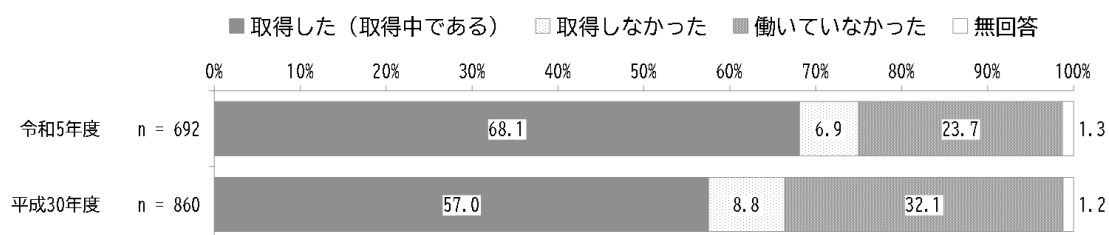


資料：子育て支援ニーズ調査

3) 育児休業制度の利用状況

子育て支援ニーズ調査における母親の育児休業の取得経験は、「取得した（取得中である）」が 68.1%となっており、平成 30 年度調査よりも「取得した（取得中である）」が 11.1 ポイント上昇しています。

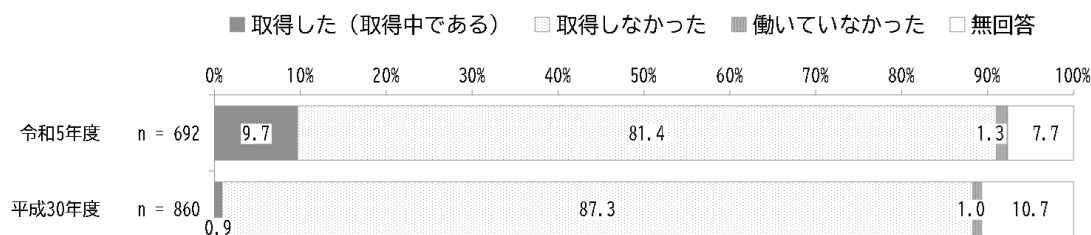
図表 50 育児休業の取得経験（就学前児童の母親）



出典：子育て支援ニーズ調査

また、父親の利用状況は、「取得した（取得中である）」が 9.7%で、平成 30 年度調査よりも 8.8 ポイント上昇していますが、依然として低い割合となっています。

図表 51 育児休業の取得経験（就学前児童の父親）

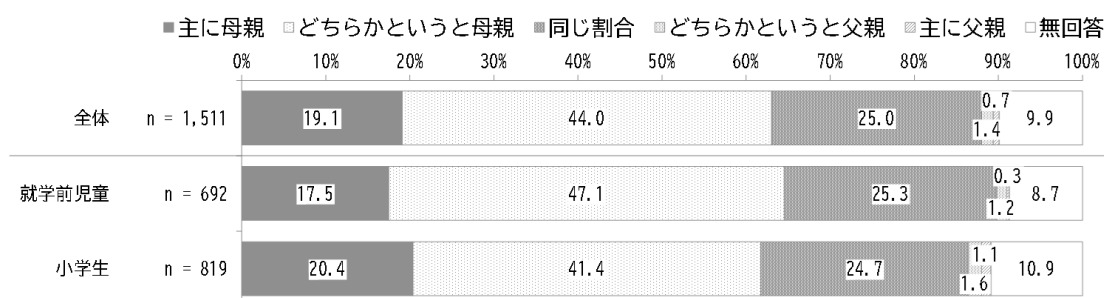


出典：子育て支援ニーズ調査

（3）育児を担う割合

子育て支援ニーズ調査における育児を担う割合は、「主に母親」が 19.1%、「どちらかという母親」が 44.0%となっています。

図表 52 育児を担う割合



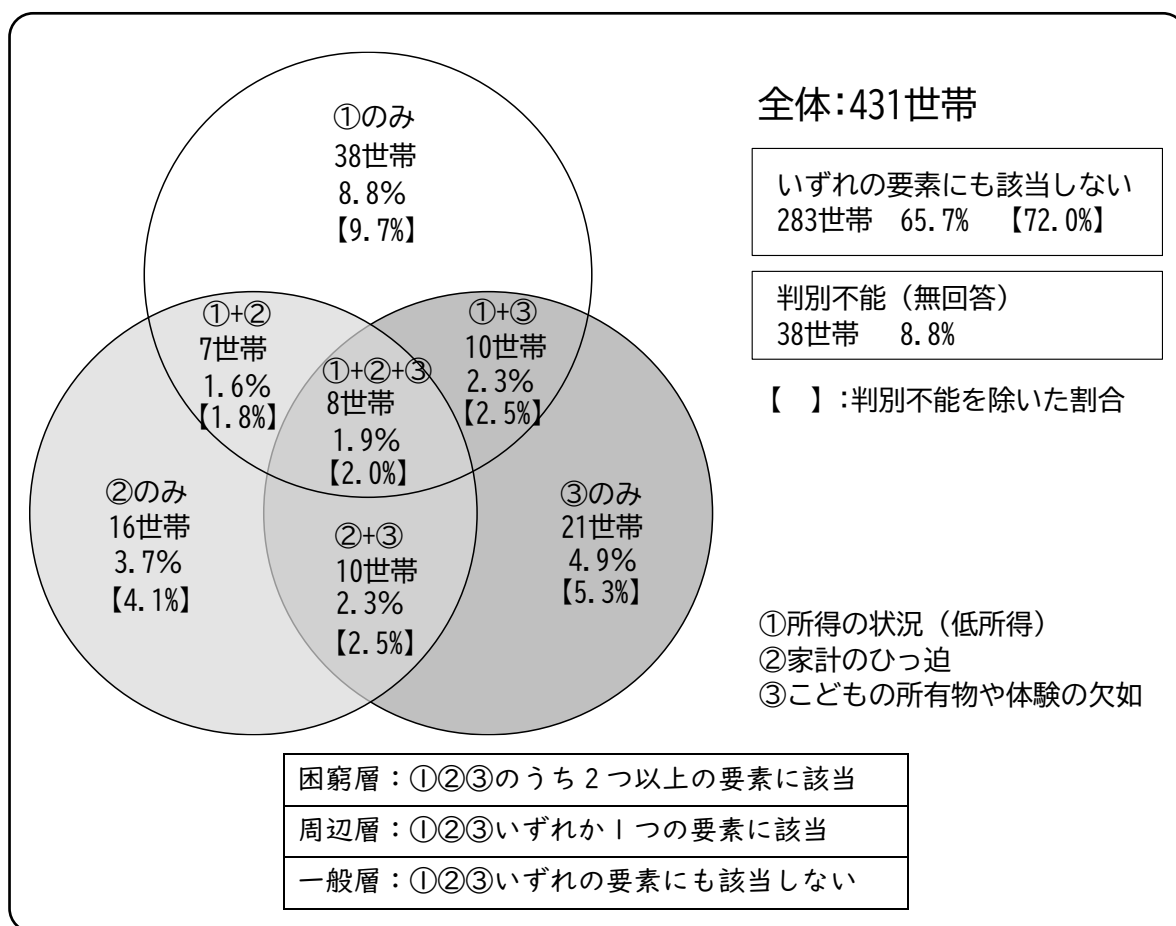
出典：子育て支援ニーズ調査

(4) 生活困難度

生活実態調査（保護者票）では、「①所得の状況（低所得）」、「②家計のひっ迫」、「③こどもの所有物や体験の欠如」の3つの要素から「生活困難度」を設定し、分析を行いました。

要素①～③において2つ以上の要素に該当した場合を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当した場合を「周辺層」、いずれの要素にも該当しない場合を「一般層」と区分しました。なお、いずれかの要素に回答していない場合は「無回答」として集計した結果、困窮層は8.1%、周辺層は17.4%、一般層は65.7%となりました。

図表 53 生活困難度



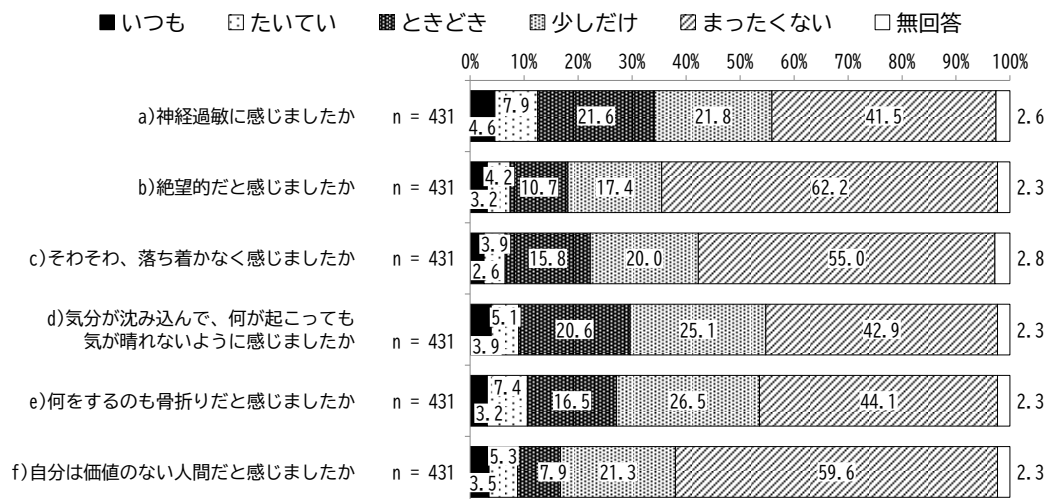
出典：生活実態調査（保護者票）

(5) 保護者の精神状態

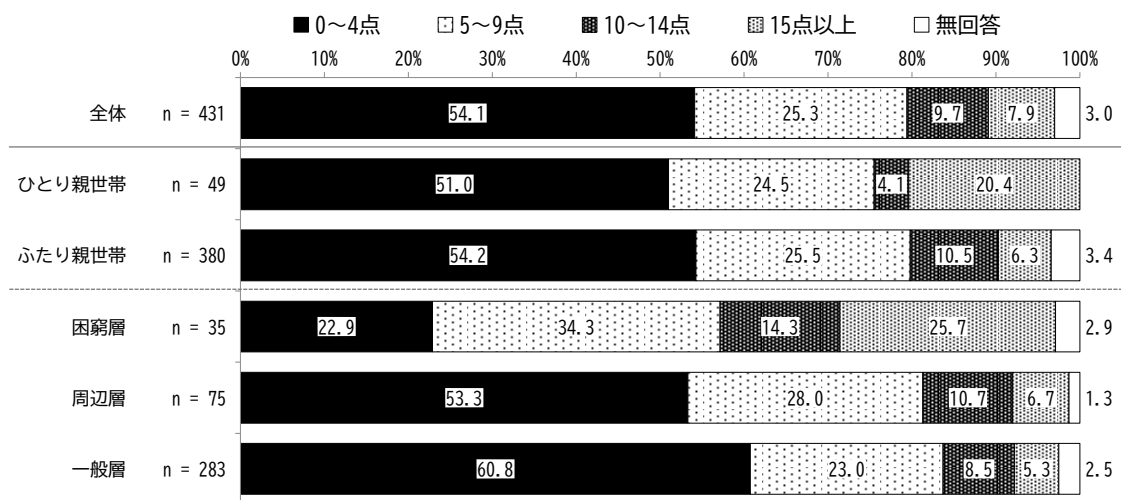
生活実態調査で、過去1か月間の精神状態を確認（図表54）し、そのうえでK6スコア²を算出しました。「0～4点」が54.1%、「5～9点」が25.3%、「10～14点」が9.7%、「15点以上」が7.9%となっています。

困窮層では、「10～14点」が14.3%、「15点以上」が25.7%となっています。

図表 54 保護者の精神状態



図表 55 K6 スコア（上図より算出）



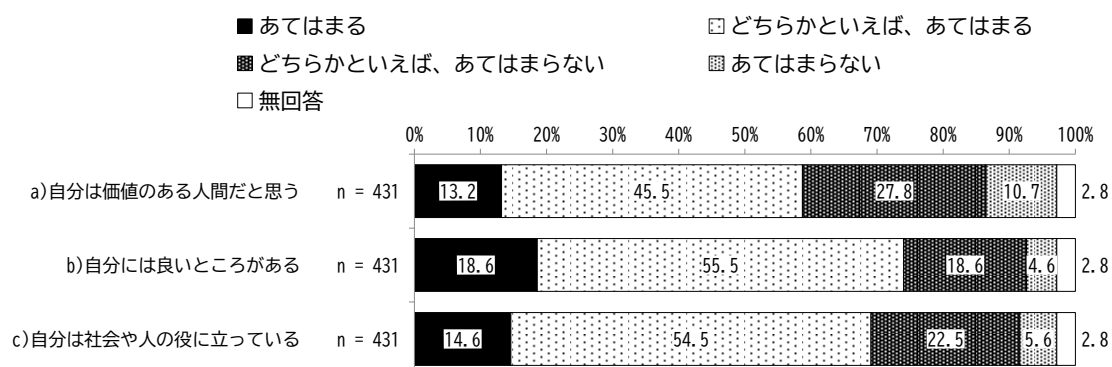
出典：生活実態調査（保護者票）

² K6 とは、うつ病・不安障がいなどの精神疾患をスクリーニング（選別）するために開発された尺度です。6つの項目について5段階（「まったくない」（0点）、「少しだけ」（1点）、「ときどき」（2点）、「たいてい」（3点）、「いつも」（4点））で点数化し、6項目の合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられています。

(6) 保護者の自己評価

生活実態調査で、自己評価についての3項目を確認した結果、「あてはまる」「どちらかといえば、あてはまる」を合わせた割合は、「a)自分は価値のある人間だと思う」で58.7%、「b)自分には良いところがある」で74.1%、「c)自分は社会や人の役に立っている」で69.1%となっています。

図表 56 保護者の自己評価

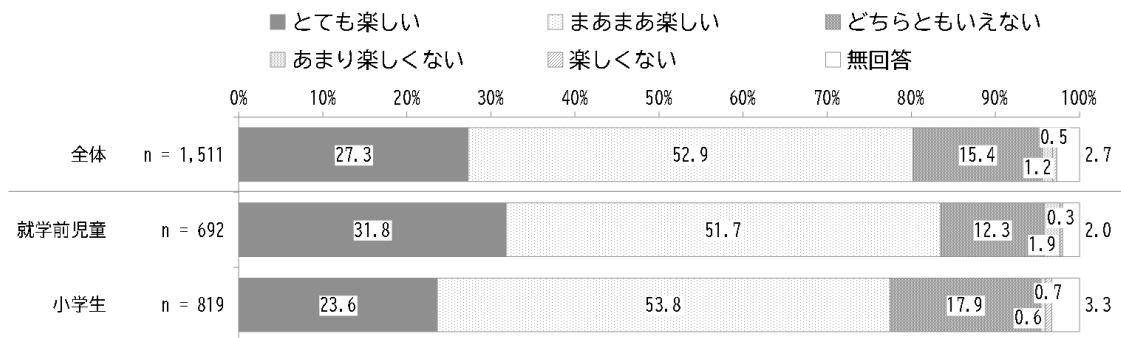


出典：生活実態調査（保護者票）

(7) 子育ての悩みや不安

子育て支援ニーズ調査で、子育てをどのように捉えているかを確認した結果、「まあ楽しい」が52.9%で最も多く、次いで「とても楽しい」が27.3%、「どちらともいえない」が15.4%となっています。

図表 57 子育てを楽しめているか



出典：子育て支援ニーズ調査

また、子育てについての不安や悩みは、就学前児童では、「子どものしつけ」が48.3%で最も多く、次いで「育児と仕事の両立」が45.4%となっています。

小学生では、「子どものしつけ」が39.2%で最も多く、次いで「子どもの学習面」が38.3%となっています。

図表 58 子育てについての不安や悩み

	調査数	子どものしつけ	育児と仕事の両立	子どもの性格や行動	経済的負担	子どもの食事や栄養面	自分の時間を十分に持てない	育児の疲れやストレス	子どもとの接し方	育児と家事の両立	子どもの発達や病気	子どもの睡眠や生活リズム	睡眠が十分に取れない	配偶者との育児方針の違い	祖父母等との育児方針の違い	配偶者の育児参画	子育て仲間とのつきあい	認定こども園や保育園の対応	子育てについての相談先	その他	相談するほどの悩みや不安はない	無回答
就学前児童	692	48.3	45.4	39.2	35.4	34.8	31.5	31.5	29.8	28.0	27.0	25.4	12.0	10.1	8.8	8.2	7.1	4.0	3.3	1.2	8.4	2.3
小学生	819	39.2	38.3	37.9	34.3	32.6	26.1	24.2	21.9	21.5	21.0	20.9	20.1	19.3	13.2	9.3	8.9	8.2	7.2	2.1	11.6	3.3

出典：子育て支援ニーズ調査

(8) 子育て環境を充実するために必要な支援

子育て支援ニーズ調査で、子育て環境を充実するために必要な支援としてあげられたのは、「子連れでも出かけやすく、楽しめる機会と場所の充実」が54.1%で最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制整備（夜間や休日でも安心して受診できる医療体制の充実や、専門医の配置など）」が52.2%、「企業における仕事と家事・育児のバランスに配慮した取組（子育てに配慮した勤務時間の調整や、出産・育児休暇取得の推進など）」が32.2%となっています。

図表 59 子育て環境を充実するために必要な支援

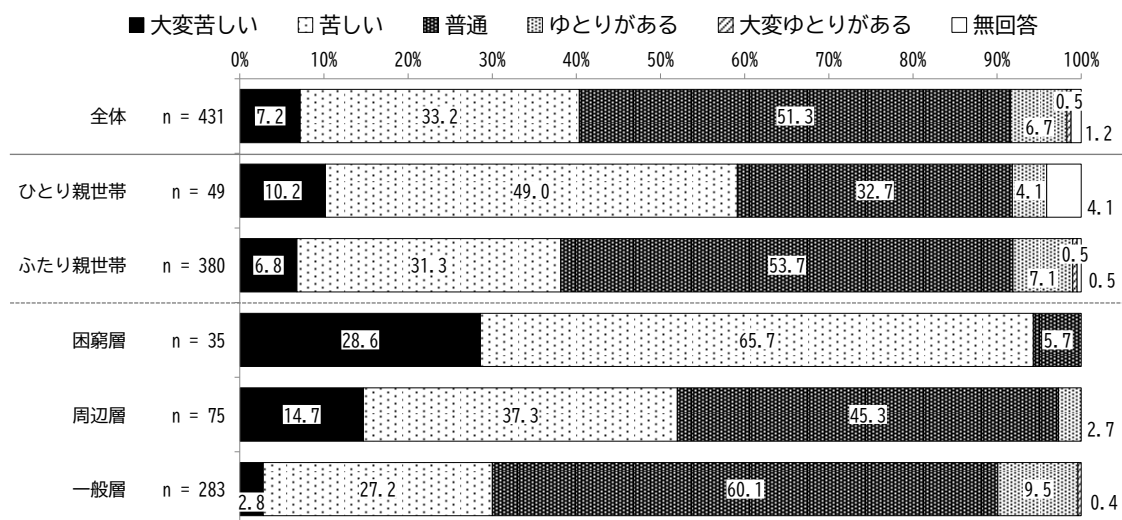
	調査数	子連れでも出かけやすく、楽しめる機会と場所の充実	安心して子どもが医療機関にかかれる体制整備（夜間や休日でも安心して受診できる医療体制の充実や、専門医の配置など）	企業における仕事と家事・育児のバランスに配慮した取組（子育てに配慮した勤務時間の調整や、出産・育児休暇取得の推進など）	企業に就くことによる負担軽減（育児休業給付金の活用など）	保育園や認定こども園等にかかる費用の負担軽減	子育てに困った時に相談したり情報が得られる場の整備	発達障害の子どもの支援の充実として「児童発達支援センター」の整備	事業所や地域などを活用した子育てサポートの推進	産後（概ね1年）の家事援助サービス	保育付きの講座やイベントの提供	保護者の緊急時の子どもの預かりとして短期入所生活援助事業（シヨールステイ）	保護者の緊急時の子どもの預かりとして短期入所生活援助事業（シヨールステイ）	公営住宅における多世代の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面での配慮	子どもの虐待防止や障がい児施策の充実	子育てについて学べる講座等の充実	その他	無回答
全体	1,511	54.1	52.2	32.2	30.0	11.9	9.7	5.4	5.4	5.0	4.8	3.4	3.1	1.9	3.2	13.3		
就学前児童	692	65.0	53.9	31.4	43.4	9.4	7.5	5.1	6.6	7.2	4.5	3.6	2.3	1.3	3.5	6.9		
小学生	819	44.8	50.7	32.8	18.7	14.0	11.5	5.6	4.4	3.2	5.1	3.2	3.8	2.3	3.1	18.7		

資料：子育て支援ニーズ調査

(9) 暮らしの状況

生活実態調査で、現在の暮らしの状況に対する総合的な評価を確認した結果、「普通」が51.3%で最も多く、次いで「苦しい」が33.2%、「大変苦しい」が7.2%となっています。

図表 60 現在の暮らしの状況



出典：生活実態調査（保護者票）

(10) 結婚、妊娠、子育て環境に対する意見

本市の結婚、妊娠、子育て環境に対して、以下のような意見があげられています。

図表 61 本市の結婚、妊娠、子育て環境に対する意見（抜粋）

市内で結婚や出産、子育てが安心して生活ができる住み方にしてほしいです。
小千谷病院の産婦人科を続けてほしいです。
不妊治療をはじめて、同じ悩みを持っている人がたくさんいることを知りました。市内在住者でどれだけいるかわかりませんが、不妊に関する支援に力を入れてもらえるとうれしいです。
結婚、子育てどちらに関しても誰かに頼れる環境も大事であるが、それ以上に企業が休暇をとりやすくしたり、就業時間の工夫をしたりと自分たちで解決できるような支援をしてほしいです。
子育て支援アプリがあることを知った。少子化が進む中ですばらしい支援であるので、もっと情報の提供があってもよいと思います。
子育ての支援が充実していて、感動しています。

出典：子ども若者調査

5. まとめ

(1) 成長過程を通じた視点

- 合計特殊出生率は県全体を上回っているものの、出生数の減少が続いています。
- 子育て環境を充実するために必要な支援として、「子連れでも出かけやすく、楽しめる機会と場所の充実」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制整備」、「企業における仕事と家事・育児のバランスに配慮した取組」が多くあげられています。
- お世話をしている家族がいるか確認した結果、こどもは3.5%、若者は3.7%でした。この中には、いわゆるヤングケアラーに該当するこども・若者が含まれている可能性があります。

(2) 成長過程ごとの視点

1) 誕生前から幼児期

- 不妊治療に関し、支援制度があるにもかかわらず、支援を求める声があがっていることから、事業周知を図る必要があります。
- 情報の提供方法については、子育て支援アプリの活用などが求められています。

2) 学童期・思春期

- 学校を「とても楽しい」「まあ楽しい」と感じているこどもは89.4%です。一方で「あまり楽しくない」「楽しくない」と感じているこどもが8.4%います。
- 放課後や休日に「一人である」こどもが、それぞれ16.8%、12.9%います。
- いやなことや悩んでいることの有無については、「ない」が34.2%と最も高い一方、「学校や勉強のこと」や「進学・進路のこと」で悩んでいる状況も見られます。
- 障がい児は、平成26年以降、微増傾向です。

3) 若者

- 婚姻件数は減少傾向、平均初婚年齢は上昇傾向にあります。
- 25歳～45歳の未婚率は上昇が続いています。女性に比べて、男性の未婚率が高くなっています。
- 「現在就業している」人が79.1%と高いものの、「これまでに就業経験はない」は13.1%います。

- 「ひきこもりに該当する」と考えられる人は3.4%です。

(3) 子育て当事者の視点

- 本市の人口は年々減少し、世帯構成は核家族世帯や単独世帯が増加しています。
- 育児を担う割合は、「主に母親」が19.1%、「どちらかというと母親」が44.0%に対し、「主に父親」が0.7%、「どちらかというと父親」が1.4%となっており、育児が母親に偏っている傾向が見られます。
- 母親の就労状況は、フルタイムまたはパートタイムで産休・育休・介護休業中を含めると91.2%と非常に高い状況です。
- 育児休業の取得状況は、母親の68.1%に対し、父親が9.7%となっており、依然として母親と比べて低い状況です。
- 現在の暮らしの状況に対する総合的評価は、「苦しい」が33.2%、「大変苦しい」が7.2%です。なお、困窮層では、K6スコアが高い傾向です。
- 子育てに関しては、「まあまあ楽しい」「とても楽しい」を合わせると80.2%で多くの保護者が子育てを楽しんでいることがわかりますが、一方で、「子どものしつけ」や「育児と仕事の両立」で悩んでいる状況が見られます。



第4章

計画の考え方



1. 基本理念

本市では、すべてのこどもが、子育て当事者や地域の人々などの愛情により育まれ、ひとりの人間として日々笑顔で成長する環境づくりを目指しています。また、すべての子育て当事者が喜びを感じながら、安心して子育てできるよう、行政や地域社会全体で支援します。

このことを踏まえ、本計画の基本理念を『すべてのこどもが健やかで自分らしくかがやき 笑顔あふれるまち おぢや』とします。

〈基本理念〉

すべてのこどもが健やかで自分らしくかがやき
笑顔あふれるまち おぢや

2. 基本方針

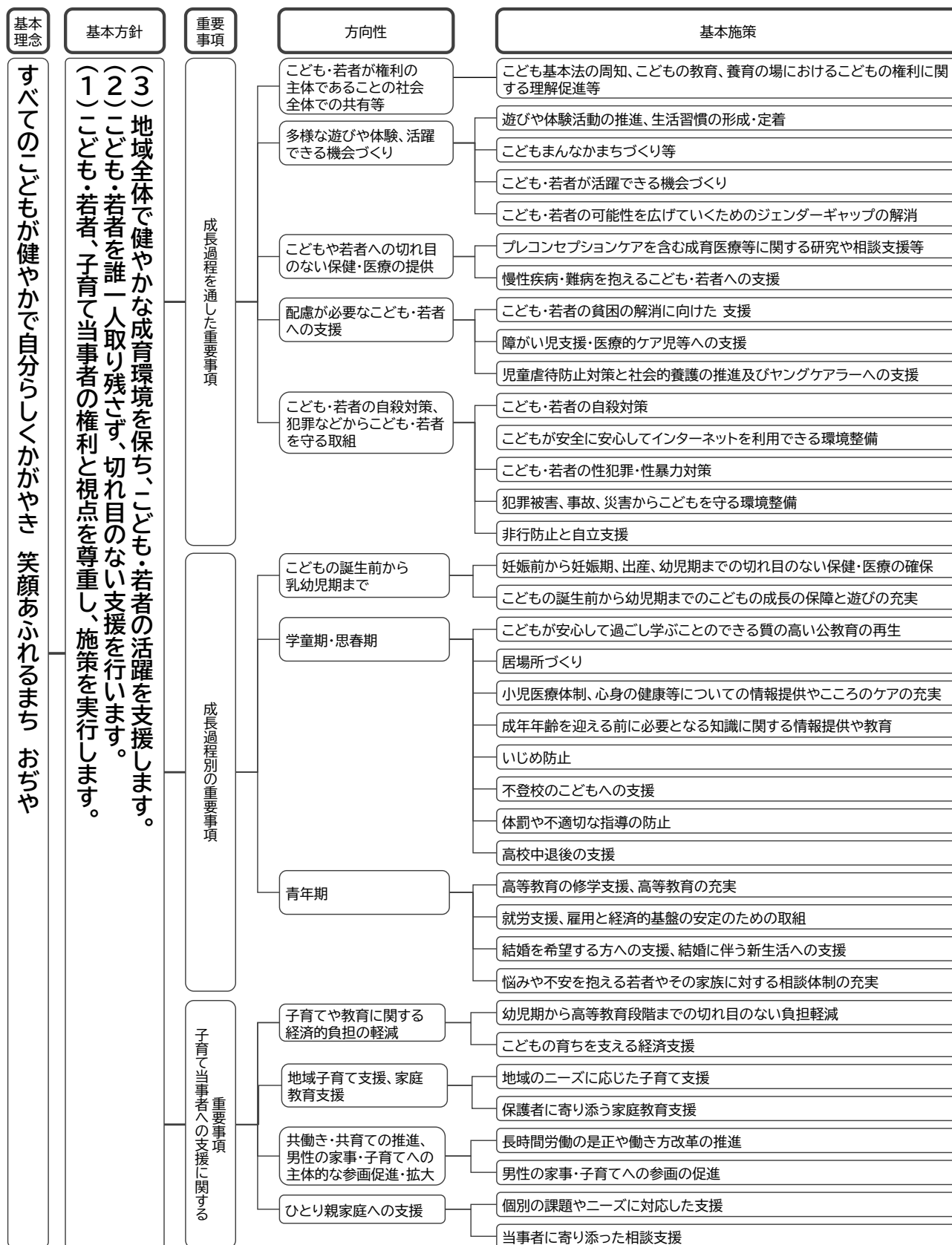
基本理念及びこども大綱を念頭に、本計画の基本方針を下記のとおり設定します。

- (1) こども・若者、子育て当事者の権利と視点を尊重し、施策を実行します。
- (2) こども・若者を誰一人取り残さず、切れ目のない支援を行います。
- (3) 地域全体で健やかな成育環境を保ち、こども・若者の活躍を支援します。

3. 施策体系

第2期計画の施策の趣旨を踏襲するとともに、こども大綱の施策の整理を踏まえ、本計画の施策を次図のとおり整理します。

図表 62 施策体系



4. 成果指標

本計画において、基本理念の達成状況を評価するために、成果指標を設定します。
なお、次回の子育て支援ニーズ調査等は令和10（2028）年度の実施を予定しているため、成果指標に対する達成度は令和10（2028）年度に測定します。

図表 63 成果指標

	指標名	基準値	目標値	出典
全体	安心して子どもを産み育てられるよう「子育て環境の充実」に対する達成度	30.2% (令和6年度)	35.0% (令和11年度)	市民意向調査
こども	「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合	61.9% (令和5年度)	67.0% (令和10年度)	生活実態調査 (こども本人票)
	「自分の親(保護者)から愛されていると思う」こどもの割合	88.9% (令和5年度)	89.0% (令和10年度)	生活実態調査 (こども本人票)
	「うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む」と思うこどもの割合	80.9% (令和5年度)	81.0% (令和10年度)	生活実態調査 (こども本人票)
若者	「自分のことが好きだ」と思う若者の割合	56.3% (令和5年度)	61.0% (令和10年度)	子ども・若者調査
	「自分が友達や親など周りの人の役に立っている」と思う若者の割合	60.0% (令和5年度)	61.0% (令和10年度)	子ども・若者調査
	「将来に不安を感じている」若者の割合	71.5% (令和5年度)	減少 (令和10年度)	子ども・若者調査
子育て当事者	生活困難度(貧困層の割合)	8.1% (令和5年度)	減少 (令和10年度)	生活実態調査 (保護者票)
	「自分は価値のある人間だと思う」子育て当事者の割合	58.7% (令和5年度)	63.0% (令和10年度)	生活実態調査 (保護者票)
	「自分には良いところがある」と思う子育て当事者の割合	74.1% (令和5年度)	増加 (令和10年度)	生活実態調査 (保護者票)
	「自分は社会や人の役に立っている」と思う子育て当事者の割合	69.1% (令和5年度)	増加 (令和10年度)	生活実態調査 (保護者票)

※こども大綱に示された目標や内閣府等が実施した類似調査結果等を踏まえて、目標値を設定しています。内閣府等の調査結果よりも、本市の基準値が高い場合は同程度を維持します。類似調査結果がない場合は、方向性を示しました。



第 5 章

施策の展開



1. 成長過程を通じた重要事項

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

現 状

- こども大綱では、こどもまんなか社会の実現に向け、国がこども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こども・若者が権利の主体であることを広く周知することとされています。
- 教育現場においては、児童生徒に対し、お互いを尊重し豊かな人間性が育まれるよう、発達段階に応じた人権教育を推進しています。また、教職員に対し、人権に対する理解を深め人権問題についての正しい知識を身に付けるための研修を実施しています。

課 題

- 国の方針を踏まえ、本市でもこども・若者が権利の主体であることの啓発活動を実施してきましたが、社会全体で共有できるような周知・啓発活動を継続して行う必要があります。
- こどもに関わるあらゆる場面において、こども自体が権利の主体であることの認識とこども自身の意見が尊重され権利が保障される環境づくりが求められています。あわせて、幼保小中高が連携してこどもへの人権教育の充実を図る必要があります。
- こどもからの意見聴取の結果によれば、こどもは、自身の権利が守られるためには、大人の理解が重要であると感じています。

取組の方向性

- 市民や市内の事業所などに対して、こども・若者の権利について広く広報・啓発をし、こども・若者、子育て当事者にやさしいまちの実現に向けた市全体の意識づくりを推進します。
- 学校教育を通じて、こどもに対して、自身が権利の主体であることを伝えていきます。

1) こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	第2次小千谷市人権教育・啓発推進計画に基づく人権啓発事業	市ホームページ等で啓発記事を掲載します。	市ホームページやその他の方法により周知活動を行い、こども・若者が権利の主体であることについて、社会全体での共有を図ります。	市民生活課	ホームページ掲載件数1件	維持
	人権擁護委員（法務省委嘱）による人権擁護事業					
2	学校教育における人権教育の推進	一人ひとりの個性を尊重し、自他の人権を守る行動力の育成を図る人権教育を行います。	新潟県人権教育基本方針のもと、差別を許さず、自他を大切にしてい行動できるよう、人権教育を推進します。	教育・保育課	実施校全校	維持



(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

現 状

- わんパークや保育園を子育ての悩みや不安の相談窓口として、子育ての仲間づくりやこどもとの関わり方を学び、共有できる場を提供してきました。
- 令和6年に開設したホントカ。は、こども・若者の健やかな成長の原点となる遊びや体験活動、人生を豊かにする交流を提供するだけでなく、多世代、他業種が集まり、連携し、相互に高め合える挑戦の場としての役割を担っています。
- 教育部門では、関係部局と連携し体験教室や野外活動の提供を通じて、体験活動を支援するほか、総合学習における「ふるさと教育」や「キャリア教育」に力を入れており、若者の活躍支援に向けた情報発信を行っています。
- 保育園や認定こども園、学校における交通安全教室や危険な通学路の点検及び整備など関係機関で一体となって安全な交通環境づくりを進めています。

課 題

- わんパークやホントカ。、令和8年開設予定の（仮称）防災センターを中心として、こどもの発達段階に応じた交流と学びの場を提供することが求められています。
- こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるように、こどもや子育て世帯の目線に立ち、こどものための地域の生活空間を形成することや、親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出が必要です。
- こども・若者が一人ひとり異なる長所を伸ばして、その才能を活かせるよう、異文化との交流や学校教育と社会教育における平等の理念の推進、進学・就職などの機会に幅広い選択が可能となるような情報提供を行う必要があります。
- 次代のまちづくりを担うこどもが地域とともに、まちづくりに参画できる場や機会を設けることが必要です。

取組の方向性

- ホントカ。や令和8年開設予定の（仮称）防災センターを活用し、こどもまんなかまちづくりに向けて、第2期計画に引き続き、地域の住民や学校、関係団体等と連携し、体験活動、読書活動等を推進します。
- こどもが活躍の幅を広げるための教育や機会を提供します。また、性別や性的指向で活躍の場が制限されないことがないよう、男女共同参画の推進や性の多様性に関する知識の啓発を行います。
- こどもが誇りであると感じている伝統や文化、自然環境などの地域資源への理解を深めることで、こどもが活躍できる機会を創出します。

1) 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	世代間交流事業（高齢者学級）	こどもが高齢者との交流を通じて、人とのかわり合いを学ぶ場を提供します。	世代間交流の効果をより引き出せるように、プログラムを検討・実施します。	文化スポーツ課	実施回数 2回	実施回数 5回
2	地域子育て交流事業（地域子育て創生事業）	保育園を核とした地域住民参加・交流による子育て支援活動を行います。	お招き会などの園行事を通じて、地域住民との交流活動を推進します。	教育・保育課	実施園 割合 100%	維持
3	子育てイベント	わんパークにおいて、子育て世代間の交流イベントを実施します。	子育て世代同士の交流の場となる仕掛けづくりにより、安心して子育てができる環境を提供します。	健康・子育て応援課	実施回数 子育てイベント 13回	実施回数 子育てイベント 13回
	すこやか子育て教室				すこやか 子育て 教室 12回	すこやか 子育て 教室 12回
	子育てサークル活動支援				子育て サークル 支援活動 15回	子育て サークル 支援活動 維持
4	親子運動教室	2・3歳児とその保護者を対象に一緒に体を動かす場を提供します。	親子の心身の健康に寄与することを目的に事業を継続し、参加者数の維持を図ります。	文化スポーツ課	申込者数 20組	申込者数 20組
5	青少年教育事業	青少年の体験学習の場等を提供します。	青少年の健全育成を目的とし、様々な体験を得る機会を提供します。	文化スポーツ課	体験学習の 提供数 19回	継続

No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
6	特色ある教育活動 (おりなす教育)	総合的な学習などを通じて各学校で地域に根差した特色ある教育活動を実施します。	おぢやっ子教育プランに基づいた教育活動推進のため、各学校の特色を生かした教育活動を実施します。	教育・保育課	実施校 全校	維持
7	芸術鑑賞教室	市教育研究会に委託し、小学校低学年の芸術鑑賞教室を実施します。	こどもたちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力を養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげます。	教育・保育課	実施回数 1 回	継続
8	子ども読書活動推進計画の推進	多くの本と出会う機会や多様な情報に触れる機会を作ります。	こどもの読書活動を推進するためにホント力。を中心にこどもが遊びや活動と結びついた中で本の楽しさに触れる機会を増やします。 家族みんなで本を楽しむための雰囲気づくりや世代ごとに適正な読書活動推進を行います。	にぎわい交流課	読書が「好き」という 小学 2 年生の割合 49%	読書が「好き」という 小学 2 年生の割合 60%
9	食育の推進 (給食だよりの発行、バランスの取れた献立作成) おぢやっ子わくわくメニュー (地場産物を取り入れた統一献立)	地元産物を取り入れた献立を取り入れ、学校給食を通じて食育を推進します。	こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に着けることができるよう、生きた教材である学校給食の充実を図ります。	教育・保育課	実施校 全校	維持
10	環境教育の推進	身近な自然環境を対象とした観察や調査、見学等の体験活動を行います。	自然や地域と関わる体験活動を積極的に行い入れ、環境教育の充実を図ります。	教育・保育課	実施校 全校	維持

2) こどもまんなかまちづくり等

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	児童遊園整備事業	町内会等の管理する児童遊園遊具等の新設・増設・修繕に対して助成します。	申請に対して適切に補助することで、地域におけるこどもの学びの場を確保します。	教育・保育課	補助町内数 7	継続
2	子どもの遊び場作り支援事業 (地域子育て創生事業)	図書館や体育施設等を利用した遊び場を提供します。	安心・安全な遊具の整備に努め、発達段階に応じた遊具及び遊び場を提供します。	にぎわい交流課／文化スポーツ課	白山運動公園修繕 4件 保守点検 1回	継続
3	交通安全思想の普及徹底	保育園、認定こども園、学校において、交通安全教育を実施します。	園児・児童・生徒の交通事故を防ぐため、交通安全教室を実施するとともに、各種交通安全運動などの機会を捉えて周知啓発します。自転車乗車用ヘルメットの着用を促進します。	防災安全課	交通安全教室実施回数 40回	継続
4	安全教育の推進	保育園・小中学校における安全教育の推進、各種安全点検を実施します。	不審者に対する防犯対策、地震等自然災害に備える意識の啓発を行うとともに、施設の安全対策を進めます。	教育・保育課	安全点検の実施各施設で 1回/月	維持

3) こども・若者が活躍できる機会づくり

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	学校における外国語教育の推進	小中学校に外国語指導助手を配置し、外国語教育の推進と活動の充実に関わる支援を行います。	学習指導要領に準じて外国語指導助手を配置することで、外国語教育を推進し、学校における学習活動を支援します。	教育・保育課	配置数 小学校 外国語指導助手 2名 小中学校 外国語指導助手 4名	継続
2	国際理解教育の推進	小千谷市・海外留学生支援協議会と連携し、小中学校への留学生派遣事業を支援します。	外国人との交流を通して、国際理解を図るための外国文化の理解や英語に親しむ機会を確保します。	教育・保育課	派遣事業の支援実施校割合 100%	維持
3	海外研修事業補助金	国際交流団体などの公的機関が主催する市内中学生、高校生の海外留学、ホームステイに参加する方に対して、補助金を交付します。	能力開発向上を目的とした海外研修を通して、青少年の国際的視野を広め、国際理解を促進します。	にぎわい交流課	補助件数 8件	補助件数 16件
4	企業ガイドブック・ポータルサイト	市内企業の情報をWebサイトやパンフレット、SNSで発信します。	情報提供を通じて、市内企業の認知向上及び市内就職の促進を図ります。	商工振興課	ガイドブック配布数 1,230冊 ホームページ・Instagram開設	継続
5	外国人等に対する日本語教育の推進	日本の生活に合わせた実践的な日本語の学習(4クラス)を行います。	個々の事情にあわせた日本語教育を推進するため、必要な場合は日本語教室で対応します。	文化スポーツ課	日本語教室延べ参加者数 232人	日本語教室延べ参加者数 300人

No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
6	日本語指導員等支援員の配置	日本語教育を中心とした個別の対応が必要な児童に、日本語指導等支援員を配置します。	学習支援や生活支援が必要な児童に対し、支援員を配置し、支援します。	教育・保育課	対象児童に対する支援員配置割合 100%	維持
7	キャリア教育の推進	自分の将来を設計し、自立して生きていく力を育むことを目指したキャリア教育を実施します。	ふるさとへの愛着と誇りを持てるように、地域に根差したキャリア教育を推進します。	教育・保育課	実施校 全校	維持

4) こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	第5次おぢや男女共同参画プランに基づく男女共同参画事業	市民講演会や地域セミナー、こども人権教室等の啓発事業を実施します。	人権の尊重・男女共同・ジェンダー平等・多様性への相互理解を進めるため、市民講演会や人権教室等で啓発します。	市民生活課	市民講演会 地域 セミナー 参加定員 充足率 (年間合計) 57%	市民講演会 地域 セミナー 参加定員 充足率 (年間合計) 75%
	第2次小千谷市人権教育・啓発推進計画に基づく人権啓発事業【再掲】					
	人権擁護委員（法務省委嘱）による人権擁護事業【再掲】				こども人権教室 5回	継続

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

現 状

- 乳幼児・児童等のライフステージに応じた健康維持の取組や子育て応援アプリ「母子モ」を活用した情報発信などにより、妊娠期から青年期まで切れ目のない保健・医療を提供しています。
- 継続的な保健・医療の提供のため、関係部署や医療機関などが集まり、情報を共有する機会を設けています。
- 難病等を抱えるこどもや若者に対して、必要な障がい福祉サービス等を提供しています。

課 題

- こどもたちの成長の基礎となる乳幼児からの健康づくりには、現状の正確な把握と継続的な支援が欠かせないものであり、関係機関が連携して、取り組むことが重要です。
- 様々な支援等を効果的に実施するため、国と歩調を合わせてデジタル化を推進する必要があります。
- 障がい福祉サービス等の支援が行き届くよう、障がい福祉サービス等の内容や対象者などの周知を図る必要があります。

取組の方向性

- こども・若者が適切な意思決定や行動選択ができるよう、小・中学校における学習指導を通じて健康や性に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。
- 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者に対する支援や各種相談対応、情報提供を行います。

1) プレコンセプションケア³を含む成育医療等に関する研究や相談支援等

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	学童思春期 保健連絡会	小中学生の健康の保持増進に向けて、プレコンセプションケアの観点から学校保健や地域保健等の関係機関と連携を図ります。	アンケート調査等によって実態を把握し、思春期から成人期に向けた保健対策のため関係機関と連携を図ります。 心身の健康について、普及啓発を行います。	健康・子育て応援課	開催回数 1回	開催回数 1回
2	こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進 (保健体育の授業として)	児童生徒に成長や発達に関する知識の普及・啓発を行います。	学校指導要領に基づき、保健体育の授業などを通じて、児童生徒に成長や発達に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。	教育・保育課	実施校 全校	維持
3	母子保健のデジタル化の推進 【新規】	市民自らの保健医療情報の適切な管理等を目的に、国の動向を踏まえ、乳幼児健診や予防接種等の母子保健情報のデジタル化を進めます。	乳幼児健診や予防接種等に関する情報のデジタル化により、市民の健康管理の充実と利便性の向上を図ります。 電子版母子健康手帳の活用も検討します。	健康・子育て応援課	—	継続

³ プレ(pre)は「～の前の」、コンセプション(conception)は「妊娠・受胎」を意味します。男女を問わず、若い世代が正しい知識を得て、将来のライフプランを考え、日々の生活や健康と向き合うプレコンセプションケアの取り組みは、健やかな妊娠・出産のみならず、次世代を担う子どもたちの健康にもつながります。

2) 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	障がい福祉サービス等、障がい者（児）相談支援事業	法律に規定されている難病等の方に、相談支援や障がい福祉サービス等の提供を行います。	難病等の方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、制度による支援が行き届くよう周知を図ります。	福祉課	随時対応	継続



(4) 配慮が必要なこども・若者への支援

現 状

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図るため、学生に対する小千谷奨学会による奨学金事業や学習支援及び生活習慣の定着に向けた子どもの学習・生活支援事業を行っています。保護者への支援としては、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、就学援助制度等に基づき、経済的支援や就労支援を行っています。
- 障がい児に対しては、障がいの程度などに応じて各種手当の支給や必要な補装具への給付を行っています。また、個々の障がいの特性に合わせて必要な障がい福祉サービス等を提供しています。
- 健康・こどもプラザ あすえ〜るに「子育て世代包括支援センター」を設置し、要保護児童対策地域協議会（小千谷市こどもを守る地域連絡会）や児童相談所等関係機関・部署等との連携により、子育てや児童虐待に関する全般的な相談体制を整備し、必要な情報提供・支援を行っています。
- ヤングケアラーについては、こども自身が認知していないケースがあり、その実態把握が困難です。

課 題

- 家庭における経済的理由から将来的な格差を生み出さないために、貧困、ヤングケアラー、障がいなど家庭が抱える困難な状態を的確に捉えて、こども・若者に対する支援に取り組む必要があります。また、奨学金については、昨今の物価上昇や返済の必要がない給付型の需要の高まり等を考慮し、踏み込んだ支援を検討する必要があります。
- こどもに対する学習支援や療育、各種手当や補装具への給付、医療的ケアや障がい児通所支援など、こどもの権利を担保しながら個々の特性やニーズに応じた幅広いサービスを提供する必要があります。
- ヤングケアラーに象徴されるように、こどもの問題の多くは子育て当事者を含めた家庭全体の問題であることが多いため、家庭全般の問題に包括的な対応ができる窓口機関が求められています。

取組の方向性

- 貧困状態にあるこどもや世帯を早期に発見し、支援につなげるために、各関係課や学校、関係団体等の連携を強化します。また、連携強化の中心的役割を担い、こどもと家庭の総合相談窓口として機能するこども家庭センターの設置を進めます。

- こどもの貧困には様々な要因が複合的に関連しているため、経済的支援をはじめ、教育支援、保護者の職業的自立支援や生活支援など多方面から支援を行います。
- 自ら SOS を発することが難しい世帯など、必要な支援が届いていない世帯に対しては、支援機関側からアプローチして積極的な支援を行います。
- こども自身が困ったときに相談できる場所やサポートができる体制づくり、匿名で相談できる環境づくりを整えます。
- 各関係課や医療機関、療育機関が連携し、一人ひとりの障がい特性等に応じた支援、地域社会への参加促進、家族に対する支援を行います。
- 補装具や障害児福祉手当等の給付を通じて、障がい児のいる家庭の経済的な負担軽減を図ります。
- 関係機関と連携し、虐待ハイリスクなど、養育上支援を必要とする妊婦や乳幼児家庭を早期に把握し、支援につなげます。また、こども家庭センターを中心とした総合的な相談窓口を設置し、必要な支援につなげる体制の構築に取り組みます。
- 関係機関等との連携により、ヤングケアラーとその家族の早期発見に努めるとともに、当事者に寄り添った切れ目のない支援を推進します。
- 児童虐待の防止や早期発見のため、市民に対して周知・啓発を行います。

1) こども・若者の貧困の解消に向けた支援

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	就学援助事業	児童生徒が就学するために必要な費用を負担することが困難な保護者に対し、就学経費を援助します。	学用品費などの就学費用を支給し、児童生徒の就学を支援します。	教育・保育課	援助人数 282人	継続
2	子どもの学習・生活支援事業	生活保護世帯等の小4～中3までの児童・生徒と保護者を対象に、学習支援や養育上の悩みについての面談・助言を行います。	貧困の連鎖防止のため、関係機関と連携して事業の周知により支援の拡大に努めます。	福祉課／健康・子育て応援課	延べ 利用人数 29人	継続
3	生活保護制度に基づく経済的支援（生活保護制度）	就学に必要な費用の支給や、高校を卒業し進学する方や就職により保護を要しなくなる方に経済的支援を行います。	経済的な困窮を解消するため、生活保護法に基づき、生活保護費を支給します。	福祉課	支給人数 78人	継続
4	小千谷奨学会による奨学金貸与	経済的理由により修学が困難な方に対し、無利子の奨学金を貸与します。	必要な方へ支援が届くよう、周知方法の工夫等も検討しながら、学資への貸与を通じた教育機会の均等を図ります。	教育・保育課	貸与人数 15人	貸与人数 25人
5	つながりの場づくり支援事業の周知	新潟県が実施する、こども食堂やフードパントリーなどの生活支援実施団体に対する補助金交付事業について周知します。	関係機関との連携により必要とする方へ確実につながるように、事業を周知するとともに、支援団体や支援を必要とする方のニーズ把握に努めます。	健康・子育て応援課	事業周知	継続

No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
6	住居確保給付金、就労準備支援事業等による生活困窮者自立支援	生活困窮者等への自立支援を行います。	収入の減少に伴い住居を失うおそれのある方へ給付金の支給及び就労支援を行います。一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成など、計画段階から一貫して支援します。	福祉課	実施人数 337人	継続
7	生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワークと連携し、生活保護受給者等の就労支援を行います。	生活保護受給者等が就職することにより経済的に自立できるように、事業を継続します。	福祉課	実施人数 23人	継続
8	小千谷市生活困窮者支援調整会議	各分野の専門委員（弁護士、ハローワーク等）により生活困窮者に対する支援のあり方について検討します。	適切な支援を効果的に行うため、専門的見地から生活困窮者プランについて助言・指導をいただくとともに、関係機関の連携を図ります。	福祉課	会議回数 3回	継続
9	こども家庭センターの設置による相談窓口の確保【新規】	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の意義や機能は維持したうえで、妊娠婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置します。	令和8年度の設置に向け、先行して設置している自治体の事例を参考に準備を進めます。設置により、妊娠期から子育て期までのこどもに関する包括的な相談窓口を確保します。	健康・子育て応援課	—	設置か所 1か所
10	教育相談体制の充実	市の専門相談員による小中学校への定期訪問や電話相談、県のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣を行います。	課題の早期発見・対処のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの小中学校への派遣に努めます。	教育・保育課	実施校 全校	継続

2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

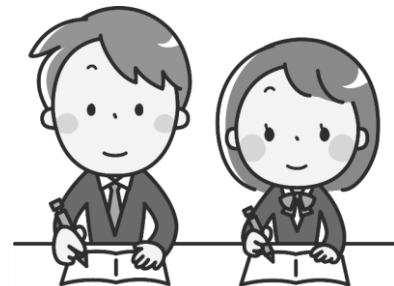
事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	特別児童扶養手当	精神または身体に障がいのある児童の養育者に対して、手当を支給します。	県が行う支給に対し、必要とする方へ支援がつながるよう、関係機関と連携し、制度について周知を図ります。	福祉課	随時対応・事業周知	継続
2	障害児福祉手当	在宅の20歳未満の方で、重度の障がいの状態にあるために日常生活において常時介護を必要とする方に対して、手当を支給します。	必要とする方へ支援がつながるよう、関係機関と連携し、制度について周知を図ります。	福祉課	支給件数 17件	継続
3	療育事業 (プレイ教室)	言語発達や精神発達などの遅滞や特性、身体に障がいがある児童とその保護者を対象とし、こどもの成長や発達を促す教室を開催します。	家族の療育生活を支援するため、個々の成長、障がい、特性や発達に応じ、保護者に寄り添いながら、遊びやふれあいを通して成長や発達を促します。	健康・子育て応援課	実施回数 48回	継続
4	障がい児保育事業	なんらかの障がいを抱えた児童を含めた集団保育を実施します。	障がい児の成長発達を促進するため、受け入れに必要な保育士の確保を行います。	教育・保育課	受入可能施設 全施設	維持
5	児童補装具購入及び修理の扶助	必要な身体機能の獲得・補助のため、身体に障がいのある児童の不自由な部分を補うための用具の購入や修理に要する費用を給付します。	関係機関との連携を強化するとともに事業周知を行い、児童の個々の成長、障がいに対応できるよう支援に努めます。	福祉課	給付件数 5件	継続
6	軽・中等度難聴児補聴器購入費補助事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度の難聴があるこどもの補聴器購入費の一部を補助します。	関係機関との連携を強化するとともに事業周知を行い、児童の個々の成長、障がいに対応できるよう支援に努めます。	福祉課	助成件数 1件	継続

No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
7	適応指導 教室開設	学校生活に適応できない児童生徒への復帰援助を行います。	関係機関と情報を共有し、通級生への指導だけでなく、家庭・家族を巻き込んだ支援により、児童生徒の復帰支援を行います。	教育・保育課	小千谷 小学校区に 1 か所	継続
8	障がい児 通所支援 事業、 障がい児 相談支援 事業	療育が必要な児童に、相談支援や必要な障がい児通所支援等のサービスの提供を行います。	市内の事業所だけでは提供体制の確保が難しいサービスがあるため、必要なサービスを広域的に確保するとともに、制度の周知を図ります。	福祉課	随時対応	継続
9	医療的 ケア児支援 連絡会	医療的ケア児に関する関係機関等による協議の場を設置します。	医療的ケア児の把握に努めるとともに、関係機関による情報共有や医療的ケア児の支援方法に関する協議を行います。	福祉課	随時対応	継続
10	保育園等 訪問事業	市立保育園及び認定こども園を随時巡回し、発達支援を要する幼児や児童の早期発見を行い、関係機関へつなぎます。	医療や福祉ケアを行う関係機関へ適切につなげるために、訪問活動を継続実施します。	健康・子育て応援課	市立保育園 及び認定 こども園 への巡回 全園	継続

3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	児童虐待・DV防止ネットワーク事業	小千谷市こどもを守る地域連絡会において、代表者会議、児童虐待防止研修会を開催します。	小千谷市こどもを守る地域連絡会を核に、関係機関の参加を拡充することにより連携して問題解決に取り組み、支援体制を強化します。	健康・子育て応援課	児童虐待防止研修会1回	継続
2	民生委員・児童委員、主任児童委員による相談・支援活動	関係機関と連携して地域での相談・支援活動を行います。	児童・青少年の健全育成を図るため、小中学校との連携を強化し、保護者に対して、民生委員・児童委員制度の周知・啓発を行います。	福祉課	民生委員・児童委員数78人	継続
3	児童安全相談員配置	児童虐待やDVなどの、こどもに関する相談窓口として児童安全相談員を配置します。	関係機関との連絡調整により、児童虐待対応への連携強化を図ります。	健康・子育て応援課	相談員1人	継続
4	子育て世代包括支援センター事業	電話や来所、訪問により、妊娠や子育ての悩み等の相談に対応します。	子育てに関するワンストップでの相談体制整備により切れ目のない支援を行うため、得られた情報をもとに、関係機関との連携強化に努めます。	健康・子育て応援課	設置数1か所	継続
5	福祉、介護、医療、教育等の関係者の情報共有・連携	支援対象者の状況やニーズに合わせたきめ細かい対応ができるように、関係機関の情報共有や連携を密にします。	こども家庭センターを中核とした体制を構築します。 こどもに対し、ヤングケアラーの認知度を上げるための啓発を行います。	健康・子育て応援課	随時対応	継続

No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
6	こども家庭センターの設置による相談窓口の確保 【新規・再掲】	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の意義や機能は維持したうえで、妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置します。	令和 8 年度の設置に向け、先行して設置している自治体の事例を参考に準備を進めます。設置により、妊娠期から子育て期までのこどもに関する包括的な相談窓口を確保します。	健康・子育て応援課	—	設置数 1 か所
7	教育相談体制の充実 【再掲】	市の専門相談員による小中学校への定期訪問や電話相談、県のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣を行います。	課題の早期発見・対処のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの小中学校への派遣に努めます。	教育・保育課	実施校 全校	継続



(5) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

現 状

- 全国では、小中高生の自殺者数は増加傾向が続いており、警察庁発表資料によると令和5年の小中高生の自殺者数は513人となっています。過去最多である令和4年の514人と同水準であり、深刻な状況が続いています。
- 令和4年度実施の人権に関する市民意識調査のいじめ問題において、「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある」と回答した割合が大きく減少（24.5%→11.8%）しました。これまでの啓発や教育の成果と考えられ、いじめから自殺につながる事案の防止につながっているものと考えられます。一方、いじめ・不登校となる児童生徒数はいまだ増加傾向にあります。

課 題

- こどもの自殺予防に向け、命の大切さを実感することや困難やストレスへの対処、心の健康に関する学校教育、社会教育、家庭教育の充実が求められています。
- こどもへのインターネット利用に関する教育や通学路の点検など、身のまわりの安全確保や犯罪や事故・災害からこどもを守る環境整備が求められています。
- 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会づくりのため、補導委員の見守り活動や各地域において独自に活動してきましたが、SNSの普及に伴うこどもを取り巻く社会情勢の変化や特殊詐欺などの犯罪の巧妙化にこどもが巻き込まれないよう対応する必要があります。
- 教育機関だけでなく、こどもを取り巻く地域全体で見守ることが必要です。
- 犯罪や非行をした人の更生を図るため、地域社会の理解と支援を広める必要があります。

取組の方向性

- 学校での授業を通じて自殺予防に取り組むとともに、第2期自殺対策計画を踏まえて、関係機関や学校、地域の連携を強化し、自殺リスクの早期発見や相談体制の整備を行います。
- 犯罪被害や事故、災害に対し、こどもの安全を確保し、こどもがすこやかに育つことができる環境をつくれます。
- こども・若者の非行防止のため、地域での取組に対する支援や、家庭・地域の協力を得ながらこどもの健全育成を図ります。

1) こども・若者の自殺対策

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
1	学校での自殺予防教育の実施	「新潟県自殺予防教育プログラム」を活用して、「SOS の出し方に関する授業」を実践します。	様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けることができるように、自殺予防教育を推進します。	教育・保育課	実施校 全校	維持

2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
1	GIGAPC マニュアル更新	児童生徒向け及び保護者向けの GIGAPC のマニュアルの更新を行います。	スマートフォンや SNS が普及する中で、インターネットの特性や危険性を理解し、情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための情報モラル教育を進めるため、ICT 機器の利用や情報の取扱いについて定めた使用ガイド等マニュアルを更新し、自分自身で的確に判断する力を育成します。	教育・保育課	随時更新	継続

3) こども・若者の性犯罪・性暴力対策

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	法務省・人権擁護委員による「こどもの人権110番」事業	市ホームページ等で周知を行います。	強化週間以外の周知方法を検討し、市ホームページのほか、様々な媒体を通じて、社会全体での共有を図ります。	市民生活課	「こどもの人権相談」強化週間に市ホームページ等で啓発記事の掲載	継続

4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	地域の見守り事業	青少年補導委員、主任児童委員及び民生委員・児童委員等による児童の見守り及び支援活動を行います。	補導委員による青少年の見守り活動は現状にあわせて事業の見直し等を検討するとともに、非行防止や環境浄化につなげるため、関係機関との連携強化及び事業の周知を図り、青少年の健全育成に努めます。	文化スポーツ課	青少年補導委員活動件数45回	継続
2	防犯運動の推進	地域ぐるみの防犯・見守り活動を行う活動組織に対して助成を行います。	実施体制を維持しながら、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。	防災安全課	小千谷地区防犯協会連合会への助成	継続
3	子ども110番の家の増加・周知	こどもが危険に遭遇したり、困りごとがあるときに安心して立ち寄れる民間協力拠点を設置し、こどもが安心して過ごせる環境を整備します。	こどもが危険を回避できる環境を確保するため、登録件数の増加に向けた周知を行います。	教育・保育課	子ども110番の家戸数299戸	子ども110番の家戸数305戸

No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
4	カーブミラー支給事業	交通安全協会各支部や町内会へカーブミラーを支給します。	交通安全施設の整備を図り、安全性の向上に努めます。	防災安全課	支給数 20 枚	継続
5	LED 防犯灯改修費補助金	小千谷市防犯協会を通して町内会へ LED 防犯灯に改修するための補助金を交付します。	犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。	防災安全課	補助灯数 201 灯	継続
6	防犯カメラ設置補助金	町内会等へ防犯カメラを設置するための補助金を交付します。	事業の PR を図るとともに、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。	防災安全課	延べ 補助台数 3 台	継続
7	通学路の安全確保のための維持・補修	通学路の安全確保のための維持・補修を行います。	こどもの安全な登下校のため、通学路の優先的な補修に努めます。	建設課	随時補修	継続
8	通学路安全点検	学校からの報告に基づいた通学路安全点検の実施等、小千谷市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の交通安全を確保します。	安全な通学路を確保するため、関係部署と連携しながら危険箇所の減少を目指します。	教育・保育課	会議回数 1 回	継続
9	学校における防犯・交通安全・防災等の安全教育の推進	通学路を学校安全計画に適切かつ確実に位置付け、学校教育活動全体を通じて交通安全教育を行います。	交通安全への意識啓発につなげるため、交通安全教室など積極的に交通安全教育を推進し、交通ルールを守るよう指導に努めます。	教育・保育課	実施校 全校	継続

5) 非行防止と自立支援

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	青少年育成 センター 相談事業	不登校、学校生活、進路、心身の悩み等様々な問題を抱えた子どもや家庭への支援を行います。	義務教育終了後の青少年の多様な相談に対応するため、関係機関とのさらなる連携を図り、青少年の健全育成につながるよう努めます。	文化スポーツ課	相談対応 件数 28件	継続
2	保護司会 活動	保護観察を受けている人の立ち直りを支援する処遇活動と地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求める地域活動を実施します。	犯罪予防に向け、関係機関との連携を強化するとともに、事業を通して犯罪予防・地域活動の推進に努めます。	福祉課	随時対応	継続



2. 成長過程別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

現 状

- 国勢調査によると就業者数に占める女性の割合は増えており、今後もこの傾向は続くと見込まれるため、母子を取り巻く環境は一段と変化することが想定されます。
- これまで、母子保健分野では、母子保健法のもと、妊娠期から母子ともに継続的に支援できる体制づくりを確立してきました。この体制を生かし、折に触れて子育ての悩みに寄り添って支援しています。
- 保育分野においても、多様化する子育て環境に対応するため、保育サービス提供体制の確保を行っています。

課 題

- 健やかにこどもを産み育て、次代を担うこどもたちが心豊かに健康に成長するためには、保健・医療・福祉・教育等の分野が連携して総合的に支援を行うとともに、地域全体でこどもの健やかな成長を見守る環境づくりが求められています。
- 妊娠期から妊産婦やその家族と接触できる母子保健分野と児童福祉分野との連携を強化し、あらゆる機会において支援が必要な対象者や時期を逃さないことが重要です。
- 不妊に悩む子育て世代が増加しています。不妊治療に関する費用は高額であることに加え、治療が長期に及ぶ場合があるため、不妊治療に対する費用の助成等の支援が求められています。

取組の方向性

- 妊娠期からの切れ目のない支援を実現させるため、産前産後における妊産婦等への支援内容を充実させるとともに、地域全体でこどもを育てる支援環境を整備し、事業の周知に努めます。
- 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的かつ包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門的な知識を有する職員が対応することで、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整備します。
- 乳幼児教育・保育環境を充実するほか、各種手当・助成等の経済的支援を行います。

1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	妊娠の届出、母子健康手帳の交付	母子保健法に基づき、妊娠の届出により母子健康手帳を交付します	妊産婦やこどもの健康管理と健康増進を図るため、妊娠届出時にすべての妊婦と面談し、妊娠中の不安の軽減を図るとともに、必要な情報の提供や保健指導を行います。	健康・子育て応援課	妊娠11週以内での妊娠届出率 99.2%	妊娠11週以内での妊娠届出率 100%
2	妊婦健康診査事業	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施します。加えて、妊娠期間中に必要な医学的検査を随時実施します。	妊婦の健康の保持及び増進を図り、適切な週数に応じて受診できるように、届出者全員に無料で受診が可能となる受診券を発行し、受診勧奨を行います。	健康・子育て応援課	受診勧奨実施率 (妊娠届出時) 100%	維持
3	周産期・育児支援連絡会	こどもの望ましい発育・発達の促進と養育者の育児不安等に対応できるよう、地域と医療機関のフォローアップ体制を強化します。	安心して子育てできる環境を整備するために、地域と医療機関で定期的に連絡会を開催し、必要な情報の共有を図るとともに、適切な支援体制の構築を図ります。	健康・子育て応援課	開催回数 6回	維持
4	新生児聴覚検査費助成事業【新規】	新生児聴覚検査にかかる費用を助成します。	聴覚障がい早期発見と早期療育につなげるため、経済的負担の軽減と受診控えの防止を図ります。	健康・子育て応援課	—	受検率 100%

No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
5	妊産婦 新生児訪問 指導事業	すべての妊婦・産婦・ 新生児を対象に訪問指 導を実施します。	産後に助産師等からの ケアを充実させるた め、産婦・新生児訪問 指導実施率 100%を目 指します。 妊娠中や産後に助産師 等による健康状態の確 認や育児の相談、授乳 指導等を受けられるよ うに事業を継続しま す。	健康・ 子育て 応援課	実施率 96.8%	実施率 100%
6	うぶごえ 教室	妊婦とその家族を対象 に、育児指導や栄養指 導を行います。	年 6 回（平日 3 回、土 曜 3 回）の開催を継続 し、妊娠や出産、育児 について学べる機会を 提供します。 妊娠中の健康管理や周 囲と協力して子育てが できるように、参加し やすい土曜日開催を継 続します。	健康・ 子育て 応援課	開催回数 6 回	維持
7	不妊不育 治療費 助成事業	不妊治療、不育治療に かかる治療の自己負担 額に対して、助成しま す。	不妊治療、不育治療に かかる経済的な負担を 軽減するため、該当す る方に支援が行きわた るように事業の周知を 強化します。	健康・ 子育て 応援課	延べ 申請件数 45 件	継続
8	ベビー・ ファースト 運動	施設駐車場、小売店舗 レジで優先場所を確保 するなど地域で子育て を支援するベビー・フ ァースト運動の普及・ 啓発を行います。	妊産婦や乳幼児を連れ た保護者へ思いやりの 気持ちで応援するた め、母子手帳交付時の マタニティキーホルダ ー等の配布を継続する とともに、広報誌やポ スター掲示により事業 周知を図り、協力店の 拡大を目指します。	健康・ 子育て 応援課	マタニテ ィマーク 設置か所 7 事業所 9 か所	継続

No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
9	産婦健康 診査事業	産後の心身の健康状態の確認のために、産婦を対象とする健康診査を実施します。	産後の心身の不調を早期に発見し、医療機関と連携して必要な支援につなげます。	健康・子育て応援課	延べ 受診者数 65 人	継続
10	産後ケア 事業	宿泊型、日帰り型、訪問型の産後ケア事業を実施します。	産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができるように医療機関や開業助産師と連携し、妊産婦訪問指導の機会を捉えて事業を周知するとともに、産婦が利用しやすいように体制整備に努めます。	健康・子育て応援課	利用件数 訪問型 7 件 日帰り型 1 件 宿泊型 0 件	継続
11	産前・産後 サポート 事業 (子育て サロン)	育児不安を抱えた親が他者と交流し、相談できる場を提供します。	育児不安を抱えた親の孤立を防止し、親が安心して子育てできるよう、相談できる場や他者と交流できる場を提供します。	健康・子育て応援課	延べ 参加者数 230 人	延べ 参加者数 250 人
12	妊産婦 医療費助成	妊産婦にかかる医療費の助成を行います。	妊娠出産にかかる経済的負担の軽減のため、所得制限の撤廃を継続するとともに、制度について積極的に周知します。	健康・子育て応援課	助成件数 621 件	継続
13	妊婦歯科 検診事業	受診票を発行し、妊婦歯科検診を実施します。	妊娠中にかかりやすい歯周病やむし歯の早期発見のため、妊娠期から歯と口の健康を維持することができるよう歯科検診の受診を促します。	健康・子育て応援課	受診率 45.7%	受診率 50%

No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
14	むし歯予防教室	保護者及び園児に対する歯科健康教育を行います。	幼稚園・保育園において親子に向けた歯科保健の意識啓発を図り、効果的な仕上げみがきや生活習慣の定着を推進し、むし歯罹患率の減少と生涯を通じた歯とお口の健康づくりを目指します。	健康・子育て応援課	施設 実施率 100%	維持
15	フッ化物洗口事業	幼稚園・保育園でフッ化物洗口を実施します。	永久歯のむし歯予防を図るため、安全で効果的なフッ化物洗口が行われるよう、関係職員の研修を実施したうえで、全園で継続的に実施します。	健康・子育て応援課	施設 実施率 100%	維持
16	乳幼児健康診査事業	母子保健法に基づき、各健康診査を実施します。 〔集団健診〕 ・乳幼児健康診査：4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児 〔個別健診〕 ・乳児健康診査：1か月児、6か月児 ・先天性股関節脱臼 検診：2～4か月児	疾病の早期発見や必要な支援へつながるように、未受診者の状況を把握し、関係機関と連携を図りながら、家庭訪問などを行います。	健康・子育て応援課	受診率 集団健診 97.9% 個別検診 92.4%	受診率 集団検診 100% 個別健診 100%
17	子育て こころの 相談	子育てに関する悩みを相談できる相談窓口を設置します。	子育てに関する不安の軽減を図るため、相談できる場の確保に努めます。	健康・子育て応援課	開催回数 12回	継続

No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
18	先天性 股関節 脱臼検診	乳幼児に対して、先天性股関節脱臼検診を行います。	先天性股関節脱臼の早期発見・早期治療につなげられるように、検診を継続します。	健康・子育て応援課	受診率 100%	維持
19	幼児歯科 検診	1 歳 6 か月児、2 歳児、3 歳児において歯科検診を実施します。	未受診者の状況を把握し、受診を促します。2 歳児においては、望ましい仕上がりみがきの方法やおやつとり方について啓発します。	健康・子育て応援課	受診率 99.8%	受診率 100%
20	予防接種 事業	予防接種法に基づき、予防接種を実施します。	感染症と感染症による重症化予防のため、引き続き未接種者への勧奨などの対策を行います。	健康・子育て応援課	接種率 (日本脳炎・HPV を除く) 92.6%	接種率 (日本脳炎・HPV を除く) 100%
21	保健師訪問 指導	必要な家庭に対して保健師による家庭訪問を行います。	切れ目のない支援のために、家庭訪問を行い、状況に応じて関係機関との連携を図りつつ支援します。	健康・子育て応援課	訪問件数 147 件	継続
22	子どもの 健康づくり 連絡会	関係者が現状を把握し、望ましい方向性の検討や効果的な取組ができるように連携を図ります。	こどもたちが生涯にわたり、積極的に健康を保持増進していけるように、関係機関の連携強化に向けた取組を継続します。	健康・子育て応援課	開催回数 2 回	継続

2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	子育てイベント・講座	わんパークにおいて、子育て世代間の交流イベントを実施します。	子育て世代同士の交流の場となる仕掛けづくりにより、安心して子育てができる環境を提供します。	健康・子育て応援課	実施回数 13回	継続
2	すこやか子育て教室	乳幼児を持つ親子のための教室を、年齢別で開催します。	親子の関わり方を学び、仲間づくりを促進するため、内容の充実を図りながら参加者数の増加を図り、子育て世代を支援します。	健康・子育て応援課	実施回数 12回	継続
3	子育てサークル活動支援	子育てサークル登録団体が公共施設を利用する際に、利用料を減免します。	子育て世代の自主活動と仲間づくりを推進するため、サークル登録によるメリットなどの周知を行い、子育て世代を支援します。	健康・子育て応援課	登録団体数 3団体	継続
4	わんパーク相談事業	わんパークにおいて、子育てなんでも相談、来館・電話相談を行います。	子育てに係る相談窓口を確保し、広報紙やSNSによる事業の周知を進めるとともに、保護者が相談しやすい環境をつくり、子育て世代の支援に努めます。	健康・子育て応援課	相談件数 821件	継続
5	乳児等通園支援事業【新規】	保護者の就労要件や理由を問わない預かり事業を行います。	子育てを支援するため、利用ニーズに応じた保育サービス提供体制の整備を進めます。	教育・保育課	—	利用定員 8人

No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
6	適切な保育サービス提供体制の整備 【新規】	適切な保育サービス及び職員の適正な配置を含めた幼児教育・保育サービス提供体制の整備を行います。	適切な保育サービスを維持するために、現状の幼児教育・保育ニーズに対応した提供体制の確保に努めます。	教育・保育課	—	継続
7	保育施設等環境整備事業	安全安心な教育・保育環境の改善や維持を行うため、市内の子育て関連施設における空調、照明、遊具等をはじめとした環境改善や施設機能強化を行います。	教育・保育環境の改善や維持を計画的に進めます。	教育・保育課	全保育園の廊下照明 LED 化 エアコン増設	継続
8	幼保小連携推進事業 【新規】	園・小学校が一体となって、こどもたちの連続した育ちと学びを支援する切れ目のない教育を行うため、市内施設合同会議を開催します。	所属間の支援の切れ目を解消するため、家庭・地域・園・学校がそれぞれの立場でつながることで、こどもの育ちを支えます。	教育・保育課	—	開催回数 2 回

【妊産婦・乳幼児期における健康目標】

本市は、こどもたちが生涯にわたり健康を保持増進していけるよう、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針を踏まえた妊産婦・乳幼児期における健康目標を設定しています。

こどもの生活リズム向上のために「食べて・動いて・よく寝よう」をスローガンに、こどもの誕生前から幼児期までにかかる施策を通じて、次ページに示した健康目標の達成に努めていきます。

図表 64 妊産婦・乳幼児期における健康目標

評価指標			実績値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	出典
妊産婦	妊娠11週以下での妊娠届出の割合		99.2%	99.5%	妊娠届出書
	妊婦の喫煙率		0.0%	0.0%	
	低出生体重児の出生率		7.6%	9.0%以下	出生連絡票
	エジンバラ産後うつ病質問票9点以上の産婦の割合		11.5%	10.0%	産婦・新生児訪問結果
	生後0～2か月未満の母乳栄養児の割合		23.2%	30.0%	乳幼児健診問診票
	生後2～4か月未満の母乳栄養児の割合		25.4%	30.0%	
	積極的に育児している父親の割合		71.4%	75.0%	
	妊娠・出産に満足している者の割合		92.8%	95.0%	
乳幼児期	朝食を毎日食べる子の割合 4歳～6歳		92.7%	100.0%	お口の健康アンケート
	21時前に寝る子の割合	1歳6か月～3歳	33.7%	35.0%	乳幼児健診問診票
		4歳～6歳	23.1%	30.0%	お口の健康アンケート
	体を動かして遊ぶ子の割合	1歳6か月～3歳	65.4%	70.0%	乳幼児健診問診票
		4歳～6歳	80.5%	85.0%	お口の健康アンケート
	排便が毎日ある子の割合	1歳6か月～3歳	80.5%	85.0%	乳幼児健診問診票
		4歳～6歳	67.1%	78.0%	お口の健康アンケート
	メディアの視聴時間が1日2時間以内の子の割合 1歳6か月～3歳		72.8%	75.0%	乳幼児健診問診票
	むし歯のない3歳児の割合		96.0%	96.0%	幼児歯科検診結果
	仕上げみがきの実施率	1歳6か月～3歳	96.6%	98.0%	乳幼児健診問診票
		4歳～6歳	93.2%	95.0%	お口の健康アンケート
	喫煙者がいない家庭の割合		55.9%	60.0%	乳幼児健診問診票
	分煙している家庭の割合		96.9%	100.0%	
	体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	4か月	91.3%	95.0%	
		1歳6か月	85.1%	90.0%	
		3歳	72.6%	75.0%	

(2) 学童期・思春期

現 状

- 遊びや日々の生活の中で、こどもの道徳性、社会性が発達することから、こどもが地域の中で安全に過ごす場の確保が必要です。
- 妊娠期からの切れ目のない支援を行うために教育機関と情報を共有して、学童期・思春期の支援につなげています。
- 未成年者、新成人を「若年消費者」として、消費生活の知識を習得する場や「おぢやしごと未来塾」などのキャリアを考える場を提供しています。
- いじめや不登校などの課題については、小千谷市いじめ防止基本方針に基づき学校が主体となって取り組んでいます。

課 題

- 放課後の居場所の確保が求められており、放課後子ども教室や放課後児童クラブの充実を図るとともに、親子のかかわり体験など多様な学習体験機会の提供が必要です。
- 学童期において最も接点を有する教育部門が核となり、保健部門と連携を強化することで、学童・思春期の多感な時期の健やかな育ちを支援する必要があります。
- 将来の自立に向けた若年からの消費者・キャリア教育の重要性が高まっており、教育部門と連携して、啓発活動を推進することが求められます。特に、中高生に対しては、地元企業に接する機会や理解を深める支援を行うなど就職の動機づけにつながる活動が必要です。
- 高校中退者等の就職へつながるよう「長岡地域若者サポートステーション」の取組について周知・広報を継続する必要があります。

取組の方向性

- こどもの生きる力を育むため、学校・家庭・地域が一体となって学校教育や社会教育に取り組んでいきます。
- 放課後児童クラブや放課後子ども教室など、こどもたちの状況に応じた安全な居場所づくりに努め、民生委員、児童委員、ボランティア等との連携を図りながら事業に取り組めます。
- こどもの心身の健全な育成を図るため、健康や性に関する教育を推進します。また、こどもが自身の将来を自発的に考えていくために、社会的・職業的自立に必要な能力、情報を正しく収集し活用・発信する能力を育みます。
- 学校生活に不安や悩みを抱えているこどもの状況に応じた支援をするため、教育相談員が学校を訪問します。また、不登校のこども一人ひとりの状況に応じて、教育

センター適応指導教室（マイルーム）や教育相談員の家庭訪問による支援等、多様な教育機会を確保します。

1) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	学校における 道徳教育の 推進	学校・地域等の実態や課題に応じて、学校全体及び各学年段階の指導内容ごとに、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行います。	豊かな情操と道徳心を培うことを目的に、道徳教育を通じて、健やかな心身を養います。	教育・保育課	実施校 全校	維持
2	体育の授業などによる こどもの 体力向上	自校の体力レベルや課題に基づき、学校の特色を生かした体力向上策の取組「1学校1取組」を行います。	体育の授業に対して苦手意識を持っているこどもが「もっとやりたい」と思えるよう、体育授業の充実を図ります。	教育・保育課	実施校 全校	維持
3	おぢやっ子 わくわく メニュー (地場産物を取り入れた統一献立) 【再掲】	給食に地場産物を取り入れることにより、環境負荷の低減や地産地消を実践できる教材として活用します。	地産地消の観点から食育についての啓発を図るため、より一層、内容を充実し、食を通じて地域の理解を深めます。	教育・保育課	実施校 全校	維持

2) 居場所づくり

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	放課後子ども教室推進事業	放課後の子どもの居場所、知識・経験の伝承の場を提供します。	多様な体験を通し、協調性や社会性が育まれるよう取り組みます。	教育・保育課	事業実施 小学校区数 5校区	継続
2	放課後児童クラブ	就労等により、日中、保護者が家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、公共施設等を利用して適切な遊びや生活の場を与えます。	利用する児童が心身ともに健やかに過ごせるように、事業の安定的な運営と児童への保育の質の向上に取り組み、児童の健全な育成を図ります。	教育・保育課	事業実施 小学校区数 7校区	継続

3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	学童思春期保健連絡会【再掲】	小中学生の健康の保持増進に向けて、プレコンセプションケアの観点から学校保健や地域保健等の関係機関と連携を図ります。	アンケート調査等によって実態を把握し、思春期から成人期に向けた保健対策のため関係機関と連携を図ります。心身の健康について、普及啓発を行います。	健康・子育て応援課	開催回数 1回	開催回数 1回
2	性に関する教育の実施	様々な情報が氾濫する中で、正しい情報に基づき適切な判断ができるように性に関する教育を実施します。	学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動をとることができるようにするため、学校教育活動全体を通じて指導します。	教育・保育課	実施校 全校	維持
3	子育て世代包括支援センター事業【再掲】	電話や来所、訪問により、妊娠や子育ての悩み等の相談に対応します。	子育てに関するワンストップでの相談体制整備により切れ目のない支援を行うとともに、得られた情報を関係機関で共有して連携強化に努めます。	健康・子育て応援課	設置数 1か所	維持

4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	中学生と赤ちゃんと のふれあい交流会	中学生と赤ちゃん、その親とのふれあい交流の場を設置します。	幼いこどもに対しての愛情や命の大切さを学び、自己肯定感や自尊心を育むことを目的に、結婚から子育てまでのライフステージにおける情報提供を行うことでライフプランを考える機会を提供します。	健康・子育て応援課	事業実施校 4校	継続
2	消費者教育、金融経済教育・啓発事業	金融や経済活動を理解するための出前講座等を実施します。	消費者の自立と消費者市民社会の実現に向け、教育現場のニーズに合わせた出前講座を行います。	市民生活課	出前講座実施回数 1回	継続
3	キャリア教育の推進【再掲】	自分の将来を設計し、自立して生きていく力を育むことを目指したキャリア教育を実施します。	ふるさとへの愛着と誇りを持てるように、地域に根差したキャリア教育を推進します。	教育・保育課	実施校 全校	維持
4	おぢやしごと未来塾	市内中高生に地域産業や企業を理解する機会を提供します。	リターンを含めた地元就職につなげるため、就職を意識する前に地域を支える産業や魅力的な企業を知ってもらう機会を提供します。	企画政策課	実施回数 1回	継続

5) いじめ防止

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	いじめの 予防と いじめ事案 への対応	各校で発生したいじめ事案について、適宜学校の対応に対して、確認と助言を行います。また、学校職員を対象とした研修会を実施します。	いじめ防止に向けた人権教育を継続して取り組み、いじめに迅速に対処するために、日頃からいじめ見逃しゼロの意識を学校と共有し、いじめの早期発見に努めます。	教育・保育課	開催回数 2回	継続
2	いじめ・ 不登校等 対策協議会 の開催	いじめ状況の情報交換及び解消に向けての方策を協議し、必要に応じていじめの解消のための活動を立案します。	いじめの防止等に向け、関係機関及び団体との連携を図るため、いじめ防止等に関する情報交換や協議を行います。	教育・保育課	開催回数 1回	継続
3	いじめ 重大事態の 収集・分析 等	いじめ対策専門委員会を設置し、重大事態発生の際は、調査・審議及び実効的な対応を行います。	重大事態の認識の共有と一体的な対応のため、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成するいじめ対策専門委員会において、公平性・中立性を確保しながら、調査・審議及び有効な対策を図ります。	教育・保育課	開催回数 1回	継続

6) 不登校の子どもへの支援

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	教育相談員配置	相談員を1名配置し、小中学校への訪問と児童・生徒の悩みや困りごとの相談に対して、適切な助言を行います。	長期欠席や問題行動のもとにある個の特性を家族や学校に理解してもらい、適切な対応ができるように、児童・生徒への悩みや困りごとの相談に対する助言を含めた支援を行います。	教育・保育課	定期訪問 各校 月2回 要請訪問 相談件数 132件	継続
2	不登校等の未然防止	各校で発生した不登校等の事案について報告を求め、適宜学校の対応について確認と助言を行います。また、学校職員を対象とした研修会を実施します。	個に応じた支援体制が求められるため、体制整備の継続を図ります。	教育・保育課	報告 毎月 研修会 年2回	継続
3	多様な学びの場の確保に向けた取組	教育センター内の適応指導教室（マイルーム）及び各校における適応指導センター設置運営にかかわる人員配置と環境の整備を支援します。	継続して、個に応じた支援体制を整備するため、人員配置と環境整備を支援します。	教育・保育課	指導員 2名	継続
4	不登校児童生徒への学習支援	教育センター内の適応指導教室（マイルーム）の運営及び教育相談員の家庭訪問による学習支援を実施します。	不登校児童生徒が学習に参加できるよう、オンライン学習のためのICT機器を整備します。	教育・保育課	通年利用 9名	継続

7) 体罰や不適切な指導の防止

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	体罰や不適切な指導の防止	教育委員会が学校を訪問し、管理職や教職員を指導します。また、教職員を対象に研修を行います。	体罰や不適切な指導を防止するため、引き続き、学校訪問や研修を通じ、適宜、指導をします。	教育・保育課	学校訪問 年1回 校長会 毎月	継続

8) 高校中退後の支援

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	長岡地域若者サポートステーションにおける支援	個々に応じた自立支援計画に基づき、就活セミナー、コミュニケーショントレーニング、教養講座、スポーツ、軽作業訓練などを実施し、就労や自立に向けた支援を行います。	若者の就労や自立を支援するために、事業受託団体が実施する支援事業について、周知・広報を行います。 「小千谷サテライト」出張相談事業について、後援を継続します。	商工振興課	「小千谷サテライト」出張相談事業に対する後援及び周知・広報	継続

【学童期・思春期における健康目標】

本市は、こどもたちが生涯にわたり健康を保持増進していけるよう、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針を踏まえた学童期・思春期における健康目標を設定しています。

こどもの生活リズム向上のために「食べて・動いて・よく寝よう」をスローガンに、学童期・思春期にかかる施策を通じて、次ページに示した健康目標の達成に努めていきます。

図表 65 学童期・思春期における健康目標

評価指標			実績値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)	出典
学 童 期 ・ 思 春 期	10 代の人工妊娠中絶率		0.0‰	0.0‰	新潟県健康福祉環境の現況
	性感染症を知っている子の割合 中学 3 年生		99.6%	100.0%	思春期保健 アンケート
	親と性に関する事柄について話をしたことがある子の割合 中学 3 年生		20.4%	25.0%	
	体や心の悩みを相談できる人がいる子の割合 中学 3 年生		73.3%	80.0%	
	喫煙率(1 回/月以上) 中学 3 年生		0.0%	0.0%	
	飲酒率(1 回/月以上) 中学 3 年生		0.0%	0.0%	
	喫煙、飲酒、薬物の害を知っている子の割合 中学 3 年生		96.4%	100.0%	
	朝食を毎日食べる子の割合		87.7%	100.0%	生活習慣 アンケート
	就寝時刻の 遅い子の割合	小学生(22 時以降)	22.0%	20.0%	
		中学生(23 時以降)	37.8%	35.0%	
	1 日 30 分以上運動習慣がある子の割合	小学生	90.1%	93.0%	
		中学生	88.0%	93.0%	
	毎朝排便がある子の割合	小学生	43.9%	50.0%	
		中学生	51.5%	55.0%	
	メディアを使用して遊ぶ時間が 1 日 3 時間以上の子の割合	小学生	20.9%	18.0%	
		中学生	30.1%	28.0%	
	メディア等の使用について家の人と約束がある子の割合	小学生	80.9%	85.0%	
		中学生	64.5%	70.0%	
	痩身傾向児の割合	小学生	1.6%	1.0%	定期健康 診断結果
		中学生	3.7%	1.0%	
	肥満傾向児の割合	小学生	9.2%	7.0%	
		中学生	11.4%	7.0%	
	12 歳児の一人平均むし歯本数		0.20 本	0.10 本	新潟県歯科疾患実態調査

(3) 青年期

現 状

- 就学・進学支援として小千谷奨学会による奨学金事業や、就労支援として市内企業の情報発信及び企業見学会などの取組を行い、求められるニーズに対応しています。
- ライフスタイルや価値観の多様化などにより、婚姻率は年々低下しています。また、平均初婚年齢も年々上昇しており、未婚化・晩婚化が一層進んでいます。
- こども・若者が直面する困難は、貧困、虐待のほか、疾病・障がいなど多岐にわたっています。若者の中には、自己肯定感や将来への希望を持てず、ひきこもりやニート等、社会的自立が困難な状態となっている方もいます。

課 題

- 奨学金などの経済的な進学支援においては、物価上昇や将来の負担が少ない給付型の需要の高まり等を考慮し、踏み込んだ支援を検討する必要があります。
- 就学支援については、市からの情報発信だけでなく、国・県が実施する支援事業についても、積極的に周知・広報を行う必要があります。
- ときめきめぐりあいサポートセンターの会員数は男女での差が大きいため、出会いの場を確保するために、人数の少ない女性会員の獲得が重要です。
- こども・若者の中には対人関係や将来に対して不安を抱えていても相談にためらいを感じる人もことから、支援機関の周知と周囲の気づきにより早期の支援につなげることが必要です。

取組の方向性

- 若者が、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自らの可能性を広げることができるよう、大学等の高等教育機関への就学支援や就労支援を行い、夢や希望の実現と社会的・職業的な自立を推進します。
- 結婚を希望する若者に対する支援を行います。
- 悩みや不安を抱える若者やその家族の早期解決の糸口や回復につながるよう、相談支援を充実します。

1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	小千谷 奨学会に よる奨学金 貸与 【再掲】	経済的理由により修学が困難な方に対し、無利子の奨学金を貸与します。	必要な方へ支援が届くよう、周知方法の工夫等も検討しながら、学資への貸与を通じた教育機会の均等を図ります。	教育・保育課	貸与人数 15人	貸与人数 25人

2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	長岡地域 若者 サポート ステーションにおける 支援 【再掲】	個々に応じた自立支援計画に基づき、就活セミナー、コミュニケーショントレーニング、教養講座、スポーツ、軽作業訓練などを実施し、就労や自立に向けた支援を行います。	若者の就労や自立を支援するために、事業受託団体が実施する支援事業について、周知・広報を行います。 「小千谷サテライト」出張相談事業について、後援を継続します。	商工振興課	「小千谷サテライト」出張相談事業に対する後援及び周知・広報	継続
2	教育訓練 給付制度 新潟県 デジタル 人材リスキ ング支援 事業	オンラインやeラーニングを活用したリスキリングを支援します。	新しい技術やビジネスモデルの変化に対応する「学び直し」を支援するため、国・県が実施する支援事業について、周知・広報を行います。	商工振興課	周知・広報	継続
3	企業見学 バスツアー	学生を対象とする市内企業見学ツアーや情報発信を行います。	市内企業の認知向上及び市内就労の促進を図るため、見学ツアーや情報発信に努めます。	商工振興課	バスツアー 開催回数 3回	継続

3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活の支援

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
1	ときめきめぐりあい推進事業	結婚する意思のある人に対してきめ細やかな相談やパートナーの紹介等を行います。	男女の出会いの場の創出を図るため、より魅力的な企画を検討し、結婚を支援します。	文化スポーツ課	成婚数 3 組	成婚数 5 組
2	結婚新生活支援事業【新規】	新婚世帯の新生活に係る費用を支援します。	婚姻後の経済的不安を軽減し、地域における少子化対策の推進に資するため、住宅費や引越費用を補助します。	商工振興課	—	継続
3	定住促進事業 (定住促進マイホーム取得補助金)	住宅を取得する子育て世帯に対し、補助金を交付します。	子育て世帯の生活拠点となる住宅の確保を図るため、制度の周知に努めます。	建設課	申請者数 83 件	継続

4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
1	心の健康相談会	臨床心理士による心の不調や対応への相談を行います。	心の不調の早期発見、早期解決につなげるため、臨床心理士などの専門家による相談の機会を提供します。	健康・子育て応援課	実施回数 4 回	継続
2	ひきこもり当事者の居場所開設【新規】	ひきこもり状態にある人に居場所を提供します。	ひきこもり状態にある人が居住する家から外出するきっかけとなる居場所を提供し、人間関係の回復を図るとともに、社会参加を促し、孤独感の解消や孤立の防止に努めます。	健康・子育て応援課	—	居場所の設置 1 か所

3. 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

現 状

- 核家族化の進展や少子化等により、子育てに関する不安や悩みを抱え、孤立化する子育て当事者が増えています。
- 家庭の経済状況からこどもの課外活動に対する理想と現実とのギャップを感じていたり、教育費などの子育てに関する費用を負担に感じる当事者がいます。
- 共働き世帯の増加に伴い、低年齢からの保育園・認定こども園への入所児童が増加しているため、保育サービスの利用料に負担を感じる世帯があると考えられます。

課 題

- 子育てをめぐる様々な問題は、早期発見・早期解決が重要です。また、こどもだけでなく保護者を含めた対応が求められているため、包括的な相談窓口の設置や関係機関との連携体制を確保していくことが大切です。
- 経済的な理由から子育てサービスの利用を控えることなどがないように、すべての子育て世帯が享受できる環境整備が必要です。
- 利用者ニーズに対応した経済的負担軽減策が求められます。

取組の方向性

- 令和5年度から実施した子ども医療費の無償化を継続するなど、子育てや教育に関する経済的負担を軽減していきます。
- 国による経済的支援事業を確実に実施し、対象となるすべての方に支援が行き届くようにします。



1) 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない負担軽減

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
1	保育園等 通園費 補助事業	保育園・幼稚園・認定こども園に通園する児童の保護者に対し、通園費に対する補助を行います。	保護者の経済的負担軽減を図るため、通園費への補助を行います。	教育・保育課	補助件数 152 件	継続
2	児童手当 支給事業	高校卒業相当年齢までの児童養育者に対して、手当を支給します。	家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、国の動向を注視しながら制度改革等に適切に対応し、手当を支給します。	健康・子育て応援課	支給件数 延べ 38,079 件	継続
3	保育 サービス 料金負担 軽減事業	保育料と放課後児童クラブの利用料について、ひとり親世帯等の減額、2 人目半額及び 3 人目無料の措置を行います。	ひとり親世帯及び多子世帯等に対する負担軽減策として、保育料と放課後児童クラブの利用料の減額措置を継続して行います。	教育・保育課	随時対応	継続

2) こどもの育ちを支える経済支援

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
1	子ども 医療費助成	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるこどもの医療費を助成します。	子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、こどもの医療費を無償とする助成を行います。	健康・子育て応援課	助成件数 47,235 件	継続
2	妊婦のための 支援給付	産前産後の面談を受けた妊産婦へ、それぞれ 5 万円を給付します。	国の制度化に対応しつつ、経済的負担軽減のため、給付を通じて妊産婦を支援します。	健康・子育て応援課	給付者数 272 人	継続

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

現 状

- 出生数の減少に伴い、地域子育て支援事業の利用は減少傾向にありますが、令和4年度に利用料を減額した病児・病後児保育や母親の就業率が上昇したことで時間外保育事業の利用は微増しています。
- 本市では、父親・母親いずれも就労している割合が高いことから、乳幼児期からの入園が多く、早朝延長保育へのニーズも上昇傾向です。このような状況から、保護者がこどもとの時間を十分過ごせていない実態があります。特に、この傾向は困窮層で顕著です。

課 題

- 子育て世帯を取り巻く社会情勢の変化に伴い、行政の既存支援策では対応できない多様なニーズを的確に捉え、地域資源を活用した社会全体で子育てを支える体制づくりが求められています。
- ニーズが高い保育サービスにおいては、適正な職員配置を含めた体制整備が必要です。

取組の方向性

- 平日の定期的な教育・保育事業の利用意向において、「保育園」や「こども園」のニーズが高くなっているため、これらに対応できるような体制整備を行います。
- 病気等のこどもを預かる病児病後児保育事業、子育てのお手伝いを依頼したい人と子育ての手助けを提供したい人をつなぐファミリー・サポート・センター事業などを実施することで、子育て当事者の孤立化を防ぎ、家庭だけに頼らない地域で子育て支援をできる体制の充実を図ります。

1) 地域のニーズに応じた子育て支援

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	学校支援 地域本部 事業	地域全体で学校運営を支援し、生涯学習の成果を活かす場を提供します。	地域と学校の連携を進めるため、連携の主体となるコーディネーターの確保・育成を行います。	教育・保育課	全小中学校区	継続
2	利用者支援 事業	こどもまたはその保護者に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施します。	子育て家庭や妊産婦が子育て支援サービスや関係機関を円滑に利用できるように、「子育て世代包括支援センター」を活用し、子育て世代への切れ目のない相談・支援体制の充実を図ります。	健康・子育て応援課	配置数 1か所	維持
3	おぢや 子育て 応援アプリ	アプリを通して子育てに関する情報の発信と切れ目のない支援を行います。	子育ての不安軽減や家族全員でこどもの成長を喜び合える環境づくりのため、市の子育てに関する情報発信を通じて伴走型のサービスを提供します。	健康・子育て応援課	登録者数 262人	登録者数 280人
4	地域子育て 支援拠点 事業	乳幼児及びその保護者が交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支えるため、わんぱークを子育ての相談窓口として、利用拡大に向けた周知を図ります。	健康・子育て応援課	来館者数 15,051人	継続
5	乳児家庭 全戸訪問 事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	すべて家庭の訪問を継続することで情報を確実に把握し、各機関との連携を図ります。	健康・子育て応援課	実施率 100%	維持

No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
6	養育支援 訪問事業	養育支援が必要な家庭 に対して、訪問し、養 育に関する指導・助言 等を行います。	当該家庭の適切な養育 の実施のため、全希望 者に対し、助産師によ る専門的相談支援を実 施するとともに、関係 機関との連携を強化 し、支援内容の充実を 図ります。	健康・ 子育て 応援課	訪問件数 90 件	継続
7	子育て短期 支援事業	保護者の疾病等の理由 により家庭において養 育を受けることが一時 的に困難となった児童 について、児童養護施 設等への入所により、 必要な保護を行いま す。 (短期入所生活援助事 業（ショートステイ事 業）及び夜間養護等事 業（トワイライトステ イ事業）)	市内に児童養護施設等 はありませんが、市外 施設の利用により提供 体制を確保していきま す。	健康・ 子育て 応援課	—	継続
8	ファミリ ー・ サポート・ センター 事業	乳幼児や小学生の児童 を有する子育て当事者 を会員として、児童の 預かりの援助を受けたい方と援助を行いたい 方との相互援助活動に ついて、連絡・調整を 行います。	仕事と育児の両立を支 援するため、援助を行 いたい方の確保を図 り、相互援助活動を支 援します。	健康・ 子育て 応援課	活動件数 396 件	継続
9	一時預かり 事業	家庭において保育を受 けることが一時的に困 難となった乳幼児につ いて、認定こども園、 保育園、地域子育て支 援拠点その他の場所にお いて、一時的に預かり 、必要な保護を行いま す。	子育て負担を軽減する ため、提供体制を確保 するとともに、事業の 周知に努めます。	教育・ 保育課／ 健康・ 子育て 応援課	実施施設 全施設	継続

No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
10	延長保育事業	保育認定を受けたこと もについて、通常の保 育時間外に、認定こど も園、保育園等におい て保育を実施します。	就労形態の多様化、通 勤時間の増加等に伴う 保育ニーズに応えるた め、保育時間の延長等 を継続します。土・日 曜日及び夜間について は、現在の実施状況や 今後のニーズを踏まえ て検討します。	教育・保育課	実施施設 全施設	継続
11	病児病後児 保育事業	「あすえ〜」内に開 設した病児病後児保育 室にて、保育サービス を提供します。	増加する保育サービ スのニーズに適切に対 応するため、「あすえ〜 る」内に開設した病児 病後児保育室にて、保 育サービスを提供して いきます。 利用促進のため、事業 の周知に努めます。	健康・子育て 応援課	利用者数 142 人	利用者数 154 人
12	乳児保育 事業	認定こども園、保育園 において乳児（0 歳 児）を対象とした保育 サービスを提供しま す。	需要が高い未満児の保 育ニーズに対応するた め、保育士の確保に努 めます。	教育・保育課	実施施設 全施設	継続



2) 保護者に寄り添う家庭教育支援

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和 5 年度)	目標 (令和 11 年度)
1	家庭児童相談員配置	心身の発達や障がい児の養育に係ることにも関する相談窓口として、家庭児童相談員を配置します。	療育相談等について、対応の充実を図るため、家庭児童相談員を中心に関係機関との連携を強化するとともに、取組内容や方策について検討します。	健康・子育て応援課	相談員 1人	継続
2	BPプログラム ⁴	親子の絆づくり、子育ての仲間づくり、少し先を見通した育児の基礎知識の学習のためのプログラムを実施します。	子育て世代における愛着形成や仲間づくりを進め、子育てしやすい環境づくりに努めます。	健康・子育て応援課	参加者 26組	参加者 30組
3	おぢやつつみ ～ Smile & Family ～ 事業 【新規】	日頃子育てに奮闘している保護者に愛情を詰め込んだギフトを贈ります。	親子間の適切な関係性の構築、愛着形成を図るために、保護者がリフレッシュやリラックスできるような贈り物をする事で、心にゆとりや余裕を持った子育てを支援します。	健康・子育て応援課	—	継続

⁴ BP プログラムとは、初めて赤ちゃんを育てているお母さんが赤ちゃんと一緒に参加するプログラムです。お母さん同士で話し合いながら、子育ての知識を学び、親子の絆を深めたり、子育て仲間をつくれます。

(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

現 状

- 育児と仕事の両立について、多くの保護者が不安や悩みを抱えており、企業における仕事と育児のバランスに配慮した取り組みが求められています。
- 育児休業を取得する父親の割合は依然として低く、育児が母親に偏りがちな傾向が見られます。

課 題

- 共働き・共育での推進に取り組む市内企業が増えるよう、制度の情報発信や意識啓発を行う必要があります。
- 女性が活躍できる機会の拡大を図り、男女問わずすべての市民が共に個性と能力を発揮できる環境をつくる必要があります。
- 子育て当事者は、父親・母親が家事・育児等を家庭内で協力しあう重要性について理解を深めることが必要です。

取組の方向性

- 男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立ができるよう職場環境の整備を行い、子育て支援の取組みを進める企業を増加させるための支援を行います。



1) 長時間労働の是正や働き方改革の推進

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	(仮称) 男女共同参画 推進企業認定 奨励金 【新規】	新潟県が実施する (仮称)新潟県男女 共同参画推進事業へ の登録及びその上乗 せ制度への認定を推 進し、認定された場 合は奨励金を交付し ます。	制度の周知と認定の 働きかけを行い、市 内認定企業の増加に 努めます。	市民生活課	—	新規認定 件数 3件

2) 男性の家事・子育てへの参画の促進

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	うぶごえ 教室 【再掲】	妊婦とその家族を対象 に、育児指導や栄養指 導を行います。	年6回(平日3回、土 曜3回)の開催を継続 し、妊娠や出産、育児 について学べる機会を 提供します。 妊娠中の健康管理や周 囲と協力して子育てが できるように、参加し やすい土曜日開催を継 続します。	健康・ 子育て 応援課	開催回数 6回	継続
2	父子手帳の 交付	妊娠届出時に母子健康 手帳のほかに、父子手 帳を交付します。	男性に出産時から父親 としての自覚を持って もらい、育児に主体的 に関わるきっかけにし てもらうため、父子手 帳を交付します。	健康・ 子育て 応援課	交付件数 140件	継続

(4) ひとり親家庭への支援

現 状

- ひとり親家庭は、就労形態が不安定で収入が相対的に低い場合が多く、社会全体の経済状況の影響を受けやすい傾向があります。
- 本市では、関係部署との連携を密に行い、経済的支援制度の申請につなげるなどの対応を行っています。また、保育サービスや放課後児童クラブの利用料の減額などにより、ひとり親家庭の経済的支援を行っています。

課 題

- 就業しているひとり親は多いものの、経済的に自立できる収入を得ているものは少ない傾向であるため、これまで実施してきた経済的支援だけでなく、就労支援とともに育児と仕事の両立支援を行う必要があります。
- 養育費の取り決めに対して意識が低い傾向がみられるため、離婚前から相談機関等へ適切につなぐことが重要です。
- 保育サービス等においては、ニーズが高い傾向であることから、効果的な支援策を検討する必要があります。

取組の方向性

- ひとり親家庭に対する包括的な相談支援体制を構築するとともに、子育て当事者に対し、制度の周知を図ります。
- ひとり親世帯それぞれに寄り添った相談支援を行い、生活支援、経済的支援、養育費確保、就労支援等の最適な支援につなげることにより、ひとり親世帯の経済的自立や安定した生活の実現を図ります。

1) 個別の課題やニーズに対応した支援

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の父または母及び児童等の医療費の一部を助成します。	医療費の助成を通じて、経済的な支援を行うとともに、広報による制度の周知に努めます。	健康・子育て応援課	助成件数 5,724件	継続
2	高等職業訓練促進費、自立支援教育訓練給付金事業	就業に向けた資格取得にかかる費用の一部を助成します。	母子家庭及び父子家庭の生活の安定に資する資格の取得を促進し、経済的負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、必要な支援につなげるための周知に努めます。	健康・子育て応援課	助成人数 2人	継続
3	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等に対して、手当の支給を行います。	制度改正等に適切に対応し、生活の安定と自立の促進のため、手当の支給によりひとり親家庭を支援します。	健康・子育て応援課	受給者数 187人	継続
4	保育サービス料金負担軽減事業【再掲】	保育料と放課後児童クラブの利用料について、ひとり親世帯等の減額、2人目半額及び3人目無料の措置を行います。	ひとり親世帯及び多子世帯等に対する負担軽減策として、保育料と放課後児童クラブの利用料の減額措置を継続して行います。	教育・保育課	随時対応	継続

2) 当事者に寄り添った相談支援

事業						
No.	事業名	事業概要	今後の方針	担当課	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	子どもの学習・生活支援事業【再掲】	生活保護世帯等の小4～中3までの児童・生徒と保護者を対象に、学習支援や養育上の悩みについての面談・助言を行います。	貧困の連鎖防止のため、関係機関と連携して事業の周知により支援の拡大に努めます。	福祉課／健康・子育て応援課	延べ 利用人数 29人	継続
2	ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	ひとり親の自立と就業のための就労相談、養育費に関する相談業務を行います。	必要な支援につなげるため事業の周知に努めます。	健康・子育て応援課	事業周知	継続
3	ひとり親家庭生活向上（情報交換）事業	ひとり親家庭の親子を対象として、母子寡婦福祉連合会による交流会や個別相談会を行います。	親が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神安定を図れるように、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の地域での生活を総合的に支援する事業の周知に努めます。	健康・子育て応援課	事業周知	継続



第 6 章

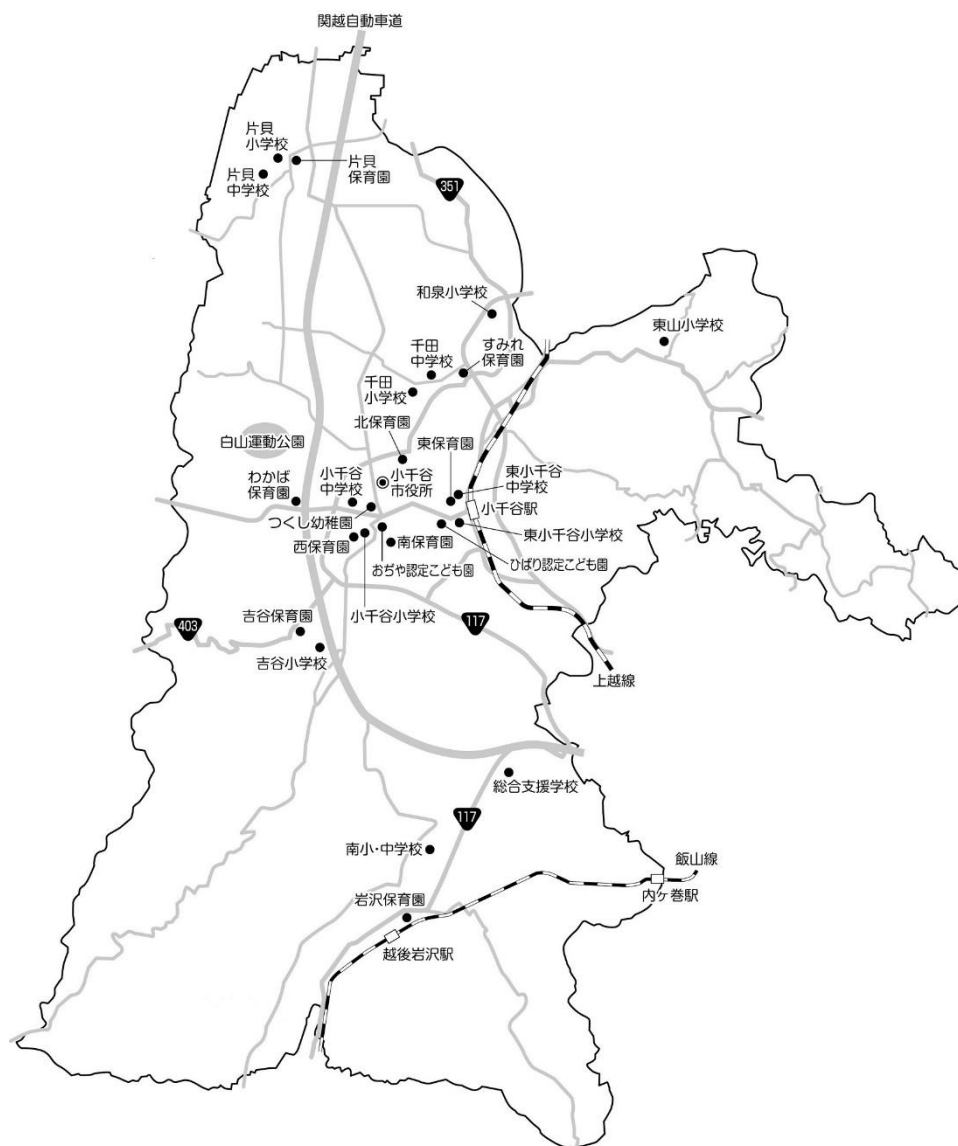
子ども・子育て支援事業計画



1. 教育・保育事業等の提供区域

子ども・子育て支援法では、各自治体において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲は各自治体の裁量に任されているため、本市では、ニーズ調査及び子ども・子育て支援会議での審議結果や各地域のこども人口の状況等を踏まえ、第1期計画から教育・保育提供区域は市域全域を1つの区域として設定しています。本計画でも、この考え方を踏襲し、市域全域を1つの区域とします。

図表 66 市内教育・保育施設等の位置図



2. 量の見込み算出の考え方

子ども・子育て支援法では、各自治体は、各年度における区域ごとの教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の必要事業量（量の見込み）を算出し、提供体制の確保の内容とその実施時期を定めなければならないとされています。

量の見込みの算出にあたっては、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き（以下、「手引き」という。）」に基づき、ニーズ調査結果から算出した利用意向に、推計される児童数を乗じた数値を基本とすることとなっています。他方で、手引きには、必ずしも記載されている方法により算出する必要はなく、各自治体の実情に応じて適切に対応することも可能であることも示されています。

これらを踏まえ、ニーズ調査から算出される数値が本市の実態にそぐわないと判断し、これまでの利用実績値の推移等を勘案した補正を行いました。

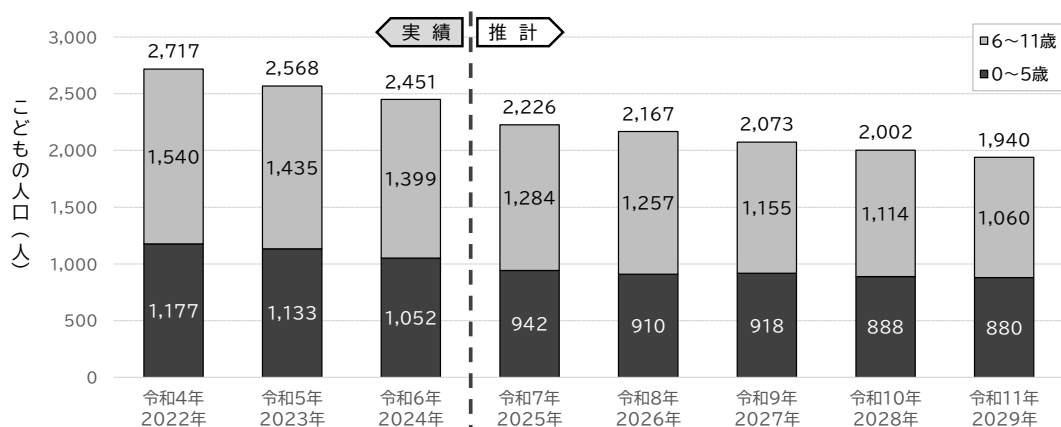
3. こども人口の推計

本市のこども人口は、0～5歳で令和6（2024）年の1,052人から令和11（2029）年には880人と16.3%減少、6～11歳で令和6（2024）年の1,399人から令和11（2029）年には1,060人と24.2%減少することが予測されます。

図表 67 こども人口の推移と推計

単位：人

	実績			推計				
	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0～11歳	2,717	2,568	2,451	2,226	2,167	2,073	2,002	1,940
0歳	185	152	140	151	150	149	148	147
1歳	168	187	146	132	152	156	147	145
2歳	197	173	186	138	133	158	154	144
3歳	210	193	165	177	139	139	156	151
4歳	215	212	199	157	177	145	138	152
5歳	202	216	216	187	159	171	145	141
0～5歳	1,177	1,133	1,052	942	910	918	888	880
6歳	231	203	218	204	189	153	172	147
7歳	240	229	207	206	205	183	154	174
8歳	239	238	229	195	207	199	184	156
9歳	268	239	241	216	197	200	200	186
10歳	264	264	236	234	221	198	203	197
11歳	298	262	268	229	238	222	201	200
6～11歳	1,540	1,435	1,399	1,284	1,257	1,155	1,114	1,060



資料：令和4年～令和6年は、住民基本台帳（各年4月1日）

令和7年～令和11年は、令和2年国勢調査結果を基にした推計値

4. 幼児教育・保育の量の見込み及び確保の状況

(1) 施設型事業

1) 教育施設（認定こども園）、保育施設（認定こども園、認可保育所）

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置付けを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置付けは持ちません）。保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です（学校教育法に基づく学校としての法的位置付けは持ちません）。また、地方裁量型は、幼稚園・保育園のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

実 施 状 況

- 市内には、保育園が9園、幼保連携型認定こども園が3園設置されています。
- 本市の3歳～5歳児は、認定こども園または保育園にほぼ100%入園しています。その中で、教育施設の利用については、保護者の就労にかかわらないこともあり、一定のニーズがあることから、市内の認定こども園において受け入れを行っています。
- 0歳～2歳児（未満児）については、核家族化や共働き家庭の増加により、保育施設の利用ニーズが高い状況が続いていますが、保育ニーズの受け皿は確保できている状況です。

提供体制、確保策の考え方

- 少子化や母親の就労率の増加により、教育施設のニーズ量は減少が見込まれますが、引き続き認定こども園において受入体制を確保していきます。
- 市内の0歳～2歳児（未満児）の保育ニーズは今後も高い状況が続くことが想定されるため、現在の各保育園・認定こども園において、引き続き受入体制を確保していきます。

図表 68 教育施設・保育施設の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
1号	①量の見込み	40	36	35	33	34	
	②確保方策	82	82	82	82	82	
	過不足(②－①)	42	46	47	49	48	
2号	①量の見込み	480	438	419	404	409	
	②確保方策	643	643	643	643	643	
	過不足(②－①)	163	205	224	239	234	
3号	0歳	①量の見込み	92	91	91	90	89
		②確保方策	138	138	138	138	138
		過不足(②－①)	46	47	47	48	49
	1歳	①量の見込み	107	123	127	119	118
		②確保方策	193	193	193	193	193
		過不足(②－①)	86	70	66	74	75
	2歳	①量の見込み	121	117	139	135	126
		②確保方策	192	192	192	192	192
		過不足(②－①)	71	75	53	57	66

図表 69 (参考) 教育・保育給付認定の区分

認定区分	対象		利用先
1号認定	3～5歳	教育を希望するこども	認定こども園（教育・標準時間認定枠）
2号認定		保護者の就労などにより、 保育を必要とするこども	保育園、認定こども園（保育認定枠）
3号認定	0～2歳	保護者の就労などにより、 保育を必要とするこども	

（２）地域型保育事業

１）小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業であり、現在、本市では当該事業を実施していません。

なお、令和8年度に創設された満3歳以上児を対象とする小規模保育事業については、現計画において2号認定（満3歳～5歳）の量の見込みに対して、必要な保育体制を確

保していることから、計画期間中の量の見込みは0人とします。

2) 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現在、本市では当該事業を実施していません。

3) 家庭的保育事業

保育者の家庭などでこどもを保育するサービスです。

現在、本市では当該事業を実施していません。

4) 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターとして保育者がこどもの家庭で保育するサービスです。

現在、本市では当該事業を実施していません。

（3）乳児等のための支援事業【新規】

1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度で、児童が保護者の方と一緒に施設を定期的にご利用し、他の児童とかかわったり、園の先生とふれあい遊びや集団遊び等、年齢に合った遊びが経験できる事業です。また、保育士や教諭に子育てに関する疑問や悩みも相談できます。

提供体制、確保策の考え方

○令和7（2025）年度に試行的に開始し、令和8（2026）年度からの本格実施に向け利用ニーズに応じた保育サービス提供体制の整備を進めます。

○教育・保育を一体的に提供する体制として、認定こども園等と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れを促進し、切れ目のない支援体制の整備を進めます。

図表 70 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①①量の見込み	8	9	9	9	8
②確保方策	8	9	9	9	8
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

(1) 相談支援事業

1) 利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

実施状況

- こどもとその保護者に対し、身近な相談先として保育園・認定こども園・わんパーク等において対応しています。
- 妊娠から子育てまでの切れ目のない相談・支援体制が必要とされていることから、令和2（2020）年度から、妊娠・出産・子育てに関する相談や個別に支援プランの作成・支援を行う「子育て世代包括支援センター」を設置・運営をしています。

提供体制、確保策の考え方

- 子育て世代包括支援センターで有用な情報の提供及び相談に対応すること等により、切れ目のない相談・支援を行っています。

図表 71 利用者支援事業（従来の子育て世代包括支援センター⁵）の量の見込みと確保の状況

単位：か所

推計値	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1	-	-	-	-
②確保方策	1	-	-	-	-
過不足（②-①）	0	-	-	-	-

- 令和8（2026）年度に「こども家庭センター」を新たに設置し、相談・支援体制の充実を図ります。

図表 72 利用者支援事業（こども家庭センター型）の量の見込みと確保の状況

単位：か所

推計値	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	-	1	1	1	1
②確保方策	-	1	1	1	1
過不足（②-①）	-	0	0	0	0

⁵ 子育て世代包括支援センターは、子ども・子育て支援交付金交付要綱の「こども家庭センター」の母子保健機能を有しています。

2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の支援を行う事業です。

実施状況

○本市のわんパーク、認定こども園の「にこにこルーム」、「ひばりパーク」、「つぼみひろば」、里山子育てひろばの「木のこん」で開催しています。子育て相談や子育てサークル活動の場の提供、講座なども実施しています。

提供体制、確保策の考え方

○ホントカ。の開設、令和8（2026）年の（仮称）防災センターのオープンにより、利用者数は減少することが見込まれますが、子育て世帯の孤立防止や、情報提供・相談支援の場として事業を継続します。

○交流の場や相談窓口について周知を図り、利用促進につなげます。

図表 73 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

単位：人回

推計値	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	807	799	759	752	744
②確保方策	807	799	759	752	744
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

3) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦・産婦や配偶者、特に0歳～2歳の低年齢期子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて適切な支援先につなぐ伴走型相談支援と、主に妊婦・その配偶者等に対する、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体的に実施する事業です。

提供体制、確保策の考え方

○関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を継続します。

図表 74 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：回

推計値	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	453	450	447	444	441
②確保方策	400	400	400	400	400
過不足（②－①）	△53	△50	△47	△44	△41

(2) 訪問型事業

1) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

実 施 状 況

○産婦・新生児訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）を、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に開業助産師等が訪問し、養育環境の把握や子育て支援に関する情報提供を行っています。

提供体制、確保策の考え方

○100%の訪問を目指し、関係機関との連携を図ります。

図表 75 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	151	150	149	148	147
②確保方策	151	150	149	148	147
過不足(②－①)	0	0	0	0	0

2) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

実 施 状 況

○妊娠前から就園前までの親子に関わる母子保健事業において、児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある対象者を把握し、関係機関と連携して、養育に関する助言・指導を行っています。

提供体制、確保策の考え方

○関係機関との連携を強化するとともに、支援内容の充実を図ります。

図表 76 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	83	78	72	67	61
②確保方策	83	78	72	67	61
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(3) 通所型事業

2) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。

現在、本市には、児童養護施設等はありませんが、必要が生じた場合には、市外施設の利用により提供体制を確保していきます。

3) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、原則として日中に、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センター等で一時的な預かりを行う事業です。

実 施 状 況

○市内のすべての認定こども園で、在園する1号認定の児童を対象とした預かり保育事業を実施しています。

○市立保育園・認定こども園・わんパークで就学前までの児童を対象に預かりを実施しています。

○ファミリー・サポート・センターでは、依頼会員と提供会員の相互援助活動により土曜日・日曜日など休日の預かりも実施しています。

提供体制、確保策の考え方

○子育てで負担を軽減する目的での利用が可能であることを周知するとともに、提供体制の確保に努めます。

図表 77 一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	3,078	2,859	2,778	2,627	2,610
幼稚園の預かり保育	2,331	2,126	2,059	1,922	1,919
幼稚園以外の預かり保育以外	747	733	719	705	691
②確保方策	3,511	3,306	3,239	3,102	3,099
幼稚園の預かり保育	2,331	2,126	2,059	1,922	1,919
幼稚園以外の預かり保育以外	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
過不足(②-①)	433	447	461	475	489

4) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日・利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施する事業です。

実 施 状 況

○仕事の都合などで通常の保育時間外も保育を利用する場合は、保育時間を延長して保育を実施しています。

- ・早朝保育：午前7時15分から
- ・延長保育：月曜日～金曜日 午後7時まで
土曜日 午後1時まで※一部の園で午後6時まで

提供体制、確保策の考え方

○提供体制の確保に努めます。土・日曜日及び夜間については、現在の実施状況や今後のニーズを踏まえて検討します。

図表 78 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	141	149	160	169	187
②確保方策	240	240	240	240	240
過不足（②－①）	99	91	80	71	53

5) 病児保育事業

病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

実 施 状 況

〇令和2（2020）年1月より「あすえ〜る」内に病児病後児保育室を開設し、病児・病後児保育事業を実施しています。

提供体制、確保策の考え方

〇病児病後児保育室にて、保育サービスの提供を継続します。

図表 79 病児保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	146	148	150	152	154
②確保方策	732	732	732	732	732
過不足（②－①）	586	584	582	580	578

(4) 家庭支援事業

1) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業です。

提供体制、確保策の考え方

〇こども家庭センターの設置とともに、必要性を検討します。

図表 80 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	-	-	8	8	8
②確保方策	-	-	8	8	8
過不足(②-①)	-	-	0	0	0

2) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に関する課題を抱える児童について、児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

提供体制、確保策の考え方

〇今後必要性を検討します。

図表 81 児童育成支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	21	21	20	19	18
②確保方策	21	21	20	19	18
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

3) 親子関係形成支援事業【新規】

親子間における適切な関係性の構築を目的として、保護者及び児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みを共有したり、情報交換できる場を提供する事業です。

提供体制、確保策の考え方

〇家庭における療育を目的としたBPプログラムやペアレントトレーニングなどを通じて、親子の絆づくりを進めます。

図表 82 親子関係形成支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	8	8	8	8	8
②確保方策	8	8	8	8	8
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(5) その他事業

1) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

実施状況

○妊婦の健康管理を目的とし、医療機関に委託して健診を実施しており、14回まで公費助成を行っています。

提供体制、確保策の考え方

○妊婦の健康管理及び経済的負担の軽減を図り、安全にかつ安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、14回分の受診券を交付します。

○適切な週数に応じて受診できるように周知を図ります。

図表 83 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1,586	1,575	1,565	1,554	1,544
②確保方策	1,586	1,575	1,565	1,554	1,544
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

2) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）※就学児

子育て中の保護者を対象として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

実施状況

○ファミリー・サポート・センター事務局（わんパーク内）にアドバイザーを配置し、援助の依頼の受付や援助が可能な提供会員との調整等を行っています。

○定期的に提供会員・依頼会員向けの説明会を開催し、会員数の増加に努めています。

提供体制、確保策の考え方

○提供会員の増加により提供体制は確保できています。定期的な説明会の開催や広報等を継続し、事業の周知を行っていきます。

図表 84 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

の量の見込みと確保の状況 ※就学児

単位：人日

推計値	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	33	34	35	36	37
②確保方策	360	360	360	360	360
過不足（②－①）	327	326	325	324	323

3）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のために、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関や構成機関の職員の専門性の強化及び連携強化を図る事業です。

実 施 状 況

○小千谷市子どもを守る地域連絡会を設置し、要保護児童等について関係機関と連携をとりながら対応しています。

提供体制、確保策の考え方

○各種会議や研修会等の開催により、専門性の向上、関係機関の連携強化を図ります。

4）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現在、本市では当該事業を実施していません。

5）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

現在、本市では待機児童が発生していないため、当該事業を実施していません。

6) 産後ケア事業【新規】

出産後の母親の体の回復を図るとともに、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導などを行う事業です。委託医療機関に宿泊もしくは滞在、または助産師による訪問を行います。

提供体制、確保策の考え方

○医療機関や開業助産師と連携し、事業を周知するとともに、産婦が利用しやすいように体制整備に努めます。

○妊産婦訪問指導による助産師等からの事業周知と利用の勧奨を継続します。

図表 85 産後ケア事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	6	6	6	6	6
②確保方策	6	6	6	6	6
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

6. 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

国は「新・放課後子ども総合プラン」に続き「放課後児童対策パッケージ」においても、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を一体的または連携して実施することを目指しています。

実 施 状 況

○放課後児童クラブの利用ニーズは高い状況が続いています。

○放課後子ども教室は、地域の方々の協力を得ながら現在市内5つの小学校で週に1回実施しており、保護者の就労状況に関わらず、放課後児童クラブの利用児童を含むすべての児童を対象とした多様な体験・活動の場の提供に取り組んでいます。

提供体制、確保策の考え方

- 少子化が進む一方で、家族形態や保護者の就労形態の多様化により、放課後児童クラブの利用ニーズは高い状況が続くと見込まれます。学校区ごとのニーズ把握を行いながら、提供体制を確保していきます。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室が、連携するとともに、事業の安定的な運営と児童への保育の質の向上に取り組み、利用する児童が心身ともに健やかに成長していくよう努めます。

図表 86 放課後児童クラブの量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	477	480	444	445	436
1年生	137	134	114	135	122
2年生	135	138	126	109	127
3年生	81	90	90	86	76
4年生	64	59	61	62	58
5年生	45	44	40	42	42
6年生	15	15	13	11	11
②確保の状況	480	480	480	480	480
1年生	137	137	137	137	137
2年生	138	138	138	138	138
3年生	81	81	81	81	81
4年生	64	64	64	64	64
5年生	45	45	45	45	45
6年生	15	15	15	15	15
過不足(②-①)	3	0	36	35	44

7. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進

(1) 認定こども園の普及について

認定こども園は、保護者の就労状況など家庭状況に変化があった場合でもこどもを柔軟に受け入れることができます。また、認定こども園は、すべての子育て家庭を対象にした子育て相談や親子の集いの場の提供など、地域における子育て支援の役割を担い、利用者の利便性の向上につながる施設です。

本市では、多様化する教育・保育ニーズに対応するために、すべての幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行しました。今後も教育・保育ニーズを注視しながら、認定こども園による教育・保育の一体的な提供を継続していく必要があります。

(2) 質の高い教育・保育について

こどもにとっての最善を第一に考え、就学前のこどもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、教諭と保育士が合同での幼保連携に関する研修等を通じ、教育・保育の質の向上に努めます。

また、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスのニーズに対応しつつ、質の向上を図ります。

(3) 幼・保・小連携の取組みの推進について

認定こども園・保育園の教諭や保育士が交流事業や研修・会議等での意見交換・情報共有を行うなど、関係者が共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、幼児教育・保育から小学校教育にこどもが円滑に移行できるように、認定こども園・保育園・小学校の職員同士の交流、こども同士の交流、小学校の体験入学などにより、幼・保・小の連携を推進します。

8. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担や利便性等を考慮した給付を実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、新潟県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。



第7章

計画の推進



1. 計画の推進体制

こども・若者支援にかかる様々な施策を円滑に実施していくために、健康・子育て応援課が中心となり庁内関係部署、関係機関、関連団体などと相互に連携・協力します。

他方、こども・若者への支援は庁内だけで進められるものではないことから、市民をはじめ地域、団体、企業、学校、行政がそれぞれの役割の中で、その能力を最大限に発揮し、対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進する必要があります。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開や双方向の情報交換、効果的な情報発信に努めていきます。

地域での取組（役割）と市全域での取組（役割）が互いに補完し、それぞれの強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により、こども施策にかかる取組を効果的に推進します。

2. 計画の公表及び周知

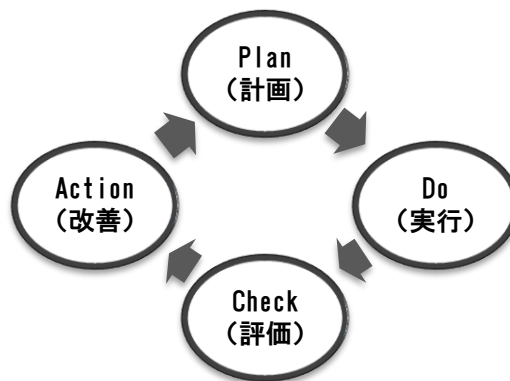
計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。計画の周知にあたっては、市の広報紙やホームページ等を活用するなど効果的な広報活動を実施します。

また、各事業を実施する際、市の広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用し、市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3. 計画の評価と進行管理

こども・若者支援にかかる様々な施策の進捗状況の把握や子ども・子育て支援会議の意見等に基づき、必要に応じて計画の見直しや施策の改善・充実、指標の修正を行いながら、PDCA サイクルにより基本理念の達成を目指します。

図表 87 PDCA サイクル





資料編



1. こどもからの意見聴取結果

(1) 調査概要

- 実施期間 令和 7 年 1 月 15 日～令和 7 年 2 月 4 日
- 調査対象 市立小学生（5、6 年生）、中学生（1～3 年生）、
総合支援学校（小学 5～中学 3 年生）
- 調査方法 学校を通じて電子アンケートフォームを送信し、Web 回答方式で実施

(2) 配信数と回答数

学年	配信数※1	回答件数※2	回答率※3
小学 5 年生	236	197	83%
小学 6 年生	266	219	82%
中学 1 年生	254	140	55%
中学 2 年生	288	208	72%
中学 3 年生	309	150	49%
こたえたくない・未回答	—	47	
全体	1,353	961	

※1 配信数 : ログの回数

※2 回答件数 : 回答受付件数

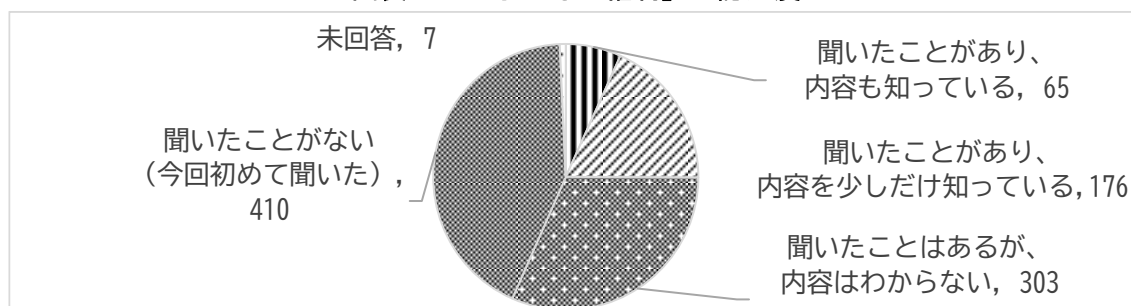
※3 回答率 : 回答件数/配信数×100

(3) 聴取結果

1) こどもの権利

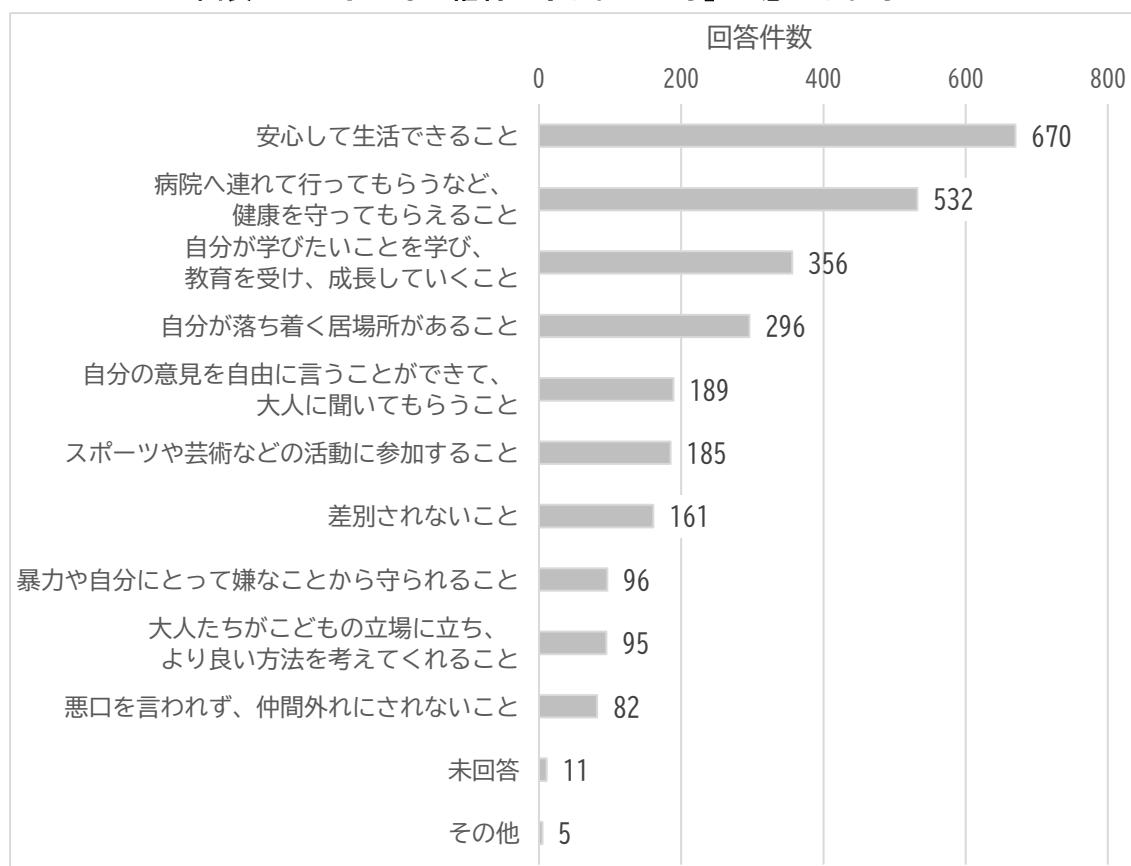
こどもの権利の認知度調査で、「聞いたことがない」と回答した件数が 410 件、「聞いたことがあるが、内容はわからない」と回答した件数が 303 件となっています。

図表 88 「子どもの権利」の認知度



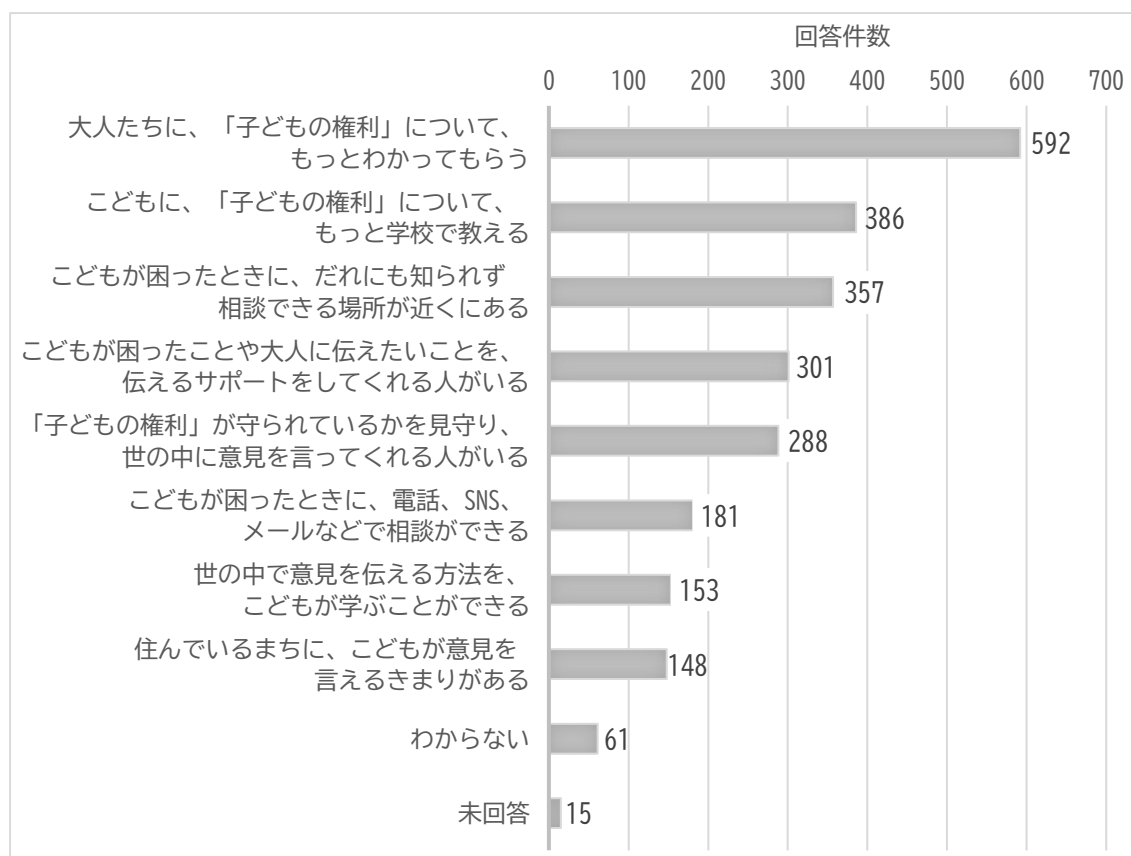
「子どもの権利が守られている」と感じられることは、「安心して生活できること」が670件で最も多く、次いで「病院へ連れて行ってもらうなど、健康を守ってもらうこと」が532件となっています。

図表 89 「子どもの権利が守られている」と感じられること



「子どもの権利」が守られるために、特に大切だと思っていることは、「大人たちに、「子どもの権利」について、もっとわかってもらう」が592件で最も多く、次いで「こどもに、「子どもの権利」について、もっと学校で教える」が386件、「こどもが困ったときに、だれにも知られず相談できる場所が近くにある」が357件となっています。

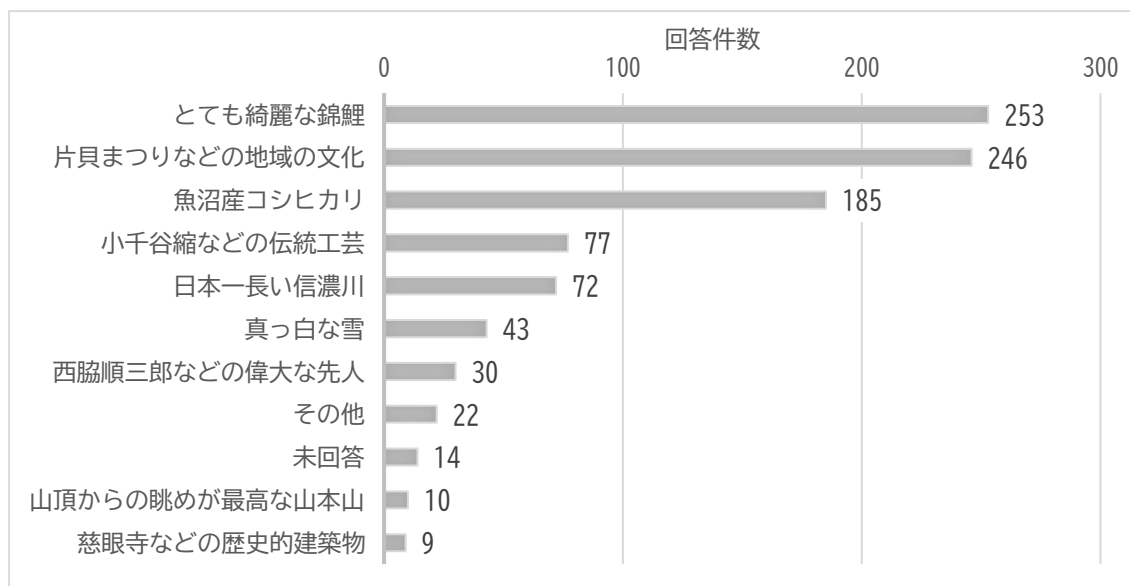
図表 90 「子どもの権利」が守られるために、特に大切だと思うこと



2) 小千谷市の誇り

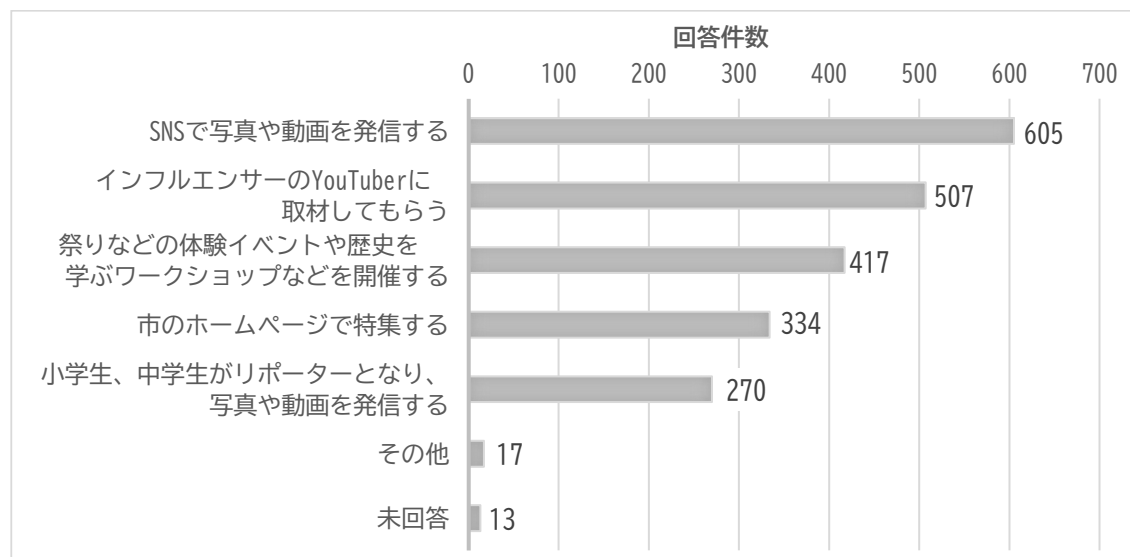
小千谷市が世界に誇れることを調査した結果、「とても綺麗な錦鯉」が 253 件と最も多く、「片貝まつりなどの地域の文化」が 246 件、「魚沼産コシヒカリ」が 185 件となっています。

図表 91 小千谷市が世界に誇れること



誇れることを日本や世界へ PR する方法は、「SNS で写真や動画を発信する」が 605 件で最も多く、「インフルエンサーの YouTuber に取材してもらう」が 507 件、「祭りなどの体験イベントや歴史を学ぶワークショップなどを開催する」が 417 件となっています。

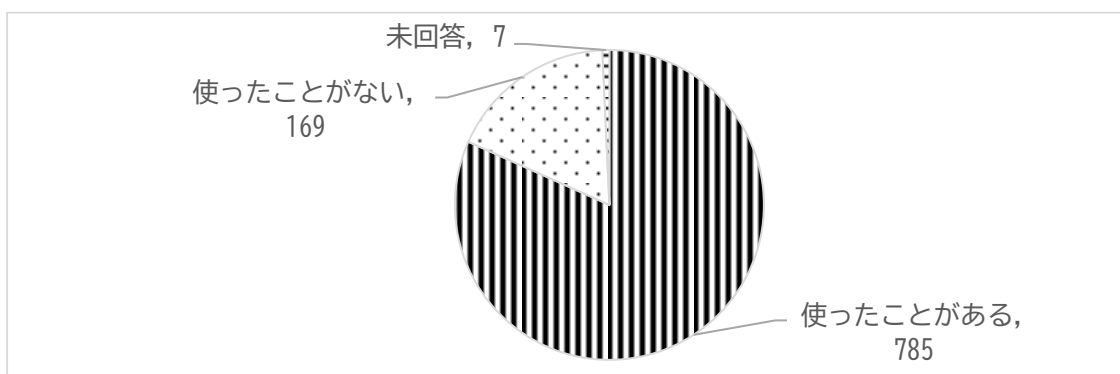
図表 92 小千谷市が世界に誇れることを日本や世界へ PR する方法



3) 「ホントカ。」の利用

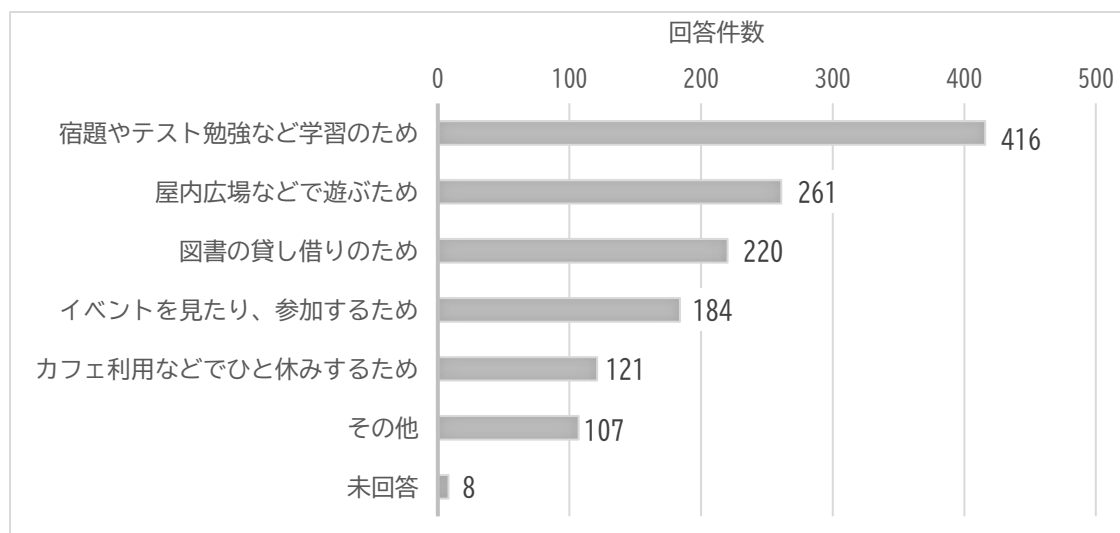
「ホントカ。」の利用調査では、「使ったことがある」と回答した件数が 785 件、「使ったことがない」と回答した件数が 169 件でした。

図表 93 「ホントカ。」の利用



利用した理由は「宿題やテスト勉強など学習のため」が 416 件と最も多く、「屋内広場などで遊ぶため」が 261 件、「図書の貸し借りのため」が 220 件となっています。

図表 94 「ホントカ。」を使った理由



「ホントカ。」をもっと使いたくなる方法について、以下のような意見があげられています。

図表 95 「ホントカ。」をもっと使いたくなる方法

静かで集中できる勉強スペースが欲しい
勉強専用の部屋を作ってほしい
中学生専用の勉強するエリアを作ってほしい
本やコンテンツの充実
中学生も遊べる場所を作る
Wi-Fi が簡単に使え、勉強スペースをもっと広くしてほしい
もっとイベントを増やす

一方、「ホントカ。」を使ったことがない理由について、以下のようにあげられています。

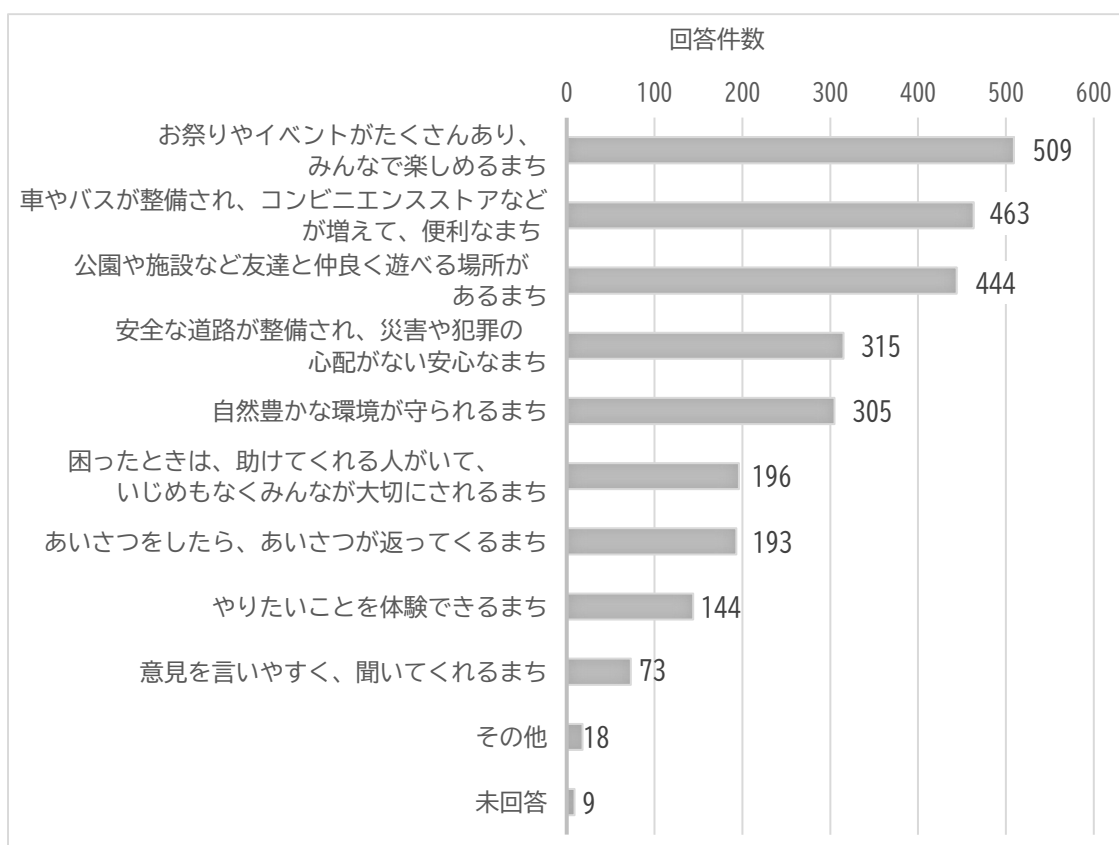
図表 96 「ホントカ。」を使ったことがない理由

忙しくて使う暇がない
本に興味がない
家から遠い
行く用事がないから
混んでるから、使いたいと思わない
知らなかった

4) こどもまんなかまちづくり

小千谷市がどのようなまちになったらいいか調査した結果、「お祭りやイベントがあり、みんなで楽しめるまち」が 509 件で最も多く、次いで「車やバスが整備され、コンビニエンスストアなどが増えて便利なまち」が 463 件、「公園や施設など友達と仲良く遊べる場所があるまち」が 444 件となっています。

図表 97 小千谷市がどのようなまちになったらいいと思うか



2. 小千谷市子ども・子育て支援会議

(1) 設置要綱

○小千谷市子ども・子育て支援会議設置要綱

平成25年9月20日 告示第100号

改正 令和2年3月26日 告示第32号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、小千谷市子ども・子育て支援会議（以下「子ども・子育て支援会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て支援会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 小千谷市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 小千谷市における子ども・子育て支援策の実施状況を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て支援会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 子育て支援団体に属する者
- (4) 子育て支援事業に従事する者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て支援会議に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て支援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 子ども・子育て支援会議の関係者は、会議で知り得た個人情報を他に漏らすてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て支援会議の庶務は、健康・子育て応援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日告示第32号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

区 分	氏 名	勤務先又は職業等	備 考
学識経験を有する者	仁田原 義之	にたはらこどもクリニック 医師	副会長
	宮崎 弥英子	厚生連小千谷総合病院副看護部長	
	関 昌 子	小千谷市民生児童委員協議会 主任児童委員	会長
教育関係者	上 村 一 彦	小千谷市教育委員会 管理主事兼指導主事	
	阿部 由美子	千田小学校教頭	
子育て支援団体に属する者	谷 口 博 文	手をつなぐ育成会 理事	
	神 林 恵 子	片貝花火っ子キッズ代表	
	廣 川 律 子	ファミリー・サポート・センター提供会員	
子育て支援事業に従事する者	佐 藤 陽 介	幼保連携型認定こども園小千谷幼稚園 園長	
	金 子 裕 子	小千谷市社会福祉協議会事務局長	
子どもの保護者	横 田 香	小千谷小学校PTA副会長	
	野 村 翔 子	片貝保育園あおぞら会会長	
公募による者	青 木 直 也	慶友はるかぜ福祉会	
	西脇 真理子	学童クラブみんなの家	

(3) 会議の開催日と審議内容

日程		議事
令和五年度	11月28日 〔第1回〕	1. 子ども・子育て支援会議について 2. 小千谷市子ども・子育て支援事業計画と次期計画策定について 3. アンケート調査の実施について 4. 令和4年度小千谷次世代育成支援後期行動計画継承事業及び子ども・子育て支援事業の実績報告について
	3月13日 〔第2回〕	1. アンケート調査結果について 2. 保育園・認定こども園の入園状況について
令和六年度	7月11日 〔第1回〕	1. 計画策定の進め方について 2. 調査結果について 3. 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価 4. 小千谷市の子育てをめぐる現状と課題
	9月26日 〔第2回〕	1. 小千谷市こども計画の基本理念の策定について 2. 小千谷市こども計画の基本方針の策定について 3. 小千谷市こども計画の骨子案及び対象事業について 4. 小千谷市こども計画素案（導入から現状と課題まで）
	12月11日 〔第3回〕	1. 小千谷市こども計画の素案について 2. こどもからの意見聴取などについて
	2月13日 〔第4回〕	1. パブリックコメント、子どもからの意見聴取の結果について 2. パブリックコメント、こどもからの意見に係る小千谷市こども計画案への反映について



小千谷市こども計画

発行日 令和7年3月

発行者 小千谷市 健康・子育て応援課

住 所 〒947-0028 新潟県小千谷市城内4丁目1番38号

T E L 0258-83-3640 F A X 0258-82-8964

